

平成30年度

宮城県歳入歳出決算審査意見書

宮城県基金運用状況審査意見書

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮城県監査委員



目 次

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

|     |              |       |    |
|-----|--------------|-------|----|
| 1   | 審査の対象        | ----- | 1  |
| 2   | 審査の方法        | ----- | 1  |
| 3   | 審査の結果及び意見    | ----- | 2  |
| (1) | 審査の結果        | ----- | 2  |
| (2) | 意見           | ----- | 7  |
| 4   | 決算の概要        | ----- | 17 |
| 5   | 決算参考資料       | ----- | 20 |
| (1) | 一般会計         |       |    |
| ア   | 款別歳入額        | ----- | 20 |
| イ   | 県税税目別課税収入状況  | ----- | 21 |
| ウ   | 県税以外の収入未済状況  | ----- | 22 |
| エ   | 款別歳出額        | ----- | 24 |
| オ   | 前年度からの繰越額一覧表 | ----- | 25 |
| カ   | 翌年度への繰越額一覧表  | ----- | 26 |
| キ   | 四半期別資金の状況調   | ----- | 28 |
| (2) | 特別会計         |       |    |
| ア   | 会計別歳入額       | ----- | 30 |
| イ   | 会計別歳出額       | ----- | 31 |
| ウ   | 収入未済状況       | ----- | 32 |
| エ   | 前年度からの繰越額一覧表 | ----- | 33 |
| オ   | 翌年度への繰越額一覧表  | ----- | 33 |
| カ   | 四半期別資金の状況調   | ----- | 34 |
| (3) | 財産等          |       |    |
| ア   | 公有財産         | ----- | 36 |
| イ   | 重要物品         | ----- | 38 |
| ウ   | 債務保証及び損失補償   | ----- | 38 |
| エ   | 債権           | ----- | 38 |
| オ   | 基金           | ----- | 42 |
| カ   | 県債           | ----- | 45 |

## II 宮城県基金運用状況審査意見書

|     |                 |       |    |
|-----|-----------------|-------|----|
| 1   | 審査の対象           | ----- | 47 |
| 2   | 審査の方法           | ----- | 47 |
| 3   | 運用の状況           | ----- | 48 |
| (1) | 土地基金            | ----- | 48 |
| (2) | 企業立地資金貸付基金      | ----- | 49 |
| (3) | 美術品取得基金         | ----- | 50 |
| (4) | 高等学校等育英奨学資金貸付基金 | ----- | 51 |
| 4   | 審査の結果及び意見       | ----- | 52 |

## III 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

|   |           |       |    |
|---|-----------|-------|----|
| 1 | 審査の対象     | ----- | 53 |
| 2 | 審査の方法     | ----- | 53 |
| 3 | 審査の結果及び意見 | ----- | 54 |

### 〈参考〉前年度意見に対する執行部の対応状況

|   |                           |       |    |
|---|---------------------------|-------|----|
| ・ | 前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況     | ----- | 59 |
| ・ | 前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況 | ----- | 92 |

宮監委 第 50 号

令和元年 9 月 10 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

|         |           |
|---------|-----------|
| 宮城県監査委員 | 中 島 源 陽   |
| 宮城県監査委員 | す だ う 哲   |
| 宮城県監査委員 | 石 森 建 二   |
| 宮城県監査委員 | 成 田 由 加 里 |

平成 30 年度宮城県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により審査に付された平成 30 年度宮城県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに平成 30 年度宮城県基金運用状況について、別添のとおり意見書を提出します。



宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書





# I 宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

## 1 審 査 の 対 象

令和元年7月11日審査に付された平成30年度宮城県歳入歳出決算は、次のとおりである。

- (1) 宮 城 県 一 般 会 計 決 算
- (2) 宮 城 県 公 債 費 特 別 会 計 決 算
- (3) 宮 城 県 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計 決 算
- (4) 宮 城 県 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 決 算
- (5) 宮 城 県 中 小 企 業 高 度 化 資 金 特 別 会 計 決 算
- (6) 宮 城 県 農 業 改 良 資 金 特 別 会 計 決 算
- (7) 宮 城 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 特 別 会 計 決 算
- (8) 宮 城 県 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 特 別 会 計 決 算
- (9) 宮 城 県 県 有 林 特 別 会 計 決 算
- (10) 宮 城 県 土 地 取 得 特 別 会 計 決 算
- (11) 宮 城 県 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 決 算
- (12) 宮 城 県 流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計 決 算
- (13) 宮 城 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計 決 算

## 2 審 査 の 方 法

一般会計及び各特別会計の全般について、決算の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、収入、支出、契約及び財産管理等の財務の執行に関する事務については、関係法令等に基づき適正に処理されているかの視点をもって、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に行なった定期監査及び例月出納検査の結果を参照し、慎重に審査を行った。県警察については、会計帳票・証拠書類の調査に加え、捜査員から聴取調査を実施した。

### 3 審査の結果及び意見

#### (1) 審査の結果

平成 30 年度宮城県歳入歳出決算について審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数は正確と認められた。また、収入、支出、契約及び財産管理等の財務に関する事務の執行については、関係法令等に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。

以下において、留意改善すべき事項として、既に実施した定期監査等（平成 30 年 9 月から令和元年 8 月まで実施）において認められた不適切な事務処理の内容を示す。

#### [収入関係事務]

- ① 県税の収入未済額は、31 億 9,127 万 8,446 円と前年度を 5 億 3,867 万 7,221 円（△ 14.4%）下回り大幅に縮減されている。しかし、依然として多額の収入未済額が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。

○県税収入未済額 【税務課・地方税徴収対策室、各県税事務所(地域事務所含む。)]

|      |                 |                   |                                  |
|------|-----------------|-------------------|----------------------------------|
| 現年度分 | 1,213,067,263 円 | (1,459,301,095 円) |                                  |
| 過年度分 | 1,978,211,183 円 | (2,270,654,572 円) |                                  |
| 合 計  | 3,191,278,446 円 | (3,729,955,667 円) | * ( ) 内の数字は、平成 29 年度決算額を表す。以下同じ。 |

- ② 県税以外の収入未済額（繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源等を除く。）は、特別納付金、生活保護扶助費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、補助金等精算返還金（事業復興型雇用創出助成金等）など一般会計及び特別会計の合計で 16 億 5,502 万 2,979 円と前年度を 4 億 7,580 万 2,584 円（△ 22.3%）下回った。これは、特別納付金などの収入未済額が増加した一方で、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金や県営住宅使用料の収入未済額が減少したほか、一般会計で 7 億 6,635 万 2,778 円を不納欠損処分したことなどによるものである。収入未済の縮減に向け、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

○生活保護扶助費返還金に係る収入未済額 【各保健福祉事務所(地域事務所を除く。)]

|      |               |                 |
|------|---------------|-----------------|
| 現年度分 | 14,960,330 円  | ( 30,766,621 円) |
| 過年度分 | 105,344,628 円 | ( 92,704,738 円) |
| 合 計  | 120,304,958 円 | (123,471,359 円) |

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等、児童保護費及び児童扶養手当給付費返還金に係る収入未済額 【子育て支援課、各保健福祉事務所(地域事務所を含む。)、各児童相談所】

・母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等

|      |              |                 |
|------|--------------|-----------------|
| 現年度分 | 8,327,774 円  | ( 10,619,164 円) |
| 過年度分 | 71,168,128 円 | ( 81,240,949 円) |
| 合 計  | 79,495,902 円 | ( 91,860,113 円) |

・児童保護費

|      |              |                 |
|------|--------------|-----------------|
| 現年度分 | 2,883,068 円  | ( 4,027,770 円)  |
| 過年度分 | 13,010,680 円 | ( 11,360,880 円) |
| 合 計  | 15,893,748 円 | ( 15,388,650 円) |

・児童扶養手当給付費返還金

|      |              |                 |
|------|--------------|-----------------|
| 現年度分 | 1,295,370 円  | ( 2,839,230 円)  |
| 過年度分 | 13,729,660 円 | ( 11,699,770 円) |
| 合 計  | 15,025,030 円 | ( 14,539,000 円) |

○補助金返還加算金及び補助金返還延滞金(平成 23 年度産業廃棄物再生資源化・再生資源利活用設備等整備事業費補助金及び平成 24 年度みやぎ産業廃棄物 3 R 等推進設備整備事業補助金)に係る収入未済額 【環境政策課・再生可能エネルギー室】

・補助金返還加算金

|      |              |        |
|------|--------------|--------|
| 現年度分 | 21,803,500 円 | ( 0 円) |
| 過年度分 | 0 円          | ( 0 円) |
| 合 計  | 21,803,500 円 | ( 0 円) |

・補助金返還延滞金

|      |             |        |
|------|-------------|--------|
| 現年度分 | 9,860,100 円 | ( 0 円) |
| 過年度分 | 0 円         | ( 0 円) |
| 合 計  | 9,860,100 円 | ( 0 円) |

○特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額 【循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室】

|      |               |                 |
|------|---------------|-----------------|
| 現年度分 | 26,171,075 円  | （ 28,668,036 円） |
| 過年度分 | 663,891,304 円 | （636,100,736 円） |
| 合 計  | 690,062,379 円 | （664,768,772 円） |

○補助金等精算返還金及び補助金返還加算金（事業復興型雇用創出助成金）に係る収入未済額 【雇用対策課】

・補助金等精算返還金

|      |              |                 |
|------|--------------|-----------------|
| 現年度分 | 1,594,000 円  | （ 0 円）          |
| 過年度分 | 52,725,000 円 | （ 59,975,000 円） |
| 合 計  | 54,319,000 円 | （ 59,975,000 円） |

・補助金返還加算金

|      |           |        |
|------|-----------|--------|
| 現年度分 | 209,254 円 | （ 0 円） |
| 過年度分 | 0 円       | （ 0 円） |
| 合 計  | 209,254 円 | （ 0 円） |

○県営住宅使用料に係る収入未済額 【住宅課】

|      |              |                 |
|------|--------------|-----------------|
| 現年度分 | 16,071,270 円 | （ 19,287,274 円） |
| 過年度分 | 23,057,109 円 | （ 27,443,721 円） |
| 合 計  | 39,128,379 円 | （ 46,730,995 円） |

○その他の収入未済額

|      |               |                   |
|------|---------------|-------------------|
| 現年度分 | 170,688,584 円 | （ 27,026,671 円）   |
| 過年度分 | 438,232,145 円 | （1,087,065,003 円） |
| 合 計  | 608,920,729 円 | （1,114,091,674 円） |

③ 調定遅延及び調定の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○通勤手当の返納において、調定遅延があったもの：【環境対策課】

○普通財産の貸付料において、調定遅延があったもの：【消費生活・文化課】

○平成26年度から平成29年度までの間、一部の河川占用料を二重調定し、還付金及び還付加算金が発生したものの：【仙台土木事務所】

④ 海岸占用許可事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○適用する条例を誤ったもの：【仙台地方振興事務所】

⑤ 法令に根拠のない使用料の徴収が認められたので、改善されたい。

○学校の合宿所の使用に際し、条例に定めのない使用料を徴収し、管理していたもの：【古川工業高等学校】

#### [支出関係事務]

① 賃金、旅費、需用費及び使用料において、支払遅延、支払いの誤り等が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○旅費、需用費等の支払遅延及び手続の遅れが相当数あったもの：【環境政策課・再生可能エネルギー室】

○賃金の支給額の誤り及び未払いがあったもの【松島高等学校】

○需用費の二重払いがあったもの【多賀城高等学校】

② 需用費及び委託料において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○委託料を出納閉鎖後に翌会計年度予算から支出したものの：【障害福祉課】

○ガソリン購入券を私的に使用したものの：【警察本部】

#### [財産管理関係事務]

① 介護福祉士等修学資金貸付金において、債権管理が適正になされていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○貸付金について、貸付後の貸与者に対する必要な確認を行っていないもの：【長寿社会政策課】

② 公有財産の譲渡手続において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○市町村と合意した県有工作物の譲渡において、譲渡契約の締結がなされていないもの：【防災砂防課】

③ 物品の寄附受納手続について、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

- 車両の寄附において、寄附申込み及び寄附受納手続完了前に、公印を使用して県名義で車両登録を行い、使用していたもの：【高校教育課、柴田農林高等学校】

#### [契約関係事務]

① 委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

- 予定価格調書が封書にされていなかったもの【行政経営推進課】
- 検査検収を実施していなかったもの：【精神保健福祉センター】
- 建築基準法による県立学校の防火設備点検に必要な予算措置及び委託契約を行っていないもの。また、効率的かつ経済的な委託契約を行わなかったもの：【高校教育課】

② 工事において、誤った施工により対策工事が生じる事態が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

- 防潮堤の建設工事において、設計や施工の確認が不十分だったため、本来計画した高さよりも高く施工したもの：【気仙沼地方振興事務所】

#### [その他の事務]

① 事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

- 法人事業税及び不動産取得税の課税免除において、決裁を受けずに処理をしたもの：【塩釜県税事務所】
- 前年度指摘した許可事務の申請書の放置等による許可証の交付遅延において、事務改善の不徹底が認められもの：【北部保健福祉事務所栗原地域事務所】
- 国費歳入事務（補助金の交付額の確定に伴う返還）において、債務者に対する納入告知書の送付を遅延し、延滞金を発生させたもの。また、同延滞金が県の債務ではないにもかかわらず、県費で支払いを行ったもの：【会計課・会計指導検査室】
- 授業料について、口座引落が不要な保護者から引落しをしたもの。また、負担金から授業料への支出の対象者を誤ったもの：【多賀城高等学校】

② 団体会計等において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

- 他団体補助金受入口座等から、私的に流用したもの：【石巻工業高等学校】

## (2) 意見

「宮城県震災復興計画」の発展期（平成30年度～令和2年度）の1年目である平成30年度は、「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」に基づき、復興関連事業などが引き続き実施された。これらの事務事業の実施状況について、付託された平成30年度歳入歳出決算に係る審査の結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

### ① 財政の運営について

#### 本県の財政状況

##### （決算状況）

本県の平成30年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆7,132億583万2,477円、歳出決算額は1兆6,158億1,329万4,903円で、歳入歳出差引額（形式収支額）は973億9,253万7,574円の黒字となった。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源714億1,474万7,985円を控除した実質収支額は、259億7,778万9,589円で、このうち一般会計の実質収支額は190億5,252万9,193円の黒字となった。

基金は、計39基金で、現在高総額3,586億9,925万7,638円であり、前年度と比べ111億5,302万5,266円の減少となっている。

県債残高は1兆6,900億1,048万9,487円で前年度と比べ88億6,005万5,851円の減少（△0.5%）で、5年連続の減少となっており、財政調整基金及び県債管理基金の合計残高は1,532億2,723万3,086円で、前年度と比べ224億5,037万9,506円の増加（+17.2%）となっている。

このように、一般会計の実質収支額が黒字を計上し、財政調整基金等の現在高も増加しているものの、県税収入の伸びが鈍化するなど地方一般財源総額の大幅な伸びが期待しにくい中、毎年度、当初予算編成時には、財源不足に対応するため財政調整基金等の多額の取崩しを余儀なくされており、平成30年度当初予算編成時には、最終的に起債にまでは至らなかったとは言え、特例的な県債である退職手当債の計上まで行っている厳しい財政状況にある。

(経済性・効率性・有効性重視の財政運営)

県では現在、「宮城県震災復興計画」における最後の3年間の取組を進めているところであるが、復興期間終了後は国の地方交付税措置や国庫補助金等の取扱いが不透明である上、今後も社会保障関係経費などの増加が見込まれることから、一層財源不足となっていくことが懸念される。

よって、国への要望等も含め、財源の確保には万全を期すとともに、復興期間が終了した後の財政規模の縮小なども見据えながら、これまで以上に経済性・効率性・有効性の観点を重視した財政運営に努められたい。

(精度の高い予算管理と執行)

各課室・地方公所においては、真に必要な事業の予算が確保できるよう、各事業の進捗のチェックや今後所要額の把握等を的確に実施して予算要求と執行管理の精度を高め、年度途中での必要以上の予算補正や年度末での不用額発生を抑制するなど、予算の適切な管理と執行に努められたい。

健全な財政運営と県民への説明責任

(財政力指数と経常収支比率)

県の財政力の強さを示す財政力指数は0.62902で、前年度と比べ0.00118ポイント上昇した。一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については96.8%であり、前年度と比べ0.4ポイント下降はしたが、依然として財政構造の硬直化が続いている。

(健全化判断比率)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている健全化判断比率についてみると、実質公債費比率は13.6%で前年度から0.9ポイント低下し、将来負担比率も164.6%と前年度から7.1ポイント低下している。いずれも、指標は改善しており、健全な基準の範囲内であるものの、財政構造が硬直化している現状を踏まえ、今後も各指標の推移には十分注意が必要である。

(新・みやぎ財政運営戦略)

現在、県では、「新・みやぎ財政運営戦略」に基づき、歳入確保や歳出削減に徹底して取り組んでいるところである。今後も引き続



き、同戦略に基づく財政運営を徹底し、将来にわたって健全で持続可能な財政運営の実現を図るとともに、同戦略の指標である、計画期間（平成30年度～令和2年度）中における実質公債費比率、将来負担比率の安定推移とプライマリー・バランスの黒字安定推移の達成に努められたい。

#### （県民への説明責任）

県民に対しては、毎年財源不足が生じている厳しい現状や今後の見通しなど、現下の県財政の状況全般はもとより、毎年度の各事業の実施による成果、効果等についても、できるだけ分かりやすく継続的に、情報提供を実施されたい。とりわけ、平成20年3月から導入している「みやぎ発展税」や、平成23年4月から導入している「みやぎ環境税」など、一定の政策目的のための超過課税等に関しては、その目的等に加え、追加負担による事業実施の有効性などを丁寧に説明されたい。

#### （公社等外郭団体の経営改善と自律的運営）

県が財政的に関与している点で、公社等外郭団体が健全で自律的な運営を行っていくことも重要であり、平成30年度からは「第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づき、各団体の経営改善や県の財政的関与の適正化などが進められているところである。しかし、平成30年度の財政的援助団体等監査では、債務超過に陥っている団体や累積赤字を有している団体が認められたほか、補助金等の県からの財政的支援に大きく依存した経営を行っている団体も少なくない状況であったことから、低金利時代の下でも資産運用収入低下によるリスクに左右されない安定経営が継続できるよう、各団体の経営改善と自律的運営に向け、改革の取組をさらに推進されたい。また、県の出資等に見合った充実した事業活動が行われるよう、各団体への指導等も引き続き実施されたい。

### 統一的な基準による地方公会計制度への対応

#### （本県における対応状況）

県では、平成28年度決算分から、統一的な基準による地方公会計制度に即した財務書類等を作成・公表している。平成30年度末には、平成29年度決算に基づく貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の財務書類4表及びその附属明細書と、財務書類作成の前提となる固定資産台帳を公表したところである。

(具体の有用な活用)

これらの作成・公表は、平成27年の総務大臣通知に基づくものであるが、地方公会計制度については当初より、財務諸表の予算編成への活用や、固定資産台帳の施設老朽化対策への活用など、作成後における活用が制度上期待されている。

県では現在、総務部、震災復興・企画部及び出納局の関係課によるワーキンググループを開催し、活用策の検討を行っていることから、早期に具体の有用な活用を図られたい。

(必要な研修の充実とシステム導入等)

統一的な基準による地方公会計制度に関しては、複式簿記をはじめとした知識が必要とされることから、担当者はもとより、管理監督者に関しても、必要な知識に係る各種研修を一層充実されたい。その際、段階的なレベル別講習の設定について、検討されたい。

さらに、本制度の導入に伴い、職員の使い勝手に配慮した、業務負担を省力化できるシステムについても導入準備を引き続き進められたい。

## ② 財務の執行について

### 収入未済の縮減と債権管理

(収入未済額の状況)

平成30年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は、総額48億4,630万1,425円で、前年度と比べ10億1,447万9,805円（△17.3%）減少している。

このうち、県税の収入未済額は31億9,127万8,446円で、前年度と比べ5億3,867万7,221円（△14.4%）減少した。これは、過年度分13億1,549万5,147円の回収のほか、3億7,333万6,922円を不納欠損処分したことによる。収入率は98.8%で、前年度を更新し、平成元年度以降最も高い水準となった。

各税目についてみると、個人県民税については、市町村と合同での搜索、共同催告、共同徴収などの実施により、収入未済額は前

年度と比べ5億3,852万2,204円減少したが、個人県民税以外の税目においては、現年分の新たな発生などのため収入未済額は前年度と比べ微減（△15万5,017円）にとどまっている。

一方、県税以外の収入未済額（繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源を除く。）は、16億5,502万2,979円で、前年度と比べ4億7,580万2,584円（△22.3%）減少した。これは、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金や県営住宅使用料などにおいて債権管理の強化が図られたほか、一般会計で7億6,635万2,778円を不納欠損処分したことによるものである。

#### （収入未済額のさらなる縮減）

収入未済額の縮減に向け、様々な取組を実施していることは大いに評価するところであるが、なお48億5千万円という多額の収入未済額が存している状況であることから、引き続き、その縮減に全力を尽くされたい。また、縮減が続く中で現在まだなお残っている収入未済額は、回収困難な案件の割合が高まっていると考えられることから、債権回収会社（サービサー）のさらなる活用のほか、これまでにない新たな対応策も検討されたい。

収入未済額の具体的な内訳では、県の収入の根幹である県税が全体の6割以上を占めていることから、税負担の公平性の観点からも、今後も一層の縮減を図るとともに、県税収入未済額の8割以上を個人県民税が占めていることから、市町村と連携した取組を引き続き強力に進められたい。県税以外の収入未済額についても、「収入未済額縮減推進会議」における情報共有や検討などを通じて、債権回収の一層の強化を図られたい。

#### （現年度分の徴収率向上）

収入未済額縮減のためには、過年度分の回収を進めながら、現年度分で新たな未済額の発生を防止することが肝要である。収入未済額縮減のための様々な取組を進めていくに当たっては、現年度分の徴収率の向上に十分に留意し、収入未済額の新たな発生の防止に努められたい。

#### （貸付金における債権管理の徹底）

これら債権の管理状況についてみると、連帯保証人に対し督促等を行わないままに債権が時効を迎えてしまった案件が認められたので、今後は本人のみならず連帯保証人に対しても、適時に督促等を行うよう徹底されたい。

また、複数の貸付金において、過去の不適切な債権管理により償還の猶予や免除等の手続が行われていなかったため債権額自体が確定していないものが依然として認められたので、その確定処理を急ぐとともに、今後の債権管理事務には万全を期されたい。

なお、貸付金制度が借りに十分に理解されていない状況が認められたので、必要に応じて制度運用の見直しも検討されたい。

### ③ 組織の運営について

#### 内部統制の取組の推進

##### (本県の取組状況)

本県では、「宮城県内部統制基本方針」に基づき、平成27年3月に「宮城県内部統制行動計画～会計事務編～」を作成し、同年7月から、全国に先駆けて、会計事務分野において内部統制の取組を取り入れてきた。具体的にはチェックシートの使用、職場会議の実施、毎年の中間・年間評価などであり、その考え方は年々少しずつ浸透しているところではあるが、まだ決して十分とは言えない。

##### (内部統制導入後の状況)

業務執行上のリスクポイントを想定し予めチェックする内部統制の取組は、業務に内在するリスクに対するリスク管理であり、それを組織内の全ての職員が遂行することで、会計事務であれば業務の正確性や質が担保され、組織及び職員が守られることとなる。従って、内部統制の取組が有効に機能していれば、業務上の誤りは激減するはずである。

しかしながら、定期監査における会計事務の状況を見ると、複数者によるチェックの不足や、職員間の引継、あるいは事業担当者と庶務担当者との連携不足等を原因とした事務処理の誤りが、依然として後を絶たない状況にある。

また、県が法定受託事務として受任している国の会計事務においては、市町村から送付のあった平成30年度分の国庫補助金等に係る請求書を担当者が見落とすなどしたまま、国の支払期限を経過して支払いができなくなるという案件も複数発生している。

##### (内部統制の一層の浸透)

地方自治法が改正され、令和2年度から、毎会計年度、監査委員の意見を付した内部統制評価報告書を議会に提出することが執行

部には義務付けられている。すでに本県では、法改正を受け、内部統制行動計画について、これまでの会計事務に予算・決算・財産も加えた「財務事務編」として改正済であり、令和元年7月からの仮運用と令和2年4月からの正式運用を決定している。

これを機に、内部統制の取組がより実効性あるものとなるよう、制度運用における改善を随時加えながら、県庁全体への、より一層深い浸透を図りたい。その際、内部統制の取組手法は、リスクコントロールであり、県業務における危機管理の手法でもあることから、財務事務に限定しない適用の拡大についても留意されたい。

## 人材の育成と働き方改革の推進

### （震災後の職員の状況）

震災後の知事部局においては、経験の浅い若手職員の割合が年々増加している状況となっている。行政需要は多様化・複雑化・高度化し続けていることから、そうした若手職員に対しては十分な育成指導が必要であるが、震災後は各職員が自らの担当業務に追われており、しかも現在、職員の年齢構成が教える立場である40歳前後の中堅職員の層が最も少ないM字型になっていることから、育成指導の不十分さが懸念される状況となっている。実際、定期監査においては、先輩や上司の指導助言が不十分なために若手職員の事務処理誤りにつながっている事例も多数見受けられている。

一方、全体的な状況としては、復旧・復興業務等により職員一人ひとりの業務負担が増加し、時間外勤務縮減の取組はなされているものの依然として長時間勤務が恒常化しており、精神系疾患による病気休暇取得者・休職者の数も年々増加している状況にある。今後、震災からの復旧・復興業務が落ち着いたとしても、職員各自が多く担当業務を抱え、限られた人数で県業務を運営していく状況は、大きくは変わらないものと推察される。

さらに一方で、今や子育て世代では男性の育児参加への意識が高まり、40代50代の世代では親の介護の問題等が生じているため、育児や介護のために柔軟な働き方を必要としている職員は年々増加しており、きめ細やかな制度的対応が求められている。

### （若手職員の育成指導）

こうした様々な状況への対応として、まず職員の育成に関しては、引き続き、「みやぎ人財育成基本方針」に基づき「創造性豊かで

自律的に行動できる宮城県職員」の育成に努めていく中で、特に若手職員の育成指導に関して、職階研修の継続的な改善や選択制研修の充実など研修制度面のさらなる充実はもとより、平成30年度に本格導入したメンター制度の十二分な活用などを図りながら、若手職員を職場全体で責任を持って育て上げる体制の再構築を図り、その育成に全力を尽くされたい。

(働き方改革の推進)

恒常的な長時間勤務の解消や育児・介護のための柔軟な働き方の実現に関しては、すでに「職員の意識改革」「業務の生産性向上」「ワーク・ライフ・バランスの充実を目指す柔軟な働き方の推進」の3つの柱を軸として、働き方改革のための様々な取組みが試行・推進されているところである。同改革の実現は、職員にとっては満足度の向上、県組織にとっては生産性の向上、県民にとっては組織活性化に伴う県民サービスの向上と、三者それぞれに大きなメリットがあるものであることから、各取組を進めながら職員の意見を丁寧に聞き、庁内での議論を十分に深めて、実効性ある改革の実現を図られたい。

また、県では、令和5年度からの稼働を目標に、現在個別に運用されている財務会計システムや予算編成システムなどを統合した基幹業務システムの導入を目指しているが、その構築に際しては、職員の使い勝手に配慮した、業務のさらなる効率化を実現するシステムとなるよう十分留意するとともに、同システムの構築とあわせて、複雑になっている旅費など制度自体の簡素化についても検討されたい。

なお、同改革においては、新しい取組みや仕組みの導入が注目されがちであるが、何よりも職員一人ひとりの意識改革が最も重要と考えられるので、そのための広報や講習などには十分に注力されたい。

④ 特に配意すべき事項

東日本大震災からの復旧・復興

(復旧・復興の状況)

東日本大震災に係る復旧・復興については、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（発展期：平成30年度～令和2年

度)」に基づき、復旧・復興事業が進められているところである。

公共土木施設では、被災箇所2,296か所のうち2,159か所（約94%）が完成しており、災害公営住宅では、整備計画戸数15,823戸のすべてが完成済である。このほか、農地（復旧対象面積約13,000ha）は約99%が、漁港（被災か所数1,252か所）は約86%が完成済であり、概ね順調に進んでいると言えるが、防潮堤（計画延長240.0km。完了延長106.2km（約44%））のように進ちよく管理になお注意を要するものも残っているところである（いずれも令和元年5月末現在）。

#### （ハード事業の完遂と被災者への支援の継続）

復旧・復興に係るハード事業については、進捗状況を十分に精査しながら、残りわずかとなった計画期間内での各事業の完遂を図られたい。また、児童・生徒をはじめとする被災者の心のケアなど必要な施策を継続するとともに、福島第一原発の事故に伴う放射能問題も、損害賠償請求や風評被害対策等も含め、適切な対応を継続されたい。

なお、復興期間も残り約1年半となったことから、復興期間終了後に県政運営の羅針盤となり得る新たな計画の策定を着実に進められたい。

#### （危機意識の低下防止と復興五輪）

震災発生から8年以上が経過し、震災後に入庁した職員が約3割となるなど、危機意識の低下も懸念されることから、災害等の発生時に迅速に対応できる体制の堅持に努めるとともに、震災の教訓が確実に後世に伝承されるような手立てを引き続き講じられたい。また、来年（令和2年）開催される「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」がまさに復興五輪となるよう、これを機に本県の復興状況やこれまでの多くの支援に対する感謝の気持ちを、様々なかたちで積極的に情報発信されたい。

#### （民間企業、NPO、ボランティア等とのパートナーシップの深化）

震災からの復興の過程で、県と民間企業、NPO、ボランティアなどとのパートナーシップが従来以上に拡大している。今後も復興の過程では、被災者の心のケアのほか、災害公営住宅における孤立化防止や新たな地域コミュニティ構築などにおいて、こうした県以外の主体が担い手として引き続き重要であるとともに、人口減少・少子高齢化社会に対応できる今後の持続可能な行政経営の実現という観点からも、民間企業のノウハウ等の活用は、重要不可欠である。今後も、震災以降蓄積されてきた関係性やノウハウ、仕

組み等の維持・伝承・発展を図りながら、パートナーシップの一層の深化を図られたい。

## 共生社会の形成の推進

### (本県の取組状況)

本県では、「宮城県男女共同参画基本計画(第三次)」に基づき男女共同参画社会の実現に向けた取組を、また、「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき多文化共生社会の形成推進のための取組を、従来からそれぞれ進めているほか、障害を理由とする差別の解消などを内容とする「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)」の制定を目指した検討も進めているところである。

### (共生社会の形成と多様性への配慮)

来年(令和2年)には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、本県にも国内外から多くの方々が訪れることが予想される。これを機に、障害の有無や、国籍、性別、年齢などに関係なく、誰もが安心して暮らせる共生社会の形成に向け、「多様性」に十分に配慮しながら、各取組に一層注力されたい。

### (男女共同参画の推進)

男女共同参画に関して、県の審議会等における女性委員登用の割合が停滞気味であるが、各審議会等における委員構成の硬直化によるものと考えられることから、公募委員の導入・増員など新たな工夫を積極的に取り入れられたい。また、男女共同参画基本計画(第三次)の第一章5「計画の推進」において『社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進していくために、県のすべての事業について、男女共同参画の視点に配慮することを推進します』とあるように、特定の事業だけではなく県の全ての事業において、常にそうした配慮を行いながら事業を推進するよう、留意されたい。



## 4 決 算 の 概 要

平成 30 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は 1 兆 7,132 億 583 万 2,477 円で、前年度の 1 兆 6,173 億 8,190 万 4,940 円と比較し 958 億 2,392 万 7,537 円(5.9 %)増加している。

歳出決算額は 1 兆 6,158 億 1,329 万 4,903 円で、前年度の 1 兆 4,987 億 2,770 万 6,277 円と比較し 1,170 億 8,558 万 8,626 円(7.8 %)増加している。

歳入歳出差引額(形式収支額)は、973 億 9,253 万 7,574 円の黒字となり、前年度の 1,186 億 5,419 万 8,663 円の黒字と比較し 212 億 6,166 万 1,089 円(△ 17.9 %)減少している。

この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源 714 億 1,474 万 7,985 円を控除した実質収支額は 259 億 7,778 万 9,589 円で、このうち一般会計の実質収支額は 190 億 5,252 万 9,193 円となり、前年度の一般会計の実質収支額 148 億 2,982 万 7,005 円と比較し 42 億 2,270 万 2,188 円(28.5 %)増加している。

一般会計の歳入決算額は 1 兆 2,376 億 4,266 万 418 円で、前年度に比べ 1,249 億 8,310 万 2,025 円(△ 9.2 %)減少している。これは、地方消費税清算金が 40 億 6,726 万 8,433 円、地方譲与税が 43 億 8,371 万 5,000 円増加した一方、地方交付税が 111 億 8,050 万 2,000 円、国庫支出金が 530 億 6,672 万 6,852 円、繰入金が 433 億 5,282 万 2,036 円減少したことなどによるものである。

歳出決算額は 1 兆 1,481 億 1,025 万 6,356 円で、前年度に比べ 997 億 6,733 万 6,995 円(△ 8.0 %)減少している。これは、警察費が 26 億 7,117 万 2,748 円、公債費が 28 億 668 万 2,419 円増加した一方、総務費が 126 億 9,564 万 2,418 円、災害復旧費が 503 億 3,982 万 4,084 円、諸支出金が 141 億 3,209 万 3,332 円減少したことなどによるものである。

特別会計の歳入決算額は4,755億6,317万2,059円で、前年度に比べ2,208億702万9,562円(86.7%)増加し、歳出決算額は4,677億303万8,547円で、前年度に比べ2,168億5,292万5,621円(86.4%)増加している。これは、公債費特別会計及び土地取得特別会計において、歳入及び歳出決算額が増加したこと、国民健康保険特別会計の新設などによるものである。

一時借入金は、一般会計では借入限度額1,800億円に対し、最高借入額は平成31年3月20日の47億3,644万円であった。特別会計では国民健康保険特別会計150億円、流域下水道事業特別会計20億円、港湾整備事業特別会計5億円の借入限度額を設定しているが、いずれの会計においても借入れはなかった。

平成30年度末における県債現在高は1兆6,900億1,048万9,487円で、臨時財政対策債、災害復旧事業債、緊急防災・減災事業債、教育・福祉施設等整備事業債については増加となっているが、その他ほとんどの県債は減少となっており、全体としては前年度に比べ88億6,005万5,851円(△0.5%)減少している。

また、財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は1,532億2,723万3,086円となり、前年度よりも224億5,037万9,506円(17.2%)増加している。

財政指標では、地方自治体の財政力を示す財政力指数は0.62902(前年度0.62784)と前年度より改善しているが、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は96.8%(前年度97.2%)と依然として高率を示しており、財政構造の硬直化が続いている。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算額対前年度比較調

(単位:円, %)

| 区 分              | 歳入歳出予算現額<br>(A)        | 歳 入               |                       |                  | 歳 出          |                       |                 | 歳入歳出差引額<br>(B) - (C) |                 |
|------------------|------------------------|-------------------|-----------------------|------------------|--------------|-----------------------|-----------------|----------------------|-----------------|
|                  |                        | 決 算 額<br>(B)      | 予算現額との比較<br>(B) - (A) | (B)/(A)          | 決 算 額<br>(C) | 予算現額との比較<br>(A) - (C) | (C)/(A)         |                      |                 |
| 一<br>般<br>会<br>計 | 平成30年度 (イ)             | 1,390,160,667,902 | 1,237,642,660,418     | △152,518,007,484 | 89.0         | 1,148,110,256,356     | 242,050,411,546 | 82.6                 | 89,532,404,062  |
|                  | 平成29年度 (ロ)             | 1,568,232,383,580 | 1,362,625,762,443     | △205,606,621,137 | 86.9         | 1,247,877,593,351     | 320,354,790,229 | 79.6                 | 114,748,169,092 |
|                  | 比較増減(△)<br>(イ)-(ロ) (ハ) | △178,071,715,678  | △124,983,102,025      | —                | —            | △99,767,336,995       | —               | —                    | △25,215,765,030 |
|                  | (ハ)/(ロ)                | △ 11.4%           | △ 9.2%                | —                | —            | △ 8.0%                | —               | —                    | △ 22.0%         |
| 特<br>別<br>会<br>計 | 平成30年度 (ニ)             | 474,082,592,058   | 475,563,172,059       | 1,480,580,001    | 100.3        | 467,703,038,547       | 6,379,553,511   | 98.7                 | 7,860,133,512   |
|                  | 平成29年度 (ホ)             | 254,117,964,528   | 254,756,142,497       | 638,177,969      | 100.3        | 250,850,112,926       | 3,267,851,602   | 98.7                 | 3,906,029,571   |
|                  | 比較増減(△)<br>(ニ)-(ホ) (ヘ) | 219,964,627,530   | 220,807,029,562       | —                | —            | 216,852,925,621       | —               | —                    | 3,954,103,941   |
|                  | (ヘ)/(ホ)                | 86.6%             | 86.7%                 | —                | —            | 86.4%                 | —               | —                    | 101.2%          |
| 計                | 平成30年度 (ト)             | 1,864,243,259,960 | 1,713,205,832,477     | △151,037,427,483 | 91.9         | 1,615,813,294,903     | 248,429,965,057 | 86.7                 | 97,392,537,574  |
|                  | 平成29年度 (チ)             | 1,822,350,348,108 | 1,617,381,904,940     | △204,968,443,168 | 88.8         | 1,498,727,706,277     | 323,622,641,831 | 82.2                 | 118,654,198,663 |
|                  | 比較増減(△)<br>(ト)-(チ) (リ) | 41,892,911,852    | 95,823,927,537        | —                | —            | 117,085,588,626       | —               | —                    | △21,261,661,089 |
|                  | (リ)/(チ)                | 2.3%              | 5.9%                  | —                | —            | 7.8%                  | —               | —                    | △ 17.9%         |

(注) 歳入決算額には過誤納額を含んでいる。

財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率の年度別推移(平成25～30年度)

| 区 分           | 平成25年度  | 平成26年度  | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度  |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 財 政 力 指 数     | 0.52562 | 0.55892 | 0.59597 | 0.61443 | 0.62784 | 0.62902 |
| 経 常 収 支 比 率   | 96.1%   | 98.6%   | 96.3%   | 96.0%   | 97.2%   | 96.8%   |
| 実 質 公 債 費 比 率 | 14.4%   | 14.1%   | 14.5%   | 14.9%   | 14.5%   | 13.6%   |

## 5 決 算 参 考 資 料

### (1) 一 般 会 計

#### ア 款 別 歳 入 額

| 科 目           | 予 算 現 額<br>(A)                          | 調 定 額<br>(B)      | 左 の 構 成 比 |       | 収 入 済 額<br>(C)    | 左 の 構 成 比 |       | 収 入 率 C/B |       | Cの前<br>年度比<br>H30/H29 | 不 納 欠 損 額     | 収 入 未 済 額        | (C)/(A) |
|---------------|---|-------------------|-----------|-------|-------------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------------------|---------------|------------------|---------|
|               |   |                   | 当 年 度     | 前 年 度 |                   | 当 年 度     | 前 年 度 | 当 年 度     | 前 年 度 |                       |               |                  |         |
| 1 県 税         | 298,765,000,000                         | 302,596,885,626   | 22.3      | 20.7  | 299,032,794,359   | 24.2      | 23.0  | 98.8      | 98.7  | 95.3                  | 373,336,922   | 3,191,278,446    | 100.1   |
| 2 地方消費税清算金    | 88,214,000,000                          | 88,214,789,298    | 6.5       | 5.5   | 88,214,789,298    | 7.1       | 6.2   | 100.0     | 100.0 | 104.8                 | 0             | 0                | 100.0   |
| 3 地方譲与税       | 40,184,000,000                          | 40,199,383,000    | 3.0       | 2.3   | 40,199,383,000    | 3.2       | 2.6   | 100.0     | 100.0 | 112.2                 | 0             | 0                | 100.0   |
| 4 地方特例交付金     | 912,431,000                             | 912,431,000       | 0.1       | 0.0   | 912,431,000       | 0.1       | 0.1   | 100.0     | 100.0 | 126.8                 | 0             | 0                | 100.0   |
| 5 地方交付税       | 190,923,944,000                         | 190,923,944,000   | 14.1      | 13.2  | 190,923,944,000   | 15.4      | 14.8  | 100.0     | 100.0 | 94.5                  | 0             | 0                | 100.0   |
| 6 交通安全対策特別交付金 | 444,994,000                             | 444,994,000       | 0.0       | 0.0   | 444,994,000       | 0.0       | 0.0   | 100.0     | 100.0 | 92.0                  | 0             | 0                | 100.0   |
| 7 分担金及び負担金    | (181,747,000)<br>6,294,418,000          | 6,298,585,130     | 0.5       | 0.5   | 5,703,112,994     | 0.5       | 0.6   | 90.5      | 97.4  | 71.6                  | 2,181,410     | 593,290,726      | 90.6    |
| 8 使用料及び手数料    | 13,421,748,000                          | 13,609,473,352    | 1.0       | 0.9   | 13,559,257,940    | 1.1       | 1.0   | 99.6      | 99.6  | 97.6                  | 0             | 50,215,412       | 101.0   |
| 9 国庫支出金       | (159,371,234,797)<br>364,086,853,797    | 348,937,564,686   | 25.7      | 29.5  | 237,003,747,964   | 19.1      | 21.3  | 67.9      | 64.0  | 81.7                  | 0             | 111,933,816,722  | 65.1    |
| 10 財産収入       | 1,972,010,000                           | 2,016,479,696     | 0.1       | 0.1   | 2,016,479,696     | 0.2       | 0.2   | 100.0     | 100.0 | 96.9                  | 0             | 0                | 102.3   |
| 11 寄附金        | 656,527,000                             | 883,490,707       | 0.1       | 0.1   | 883,490,707       | 0.1       | 0.1   | 100.0     | 100.0 | 101.5                 | 0             | 0                | 134.6   |
| 12 繰入金        | (373,177,200)<br>73,439,543,200         | 70,865,098,035    | 5.2       | 7.4   | 70,865,098,035    | 5.7       | 8.4   | 100.0     | 100.0 | 62.0                  | 0             | 0                | 96.5    |
| 13 繰越金        | (99,918,342,087)<br>114,748,169,087     | 114,748,169,092   | 8.4       | 7.8   | 114,748,169,092   | 9.3       | 8.7   | 100.0     | 100.0 | 96.3                  | 0             | 0                | 100.0   |
| 14 諸収入        | (2,552,711,818)<br>99,363,056,818       | 99,868,412,689    | 7.3       | 6.6   | 94,900,261,667    | 7.7       | 7.1   | 95.0      | 95.1  | 98.4                  | 764,171,368   | 4,203,984,554    | 95.5    |
| 15 県債         | (18,116,600,000)<br>96,733,973,000      | 78,234,706,666    | 5.8       | 5.3   | 78,234,706,666    | 6.3       | 5.9   | 100.0     | 100.0 | 96.8                  | 0             | 0                | 80.9    |
| 計             | (280,513,812,902)<br>1,390,160,667,902  | 1,358,754,406,977 | 100.0     | 100.0 | 1,237,642,660,418 | 100.0     | 100.0 | 91.1      | 88.8  | 90.8                  | 1,139,689,700 | 119,972,585,860  | 89.0    |
| 前 年 度         | (351,421,278,580)<br>1,568,232,383,580  | 1,534,994,994,425 | —         | —     | 1,362,625,762,443 | —         | —     | —         | —     | —                     | 416,869,218   | 171,953,882,404  | 86.9    |
| 比 較 増 減 ( △ ) | (△ 70,907,465,678)<br>△ 178,071,715,678 | △ 176,240,587,448 | —         | —     | △ 124,983,102,025 | —         | —     | —         | —     | —                     | 722,820,482   | △ 51,981,296,544 | —       |

(注1) ( ) 内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額529,001円(県税524,101円、諸収入4,900円)を含んでいる。

(注3) 県税の収入未済額には徴収猶予額41,083,354円を含んでいる。

イ 県税税目別課税収入状況

| 区分        | 予算現額<br>(A)      | 調定額<br>(B)       | (B)/(A) | 収入済額<br>(C)                    | (C)の<br>前年度<br>比 | (C)/(A) | (C)/(B) | 不納欠損額<br>(D) | (D)/(B) | 収入未済額<br>(E)  | (E)/(B) |
|-----------|------------------|------------------|---------|--------------------------------|------------------|---------|---------|--------------|---------|---------------|---------|
|           | 円                | 円                | %       | 円                              | %                | %       | %       | 円            | %       | 円             | %       |
| 1 県民税     | 79,295,000,000   | 82,369,013,045   | 103.9   | (51,900)<br>79,422,422,380     | 81.7             | 100.2   | 96.4    | 321,001,698  | 0.4     | 2,625,640,867 | 3.2     |
| 個人        | 62,502,000,000   | 65,513,642,349   | 104.8   | 62,600,204,002                 | 78.1             | 100.2   | 95.6    | 316,596,812  | 0.5     | 2,596,841,535 | 4.0     |
| 法人        | 14,030,000,000   | 14,076,675,881   | 100.3   | (51,900)<br>14,043,523,563     | 105.6            | 100.1   | 99.8    | 4,404,886    | 0.0     | 28,799,332    | 0.2     |
| 利子割       | 549,000,000      | 558,374,847      | 101.7   | 558,374,847                    | 83.5             | 101.7   | 100.0   | 0            | —       | 0             | —       |
| 配当割       | 1,196,000,000    | 1,196,110,688    | 100.0   | 1,196,110,688                  | 77.9             | 100.0   | 100.0   | 0            | —       | 0             | —       |
| 株式等譲渡所得   | 1,018,000,000    | 1,024,209,280    | 100.6   | 1,024,209,280                  | 65.5             | 100.6   | 100.0   | 0            | —       | 0             | —       |
| 2 事業税     | 76,497,000,000   | 76,797,347,472   | 100.4   | (120,200)<br>76,572,038,318    | 99.7             | 100.1   | 99.7    | 25,942,609   | 0.0     | 199,486,745   | 0.3     |
| 個人        | 3,238,000,000    | 3,375,604,272    | 104.2   | (95,000)<br>3,254,062,044      | 99.3             | 100.5   | 96.4    | 11,565,319   | 0.3     | 110,071,909   | 3.3     |
| 法人        | 73,259,000,000   | 73,421,743,200   | 100.2   | (25,200)<br>73,317,976,274     | 99.7             | 100.1   | 99.9    | 14,377,290   | 0.0     | 89,414,836    | 0.1     |
| 3 地方消費税   | 68,782,000,000   | 68,791,488,244   | 100.0   | 68,791,488,244                 | 107.5            | 100.0   | 100.0   | 0            | —       | 0             | —       |
| 4 不動産取得税  | 6,165,000,000    | 6,319,192,960    | 102.5   | 6,175,994,435                  | 88.2             | 100.2   | 97.7    | 3,345,682    | 0.1     | 139,852,843   | 2.2     |
| 5 県たばこ税   | 2,769,000,000    | 2,769,261,566    | 100.0   | 2,769,261,566                  | 97.5             | 100.0   | 100.0   | 0            | —       | 0             | —       |
| 6 ゴルフ場利用税 | 717,000,000      | 724,736,575      | 101.1   | 724,736,575                    | 100.5            | 101.1   | 100.0   | 0            | —       | 0             | —       |
| 7 自動車取得税  | 3,680,000,000    | 3,687,402,576    | 100.2   | 3,687,268,587                  | 102.5            | 100.2   | 100.0   | 0            | —       | 133,989       | 0.0     |
| 8 軽油引取税   | 27,034,000,000   | 27,043,237,061   | 100.0   | (1)<br>27,043,237,062          | 96.4             | 100.0   | 100.0   | 0            | —       | 0             | —       |
| 9 自動車税    | 33,257,000,000   | 33,518,544,139   | 100.8   | (352,000)<br>33,269,685,204    | 100.4            | 100.0   | 99.3    | 23,046,933   | 0.1     | 226,164,002   | 0.7     |
| 10 鉦区税    | 2,000,000        | 2,618,600        | 130.9   | 2,618,600                      | 92.4             | 130.9   | 100.0   | 0            | —       | 0             | —       |
| 11 狩猟税    | 13,000,000       | 13,081,600       | 100.6   | 13,081,600                     | 94.7             | 100.6   | 100.0   | 0            | —       | 0             | —       |
| 12 核燃料税   | 105,000,000      | 105,595,000      | 100.6   | 105,595,000                    | —                | 100.6   | 100.0   | 0            | —       | 0             | —       |
| 13 産業廃棄物税 | 449,000,000      | 455,333,038      | 101.4   | 455,333,038                    | 102.8            | 101.4   | 100.0   | 0            | —       | 0             | —       |
| 14 旧法による税 | 0                | 33,750           | —       | 33,750                         | 28.1             | —       | 100.0   | 0            | —       | 0             | —       |
| 計         | 298,765,000,000  | 302,596,885,626  | 101.3   | (524,101)<br>299,032,794,359   | 95.3             | 100.1   | 98.8    | 373,336,922  | 0.1     | 3,191,278,446 | 1.1     |
| 前年度       | 313,520,000,000  | 317,888,437,274  | 101.6   | (1,504,640)<br>313,837,139,235 | 100.0            | 100.1   | 98.7    | 322,847,012  | 0.1     | 3,729,955,667 | 1.2     |
| 比較増減(△)   | △ 14,755,000,000 | △ 15,291,551,648 | —       | (△980,539)<br>△ 14,804,344,876 | —                | —       | —       | 50,489,910   | —       | △ 538,677,221 | —       |

(注) ( )内は、過誤納額を示し、内書きである。

ウ 県税以外の収入未済状況

| 科 目      | 金 額          | 摘 要   |
|----------|--------------|---|
| 分担金及び負担金 | 24,030,726 円 |   |
| 負担金      | 24,030,726   |   |
| 民生費負担金   | 24,030,726   |   |
| 児童福祉費    | 24,030,726   | 児童保護費 16,599,148 円<br>扶養保険費 6,531,470<br>さわらび学園費 389,000<br>啓佑学園費 511,108 |
| 使用料及び手数料 | 50,215,412   |   |
| 使用料      | 50,215,412   |   |
| 民生使用料    | 6,067,543    |   |
| 社会福祉費    | 1,296,653    | 第二啓佑学園 1,043,857<br>船形コロニー 252,796  |
| 児童福祉費    | 4,770,890    | 拓桃医療療育センター 1,895,287<br>啓佑学園 2,875,603                                    |
| 衛生使用料    | 90,000       |   |
| 医薬費      | 90,000       | 看護学校授業料 90,000  |
| 労働使用料    | 29,700       |   |
| 職業訓練費    | 29,700       | 高等技術専門校授業料 29,700   |
| 農林水産業使用料 | 806,400      |   |
| 水産業費     | 806,400      | 漁港施設 806,400  |
| 商工使用料    | 109,840      |   |
| 観光費      | 109,840      | 公園地 109,840   |
| 土木使用料    | 42,497,229   |   |
| 河川海岸費    | 406,300      | 河川海岸敷 406,300   |
| 住宅費      | 42,090,929   | 県営住宅 39,128,379<br>県営住宅駐車場 2,962,550                                      |
| 教育使用料    | 614,700      |   |
| 高等学校費    | 614,700      | 全日制高等学校授業料 247,500<br>定時制高等学校授業料 367,200                                  |

| 科 目           | 金 額             | 摘 要   |
|---------------|-----------------|---|
| 諸収入           | 1,426,190,869 円 |   |
| 延滞金, 加算金及び過料等 | 21,707,793      |   |
| 延滞金           | 930,300         |   |
| 延滞金           | 930,300         | 930,300 円   |
| 加算金           | 15,021,493      |   |
| 加算金           | 15,021,493      | 15,021,493  |
| 過料等           | 5,756,000       |   |
| 過料等           | 5,756,000       | 放置違反金 5,756,000   |
| 貸付金元利収入       | 307,765,644     |   |
| 民生費貸付金元利収入    | 586,000         |   |
| 社会福祉費         | 586,000         | 介護福祉士等修学資金貸付金元金 586,000   |
| 衛生費貸付金元利収入    | 34,542,567      |   |
| 医薬費           | 34,542,567      | 看護学生等修学資金貸付金元金 440,000<br>医学生修学資金等貸付金元金 19,960,000<br>医学生修学資金等貸付金利子 14,142,567  |
| 農林水産業費貸付金元利収入 | 271,654,077     |   |
| 林業費           | 271,654,077     | 県産材産地体制整備資金貸付金元金 271,654,077  |
| 教育費貸付金元利収入    | 983,000         |   |
| 高等学校費         | 983,000         | 定時制通信制課程修学資金貸付金元金 983,000   |
| 雑入            | 1,096,717,432   |   |
| 弁償金           | 1,249,820       |   |
| 弁償金           | 1,249,820       | 民間借上げ住宅に係る損害費用 1,249,820  |
| 違約金及び延納利息     | 91,421,746      |   |
| 違約金           | 83,237,270      | 建設事業不履行違約金 82,731,518<br>その他 505,752  |
| 延納利息          | 8,184,476       | 損害賠償金 8,184,476   |
| 雑入            | 1,004,045,866   |   |
| 返還金           | 128,591,833     | 補助金等精算返還金 78,846,725<br>返還金 15,516,065<br>児童扶養手当給付費返還金 15,025,030<br>過誤払返納金 19,204,013  |
| 雑入            | 875,454,033     | 特別納付金 693,894,219<br>損害賠償金 28,952,002<br>生活保護扶助費返還金 120,304,958<br>扶養保険扶助費 430,000<br>補助金返還加算金 22,012,754<br>補助金返還延滞金 9,860,100 |
| 合 計           | 1,500,437,007   |   |

(注) 収入未済額(分担金及び負担金593,290,726円, 使用料及び手数料50,215,412円, 国庫支出金111,933,816,722円, 諸収入4,203,984,554円)

のうち, 繰越事業に係る未収入特定財源等(分担金及び負担金569,260,000円, 国庫支出金111,933,816,722円, 諸収入2,777,793,685円)は除いている。

工 款 別 歳 出 額

| 科 目           | 予 算 現 額<br>(A)                         | 支 出 済 額<br>(B)    | 支 出 済 額 |       |                 | 翌 年 度 繰 越 額      |                  |                  | 不 用 額<br>(C)   | (B)/(A)<br>% | (C)/(A)<br>% |
|---------------|--|-------------------|---------|-------|-----------------|------------------|------------------|------------------|----------------|--------------|--------------|
|               |  |                   | 構 成 比   |       | 年度対比<br>H30/H29 | 繰越明許費            | 事故繰越し            | 計                |                |              |              |
|               |  |                   | 当年度     | 前年度   |                 |                  |                  |                  |                |              |              |
|               | 円                                      | 円                 | %       | %     | %               | 円                | 円                | 円                | 円              | %            | %            |
| 1 議 会 費       | 1,691,138,000                          | 1,670,611,126     | 0.1     | 0.1   | 102.3           | 0                | 0                | 0                | 20,526,874     | 98.8         | 1.2          |
| 2 総 務 費       | (1,655,605,670)<br>76,855,444,112      | 73,150,540,988    | 6.4     | 6.9   | 85.2            | 2,095,445,034    | 5,400,000        | 2,100,845,034    | 1,604,058,090  | 95.2         | 2.1          |
| 3 民 生 費       | (4,599,708,925)<br>139,610,882,125     | 134,057,147,563   | 11.7    | 11.1  | 96.5            | 2,792,778,764    | 710,906,000      | 3,503,684,764    | 2,050,049,798  | 96.0         | 1.5          |
| 4 衛 生 費       | (783,637,151)<br>43,770,021,151        | 42,233,930,053    | 3.7     | 3.4   | 100.3           | 197,708,000      | 12,000,000       | 209,708,000      | 1,326,383,098  | 96.5         | 3.0          |
| 5 労 働 費       | (7,198,781)<br>3,252,328,765           | 2,834,478,185     | 0.2     | 0.3   | 69.7            | 0                | 0                | 0                | 417,850,580    | 87.2         | 12.8         |
| 6 農 林 水 産 業 費 | (52,394,657,059)<br>126,838,464,059    | 78,151,542,513    | 6.8     | 6.8   | 92.7            | 33,133,326,396   | 9,959,052,342    | 43,092,378,738   | 5,594,542,808  | 61.6         | 4.4          |
| 7 商 工 費       | (22,535,409,488)<br>126,893,550,488    | 98,034,424,035    | 8.5     | 8.3   | 94.2            | 14,675,674,898   | 426,173,651      | 15,101,848,549   | 13,757,277,904 | 77.3         | 10.8         |
| 8 土 木 費       | (80,160,837,789)<br>198,123,725,369    | 130,018,271,095   | 11.3    | 10.9  | 95.9            | 47,128,873,137   | 14,444,782,026   | 61,573,655,163   | 6,531,799,111  | 65.6         | 3.3          |
| 9 警 察 費       | (1,096,795,195)<br>54,885,134,493      | 52,957,438,469    | 4.6     | 4.0   | 105.3           | 905,163,794      | 0                | 905,163,794      | 1,022,532,230  | 96.5         | 1.9          |
| 10 教 育 費      | (2,818,792,872)<br>178,244,786,928     | 172,319,521,337   | 15.0    | 14.2  | 97.5            | 3,582,942,052    | 192,199,000      | 3,775,141,052    | 2,150,124,539  | 96.7         | 1.2          |
| 11 災 害 復 旧 費  | (114,461,169,972)<br>200,853,234,972   | 123,688,666,286   | 10.8    | 13.9  | 71.1            | 55,695,932,753   | 14,313,345,918   | 70,009,278,671   | 7,155,290,015  | 61.6         | 3.6          |
| 12 公 債 費      | 113,061,478,000                        | 113,027,884,077   | 9.8     | 8.8   | 102.5           | 0                | 0                | 0                | 33,593,923     | 100.0        | 0.0          |
| 13 諸 支 出 金    | 126,080,130,000                        | 125,965,800,629   | 11.0    | 11.2  | 89.9            | 0                | 0                | 0                | 114,329,371    | 99.9         | 0.1          |
| 14 予 備 費      | 349,440                                | 0                 | 0.0     | 0.0   | 0.0             | 0                | 0                | 0                | 349,440        | 0.0          | 100.0        |
| 計             | (280,513,812,902)<br>1,390,160,667,902 | 1,148,110,256,356 | 100.0   | 100.0 | 92.0            | 160,207,844,828  | 40,063,858,937   | 200,271,703,765  | 41,778,707,781 | 82.6         | 3.0          |
| 前 年 度         | (351,421,278,580)<br>1,568,232,383,580 | 1,247,877,593,351 | -       | -     | -               | 211,432,482,284  | 69,081,330,618   | 280,513,812,902  | 39,840,977,327 | 79.6         | 2.5          |
| 比 較 増 減 ( △ ) | (△70,907,465,678)<br>△ 178,071,715,678 | △ 99,767,336,995  | -       | -     | -               | △ 51,224,637,456 | △ 29,017,471,681 | △ 80,242,109,137 | 1,937,730,454  | -            | -            |

(注) ( ) 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。



オ 前年度からの繰越額一覧表

(単位：円)

| 科<br>目   | 繰越額             | 決算額             | 不用額            |
|----------|-----------------|-----------------|----------------|
| 款        |                 |                 |                |
| 1 議会費    | 0               | 0               | 0              |
| 2 総務費    | 1,655,605,670   | 1,361,594,013   | 294,011,657    |
| 3 民生費    | 4,599,708,925   | 4,226,338,504   | 373,370,421    |
| 4 衛生費    | 783,637,151     | 622,905,093     | 160,732,058    |
| 5 労働費    | 7,198,781       | 5,194,320       | 2,004,461      |
| 6 農林水産業費 | 52,394,657,059  | 48,499,635,913  | 3,895,021,146  |
| 7 商工費    | 22,535,409,488  | 9,143,214,028   | 13,392,195,460 |
| 8 土木費    | 80,160,837,789  | 74,380,534,078  | 5,780,303,711  |
| 9 警察費    | 1,096,795,195   | 653,796,220     | 442,998,975    |
| 10 教育費   | 2,818,792,872   | 2,369,415,194   | 449,377,678    |
| 11 災害復旧費 | 114,461,169,972 | 107,653,347,847 | 6,807,822,125  |
| 12 公債費   | 0               | 0               | 0              |
| 13 諸支出金  | 0               | 0               | 0              |
| 14 予備費   | 0               | 0               | 0              |
| 合計       | 280,513,812,902 | 248,915,975,210 | 31,597,837,692 |

(注1) 前年度繰越額は、事故繰越を含んでいる。

(注2) 決算額は、翌年度への事故繰越を含んでいる。

カ 翌年度への繰越額一覧表

(単位:円)

| 科 目           |              | 翌 年 度 繰 越 額    |               |                |
|---------------|--------------|----------------|---------------|----------------|
| 款             | 項            | 繰 越 明 許 費      | 事 故 繰 越 し     | 計              |
| 2 総 務 費       | 1 総 務 管 理 費  | 324,243,000    | 0             | 324,243,000    |
|               | 2 企 画 費      | 114,000,000    | 5,400,000     | 119,400,000    |
|               | 6 防 災 費      | 76,500,000     | 0             | 76,500,000     |
|               | 10 生 活 環 境 費 | 1,580,702,034  | 0             | 1,580,702,034  |
|               | 計            | 2,095,445,034  | 5,400,000     | 2,100,845,034  |
| 3 民 生 費       | 1 社 会 福 祉 費  | 710,026,764    | 708,746,000   | 1,418,772,764  |
|               | 2 児 童 福 祉 費  | 175,196,000    | 2,160,000     | 177,356,000    |
|               | 4 災 害 救 助 費  | 1,907,556,000  | 0             | 1,907,556,000  |
|               | 計            | 2,792,778,764  | 710,906,000   | 3,503,684,764  |
| 4 衛 生 費       | 1 公 衆 衛 生 費  | 9,725,000      | 0             | 9,725,000      |
|               | 2 環 境 衛 生 費  | 148,912,000    | 12,000,000    | 160,912,000    |
|               | 3 公 害 対 策 費  | 39,071,000     | 0             | 39,071,000     |
|               | 計            | 197,708,000    | 12,000,000    | 209,708,000    |
| 6 農 林 水 産 業 費 | 1 農 業 費      | 83,986,024     | 596,824,000   | 680,810,024    |
|               | 2 畜 産 業 費    | 273,097,000    | 0             | 273,097,000    |
|               | 3 農 地 費      | 21,427,305,284 | 5,772,434,302 | 27,199,739,586 |
|               | 4 林 業 費      | 3,095,923,323  | 59,779,237    | 3,155,702,560  |
|               | 5 水 産 業 費    | 8,253,014,765  | 3,530,014,803 | 11,783,029,568 |
|               | 計            | 33,133,326,396 | 9,959,052,342 | 43,092,378,738 |
| 7 商 工 費       | 1 商 業 費      | 902,398,250    | 3,718,651     | 906,116,901    |
|               | 2 工 鉱 業 費    | 12,868,829,048 | 0             | 12,868,829,048 |
|               | 3 企 業 指 導 費  | 57,094,000     | 0             | 57,094,000     |
|               | 4 観 光 費      | 847,353,600    | 422,455,000   | 1,269,808,600  |
|               | 計            | 14,675,674,898 | 426,173,651   | 15,101,848,549 |

(単位:円)

| 科 目          |                         | 翌 年 度 繰 越 額     |                |                 |
|--------------|-------------------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 款            | 項                       | 繰 越 明 許 費       | 事 故 繰 越 し      | 計               |
| 8 土 木 費      | 1 土 木 管 理 費             | 37,106,840      | 0              | 37,106,840      |
|              | 2 道 路 橋 り よ う 費         | 25,519,213,724  | 6,829,206,775  | 32,348,420,499  |
|              | 3 河 川 海 岸 費             | 10,346,454,342  | 3,226,756,813  | 13,573,211,155  |
|              | 4 港 湾 費                 | 2,672,163,283   | 3,621,503,527  | 6,293,666,810   |
|              | 5 都 市 計 画 費             | 8,102,723,948   | 745,321,911    | 8,848,045,859   |
|              | 6 住 宅 費                 | 451,211,000     | 21,993,000     | 473,204,000     |
|              | 計                       | 47,128,873,137  | 14,444,782,026 | 61,573,655,163  |
| 9 警 察 費      | 1 警 察 管 理 費             | 306,128,751     | 0              | 306,128,751     |
|              | 2 警 察 活 動 費             | 599,035,043     | 0              | 599,035,043     |
|              | 計                       | 905,163,794     | 0              | 905,163,794     |
| 10 教 育 費     | 1 教 育 総 務 費             | 7,512,000       | 0              | 7,512,000       |
|              | 4 高 等 学 校 費             | 1,198,722,000   | 192,199,000    | 1,390,921,000   |
|              | 7 特 別 支 援 学 校 費         | 2,339,123,052   | 0              | 2,339,123,052   |
|              | 9 社 会 教 育 費             | 37,585,000      | 0              | 37,585,000      |
|              | 計                       | 3,582,942,052   | 192,199,000    | 3,775,141,052   |
| 11 災 害 復 旧 費 | 1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 | 110,386,000     | 0              | 110,386,000     |
|              | 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費     | 82,442,716      | 107,900,360    | 190,343,076     |
|              | 3 東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 費 | 55,503,104,037  | 14,205,445,558 | 69,708,549,595  |
|              | 計                       | 55,695,932,753  | 14,313,345,918 | 70,009,278,671  |
| 合 計          | 計                       | 160,207,844,828 | 40,063,858,937 | 200,271,703,765 |

キ 四半期別資金の状況調

(歳入)

| 科目(款)       | 予算現額              | 区分  | 第1四半期           |                 | 第2四半期           |                 | 第3四半期           |                 | 第4四半期           |                   | 出納整理期間          |                   |
|-------------|-------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
|             |                   |     | 金額              | 率               | 金額              | 率               | 金額              | 率               | 金額              | 率                 | 金額              | 率                 |
| 県 税         | 298,765,000,000   | 収入額 | 93,945,609,921  | 31.4            | 62,267,652,861  | 20.8            | 77,934,730,729  | 26.1            | 53,063,670,388  | 17.7              | 11,821,130,458  | 4.0               |
|             |                   |     | 累 計             | 93,945,609,921  | 31.4            | 156,213,262,784 | 52.2            | 234,147,993,513 | 78.3            | 287,211,663,901   | 96.0            | 299,032,794,359   |
| 地方消費税清算金    | 88,214,000,000    | 収入額 | 8,735,122,000   | 9.9             | 10,536,528,000  | 11.9            | 4,947,376,000   | 5.6             | 63,995,763,298  | 72.5              | 0               | —                 |
|             |                   |     | 累 計             | 8,735,122,000   | 9.9             | 19,271,650,000  | 21.8            | 24,219,026,000  | 27.5            | 88,214,789,298    | 100.0           | 88,214,789,298    |
| 地方譲与税       | 40,184,000,000    | 収入額 | 3,031,625,000   | 7.5             | 7,330,198,000   | 18.2            | 14,078,200,000  | 35.0            | 15,759,360,000  | 39.2              | 0               | —                 |
|             |                   |     | 累 計             | 3,031,625,000   | 7.5             | 10,361,823,000  | 25.8            | 24,440,023,000  | 60.8            | 40,199,383,000    | 100.0           | 40,199,383,000    |
| 地方特例交付金     | 912,431,000       | 収入額 | 418,350,000     | 45.9            | 494,081,000     | 54.1            | 0               | —               | 0               | —                 | 0               | —                 |
|             |                   |     | 累 計             | 418,350,000     | 45.9            | 912,431,000     | 100.0           | 912,431,000     | 100.0           | 912,431,000       | 100.0           | 912,431,000       |
| 地方交付税       | 190,923,944,000   | 収入額 | 65,009,700,000  | 34.1            | 78,897,879,000  | 41.3            | 34,842,511,000  | 18.2            | 12,173,854,000  | 6.4               | 0               | —                 |
|             |                   |     | 累 計             | 65,009,700,000  | 34.1            | 143,907,579,000 | 75.4            | 178,750,090,000 | 93.6            | 190,923,944,000   | 100.0           | 190,923,944,000   |
| 交通安全対策特別交付金 | 444,994,000       | 収入額 | 0               | —               | 232,991,000     | 52.4            | 0               | —               | 212,003,000     | 47.6              | 0               | —                 |
|             |                   |     | 累 計             | 0               | —               | 232,991,000     | 52.4            | 232,991,000     | 52.4            | 444,994,000       | 100.0           | 444,994,000       |
| 分担金及び負担金    | 6,294,418,000     | 収入額 | 85,198,389      | 1.5             | 23,861,610      | 0.4             | 196,486,483     | 3.4             | 2,627,153,994   | 46.1              | 2,770,412,518   | 48.6              |
|             |                   |     | 累 計             | 85,198,389      | 1.5             | 109,059,999     | 1.9             | 305,546,482     | 5.4             | 2,932,700,476     | 51.4            | 5,703,112,994     |
| 使用料及び手数料    | 13,421,748,000    | 収入額 | 2,905,690,131   | 21.4            | 2,327,461,467   | 17.2            | 3,953,566,493   | 29.2            | 3,761,883,407   | 27.7              | 610,656,442     | 4.5               |
|             |                   |     | 累 計             | 2,905,690,131   | 21.4            | 5,233,151,598   | 38.6            | 9,186,718,091   | 67.8            | 12,948,601,498    | 95.5            | 13,559,257,940    |
| 国庫支出金       | 364,086,853,797   | 収入額 | 8,590,678,572   | 3.6             | 13,312,953,777  | 5.6             | 15,449,694,630  | 6.5             | 181,477,215,731 | 76.6              | 18,173,205,254  | 7.7               |
|             |                   |     | 累 計             | 8,590,678,572   | 3.6             | 21,903,632,349  | 9.2             | 37,353,326,979  | 15.8            | 218,830,542,710   | 92.3            | 237,003,747,964   |
| 財産収入        | 1,972,010,000     | 収入額 | 732,967,252     | 36.3            | 250,248,192     | 12.4            | 530,631,641     | 26.3            | 447,866,528     | 22.2              | 54,766,083      | 2.7               |
|             |                   |     | 累 計             | 732,967,252     | 36.3            | 983,215,444     | 48.8            | 1,513,847,085   | 75.1            | 1,961,713,613     | 97.3            | 2,016,479,696     |
| 寄附金         | 656,527,000       | 収入額 | 355,391,317     | 40.2            | 71,138,069      | 8.1             | 87,557,070      | 9.9             | 326,689,492     | 37.0              | 42,714,759      | 4.8               |
|             |                   |     | 累 計             | 355,391,317     | 40.2            | 426,529,386     | 48.3            | 514,086,456     | 58.2            | 840,775,948       | 95.2            | 883,490,707       |
| 繰入金         | 73,439,543,200    | 収入額 | 2,286,217,540   | 3.2             | 3,496,551,630   | 4.9             | 1,191,271,009   | 1.7             | 53,491,058,226  | 75.5              | 10,399,999,630  | 14.7              |
|             |                   |     | 累 計             | 2,286,217,540   | 3.2             | 5,782,769,170   | 8.2             | 6,974,040,179   | 9.8             | 60,465,098,405    | 85.3            | 70,865,098,035    |
| 繰越金         | 114,748,169,087   | 収入額 | 114,748,169,092 | 100.0           | 0               | —               | 0               | —               | 0               | —                 | 0               | —                 |
|             |                   |     | 累 計             | 114,748,169,092 | 100.0           | 114,748,169,092 | 100.0           | 114,748,169,092 | 100.0           | 114,748,169,092   | 100.0           | 114,748,169,092   |
| 諸収入         | 99,363,056,818    | 収入額 | 12,972,264,743  | 13.7            | △ 4,379,403,926 | △ 4.6           | 9,518,191,111   | 10.0            | 81,760,901,244  | 86.2              | △ 4,971,691,505 | △ 5.2             |
|             |                   |     | 累 計             | 12,972,264,743  | 13.7            | 8,592,860,817   | 9.1             | 18,111,051,928  | 19.1            | 99,871,953,172    | 105.2           | 94,900,261,667    |
| 県債          | 96,733,973,000    | 収入額 | 0               | —               | 0               | —               | 20,000,000,000  | 25.6            | 31,673,126,666  | 40.5              | 26,561,580,000  | 34.0              |
|             |                   |     | 累 計             | 0               | —               | 0               | —               | 20,000,000,000  | 25.6            | 51,673,126,666    | 66.0            | 78,234,706,666    |
| 歳入合計        | 1,390,160,667,902 | 収入額 | 313,816,983,957 | 25.4            | 174,862,140,682 | 14.1            | 182,730,216,166 | 14.8            | 500,770,545,974 | 40.5              | 65,462,773,639  | 5.3               |
|             |                   |     | 累 計             | 313,816,983,957 | 25.4            | 488,679,124,639 | 39.5            | 671,409,340,805 | 54.2            | 1,172,179,886,779 | 94.7            | 1,237,642,660,418 |

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

## (歳出)

| 科目(款)  | 予算現額              | 区分  | 第1四半期           |                 | 第2四半期           |                 | 第3四半期           |                 | 第4四半期           |                 | 出納整理期間          |                   |
|--------|-------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|
|        |                   |     | 金額              | 率               | 金額              | 率               | 金額              | 率               | 金額              | 率               | 金額              | 率                 |
| 議会費    | 1,691,138,000     | 支出額 | 565,183,790     | 33.8            | 272,759,884     | 16.3            | 565,194,707     | 33.8            | 261,180,007     | 15.6            | 6,292,738       | 0.4               |
|        |                   |     | 累計              | 565,183,790     | 33.8            | 837,943,674     | 50.2            | 1,403,138,381   | 84.0            | 1,664,318,388   | 99.6            | 1,670,611,126     |
| 総務費    | 76,855,444,112    | 支出額 | 7,348,205,808   | 10.0            | 7,970,788,352   | 10.9            | 25,592,506,214  | 35.0            | 22,246,885,523  | 30.4            | 9,992,155,091   | 13.7              |
|        |                   |     | 累計              | 7,348,205,808   | 10.0            | 15,318,994,160  | 20.9            | 40,911,500,374  | 55.9            | 63,158,385,897  | 86.3            | 73,150,540,988    |
| 民生費    | 139,610,882,125   | 支出額 | 33,321,149,671  | 24.9            | 20,941,804,640  | 15.6            | 28,787,965,594  | 21.5            | 39,738,622,958  | 29.6            | 11,267,604,700  | 8.4               |
|        |                   |     | 累計              | 33,321,149,671  | 24.9            | 54,262,954,311  | 40.5            | 83,050,919,905  | 62.0            | 122,789,542,863 | 91.6            | 134,057,147,563   |
| 衛生費    | 43,770,021,151    | 支出額 | 6,260,315,702   | 14.8            | 6,113,934,835   | 14.5            | 4,872,158,840   | 11.5            | 13,823,412,892  | 32.7            | 11,164,107,784  | 26.4              |
|        |                   |     | 累計              | 6,260,315,702   | 14.8            | 12,374,250,537  | 29.3            | 17,246,409,377  | 40.8            | 31,069,822,269  | 73.6            | 42,233,930,053    |
| 労働費    | 3,252,328,765     | 支出額 | 647,103,507     | 22.8            | 539,088,783     | 19.0            | 716,122,664     | 25.3            | 605,520,518     | 21.4            | 326,642,713     | 11.5              |
|        |                   |     | 累計              | 647,103,507     | 22.8            | 1,186,192,290   | 41.8            | 1,902,314,954   | 67.1            | 2,507,835,472   | 88.5            | 2,834,478,185     |
| 農林水産業費 | 126,838,464,059   | 支出額 | 10,776,503,439  | 13.8            | 15,595,306,897  | 20.0            | 15,280,692,361  | 19.6            | 21,705,948,669  | 27.8            | 14,793,091,147  | 18.9              |
|        |                   |     | 累計              | 10,776,503,439  | 13.8            | 26,371,810,336  | 33.7            | 41,652,502,697  | 53.3            | 63,358,451,366  | 81.1            | 78,151,542,513    |
| 商工費    | 126,893,550,488   | 支出額 | 63,848,920,143  | 65.1            | 7,645,720,771   | 7.8             | 5,857,113,390   | 6.0             | 18,836,849,652  | 19.2            | 1,845,820,079   | 1.9               |
|        |                   |     | 累計              | 63,848,920,143  | 65.1            | 71,494,640,914  | 72.9            | 77,351,754,304  | 78.9            | 96,188,603,956  | 98.1            | 98,034,424,035    |
| 土木費    | 198,123,725,369   | 支出額 | 12,034,162,794  | 9.3             | 16,363,374,356  | 12.6            | 23,034,129,916  | 17.7            | 45,807,816,391  | 35.2            | 32,778,787,638  | 25.2              |
|        |                   |     | 累計              | 12,034,162,794  | 9.3             | 28,397,537,150  | 21.8            | 51,431,667,066  | 39.6            | 97,239,483,457  | 74.8            | 130,018,271,095   |
| 警察費    | 54,885,134,493    | 支出額 | 11,760,269,967  | 22.2            | 9,470,884,797   | 17.9            | 14,778,863,498  | 27.9            | 10,222,281,020  | 19.3            | 6,725,139,187   | 12.7              |
|        |                   |     | 累計              | 11,760,269,967  | 22.2            | 21,231,154,764  | 40.1            | 36,010,018,262  | 68.0            | 46,232,299,282  | 87.3            | 52,957,438,469    |
| 教育費    | 178,244,786,928   | 支出額 | 39,548,368,721  | 23.0            | 35,501,649,624  | 20.6            | 48,592,309,831  | 28.2            | 32,423,968,845  | 18.8            | 16,253,224,316  | 9.4               |
|        |                   |     | 累計              | 39,548,368,721  | 23.0            | 75,050,018,345  | 43.6            | 123,642,328,176 | 71.8            | 156,066,297,021 | 90.6            | 172,319,521,337   |
| 災害復旧費  | 200,853,234,972   | 支出額 | 15,074,735,701  | 12.2            | 15,064,613,797  | 12.2            | 23,112,731,911  | 18.7            | 26,457,347,822  | 21.4            | 43,979,237,055  | 35.6              |
|        |                   |     | 累計              | 15,074,735,701  | 12.2            | 30,139,349,498  | 24.4            | 53,252,081,409  | 43.1            | 79,709,429,231  | 64.4            | 123,688,666,286   |
| 公債費    | 113,061,478,000   | 支出額 | 46,223,248,765  | 40.9            | 25,442,146,812  | 22.5            | 14,037,362,597  | 12.4            | 25,553,569,908  | 22.6            | 1,771,555,995   | 1.6               |
|        |                   |     | 累計              | 46,223,248,765  | 40.9            | 71,665,395,577  | 63.4            | 85,702,758,174  | 75.8            | 111,256,328,082 | 98.4            | 113,027,884,077   |
| 諸支出金   | 126,080,130,000   | 支出額 | 13,117,331,000  | 10.4            | 24,307,258,780  | 19.3            | 14,264,156,139  | 11.3            | 74,277,054,710  | 59.0            | 0               | —                 |
|        |                   |     | 累計              | 13,117,331,000  | 10.4            | 37,424,589,780  | 29.7            | 51,688,745,919  | 41.0            | 125,965,800,629 | 100.0           | 125,965,800,629   |
| 予備費    | 349,440           | 支出額 | 0               | —               | 0               | —               | 0               | —               | 0               | —               | 0               | —                 |
|        |                   |     | 累計              | 0               | —               | 0               | —               | 0               | —               | 0               | —               | 0                 |
| 歳出合計   | 1,390,160,667,902 | 支出額 | 260,525,499,008 | 22.7            | 185,229,332,328 | 16.1            | 219,491,307,662 | 19.1            | 331,960,458,915 | 28.9            | 150,903,658,443 | 13.1              |
|        |                   |     | 累計              | 260,525,499,008 | 22.7            | 445,754,831,336 | 38.8            | 665,246,138,998 | 57.9            | 997,206,597,913 | 86.9            | 1,148,110,256,356 |

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(2) 特別会計

ア 会計別歳入額

| 会計名         | 予算現額            | 調定額             | 収入済額            | 収入済額の年度対比<br>H30/H29 | 不納欠損額   | 収入未済額        |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------|---------|--------------|
|             | 円               | 円               | 円               | %                    | 円       | 円            |
| 公債費         | 249,627,793,000 | 249,623,988,576 | 249,623,988,576 | 107.8                | 0       | 0            |
| 母子父子寡婦福祉資金  | 168,129,000     | 255,251,473     | 175,564,235     | 124.4                | 191,336 | 79,495,902   |
| 国民健康保険      | 200,071,717,000 | 200,400,065,745 | 200,400,065,745 | —                    | 0       | 0            |
| 中小企業高度化資金   | 2,051,899,000   | 2,704,800,760   | 2,665,716,720   | 158.5                | 0       | 39,084,040   |
| 農業改良資金      | 40,402,000      | 252,039,313     | 235,077,789     | 97.2                 | 0       | 16,961,524   |
| 沿岸漁業改善資金    | 50,729,000      | 602,476,481     | 602,476,481     | 100.3                | 0       | 0            |
| 林業・木材産業改善資金 | 51,501,000      | 370,634,007     | 357,403,012     | 100.5                | 0       | 13,230,995   |
| 県有林         | (7,445,520)     | 441,374,520     | 440,154,122     | 100.3                | 0       | 0            |
| 土地取得        | 2,172,651,000   | 2,173,057,642   | 2,173,057,642   | 699.6                | 0       | 0            |
| 土地区画整理事業    | 46,016,000      | 46,012,568      | 46,012,568      | 28.8                 | 0       | 0            |
| 流域下水道事業     | (852,258,680)   | 11,331,666,680  | 11,333,467,734  | 104.3                | 0       | 20,609,511   |
| 港湾整備事業      | (1,919,245,858) | 8,028,713,858   | 7,530,796,946   | 90.4                 | 0       | 0            |
| 歳入合計        | (2,778,950,058) | 474,082,592,058 | 475,732,745,367 | 186.7                | 191,336 | 169,381,972  |
| 前年度         | (3,140,910,528) | 254,117,964,528 | 255,211,771,007 | —                    | 108,966 | 455,519,544  |
| 比較増減(△)     | (Δ361,960,470)  | 219,964,627,530 | 220,520,974,360 | —                    | 82,370  | Δ286,137,572 |

(注) ( ) 内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

イ 会 計 別 歳 出 額

| 会 計 名           | 予 算 現 額                             | 支 出 済 額         | 支出済額<br>の年度対比<br>H30/H29 | 翌 年 度 繰 越 額    |               |                | 不 用 額         |
|-----------------|-------------------------------------|-----------------|--------------------------|----------------|---------------|----------------|---------------|
|                 |                                     |                 |                          | 繰越明許費          | 事故繰越し         | 計              |               |
|                 | 円                                   | 円               | %                        | 円              | 円             | 円              | 円             |
| 公 債 費           | 249,627,793,000                     | 249,623,988,576 | 107.8                    | 0              | 0             | 0              | 3,804,424     |
| 母子父子寡婦福祉資金      | 168,129,000                         | 29,970,592      | 69.9                     | 0              | 0             | 0              | 138,158,408   |
| 国 民 健 康 保 険     | 200,071,717,000                     | 197,526,755,129 | —                        | 0              | 0             | 0              | 2,544,961,871 |
| 中小企業高度化資金       | 2,051,899,000                       | 1,961,978,798   | 201.5                    | 0              | 0             | 0              | 89,920,202    |
| 農 業 改 良 資 金     | 40,402,000                          | 39,898,951      | 91.8                     | 0              | 0             | 0              | 503,049       |
| 沿岸漁業改善資金        | 50,729,000                          | 92,422          | 79.8                     | 0              | 0             | 0              | 50,636,578    |
| 林業・木材産業改善資金     | 51,501,000                          | 15,580,383      | 99.3                     | 0              | 0             | 0              | 35,920,617    |
| 県 有 林           | (7,445,520 )<br>441,374,520         | 420,130,362     | 105.7                    | 0              | 0             | 0              | 21,244,158    |
| 土 地 取 得         | 2,172,651,000                       | 2,172,650,946   | 700.4                    | 0              | 0             | 0              | 54            |
| 土 地 区 画 整 理 事 業 | 46,016,000                          | 46,012,568      | 28.8                     | 0              | 0             | 0              | 3,432         |
| 流 域 下 水 道 事 業   | (852,258,680 )<br>11,331,666,680    | 9,355,296,658   | 91.4                     | 0              | 0             | 0              | 1,976,370,022 |
| 港 湾 整 備 事 業     | (1,919,245,858 )<br>8,028,713,858   | 6,510,683,162   | 92.6                     | 1,188,859,760  | 304,113,356   | 1,492,973,116  | 25,057,580    |
| 歳 出 合 計         | (2,778,950,058 )<br>474,082,592,058 | 467,703,038,547 | 186.4                    | 1,188,859,760  | 304,113,356   | 1,492,973,116  | 4,886,580,395 |
| 前 年 度           | (3,140,910,528 )<br>254,117,964,528 | 250,850,112,926 | —                        | 2,277,078,448  | 501,871,610   | 2,778,950,058  | 488,901,544   |
| 比 較 増 減 ( △ )   | (△361,960,470 )<br>219,964,627,530  | 216,852,925,621 | —                        | △1,088,218,688 | △ 197,758,254 | △1,285,976,942 | 4,397,678,851 |

(注) ( ) 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ウ 収 入 未 済 状 況

| 会 計 名       | 金 額         | 摘 要           |            |
|-------------|-------------|---------------|------------|
|             | 円           |               | 円          |
| 母子父子寡婦福祉資金  | 79,495,902  | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 76,595,934 |
|             |             | 母子父子寡婦福祉資金違約金 | 2,242,540  |
|             |             | 過年度過払金等返還金    | 657,428    |
| 中小企業高度化資金   | 39,084,040  | 設備導入資金        | 24,380,000 |
|             |             | 高度化資金         | 14,704,040 |
| 農業改良資金      | 16,961,524  | 改良資金貸付金       | 15,335,500 |
|             |             | 違約金           | 1,626,024  |
| 林業・木材産業改善資金 | 13,230,995  | 改善資金貸付金       | 8,406,000  |
|             |             | 違約金           | 4,824,995  |
| 流域下水道事業     | 5,813,511   | 雑入            | 4,487,490  |
|             |             | 流域下水道事業費      | 1,326,021  |
| 計           | 154,585,972 |               |            |

(注) 流域下水道事業特別会計に係る未収入特定財源(国庫支出金14,796,000円)は除いている。



エ 前年度からの繰越額一覧表

| 会 計 名         | 科 目 (款)       | 繰 越 額          | 決 算 額          | 不 用 額     |
|---------------|---------------|----------------|----------------|-----------|
| 県 有 林         | 1 農 林 水 産 業 費 | 円<br>7,445,520 | 円<br>7,445,520 | 円<br>0    |
| 流 域 下 水 道 事 業 | 1 土 木 費       | 852,258,680    | 848,048,840    | 4,209,840 |
| 港 湾 整 備 事 業   | 2 土 木 費       | 1,919,245,858  | 1,916,384,254  | 2,861,604 |
| 計             |               | 2,778,950,058  | 2,771,878,614  | 7,071,444 |

オ 翌年度への繰越額一覧表

| 会 計 名       | 科 目     |         | 翌 年 度 繰 越 額        |                  |                    |
|-------------|---------|---------|--------------------|------------------|--------------------|
|             | 款       | 項       | 繰越明許費              | 事故繰越し            | 計                  |
| 港 湾 整 備 事 業 | 2 土 木 費 | 1 港 湾 費 | 円<br>1,188,859,760 | 円<br>304,113,356 | 円<br>1,492,973,116 |
| 計           |         |         | 1,188,859,760      | 304,113,356      | 1,492,973,116      |

カ 四半期別資金の状況調

(歳入)

| 会計名         | 予算現額            | 区分  | 第1四半期           |       | 第2四半期           |       | 第3四半期           |       | 第4四半期           |       | 出納整理期間          |       |
|-------------|-----------------|-----|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|
|             |                 |     | 金額              | 率     | 金額              | 率     | 金額              | 率     | 金額              | 率     | 金額              | 率     |
|             | 円               |     | 円               | %     | 円               | %     | 円               | %     | 円               | %     | 円               | %     |
| 公債費         | 249,627,793,000 | 収入額 | 63,484,659,016  | 25.4  | 66,173,046,291  | 26.5  | 50,024,574,983  | 20.0  | 66,685,851,579  | 26.7  | 3,255,856,707   | 1.3   |
|             |                 | 累計  | 63,484,659,016  | 25.4  | 129,657,705,307 | 51.9  | 179,682,280,290 | 72.0  | 246,368,131,869 | 98.7  | 249,623,988,576 | 100.0 |
| 母子父子寡婦福祉資金  | 168,129,000     | 収入額 | 111,671,881     | 63.6  | 17,227,642      | 9.8   | 16,699,079      | 9.5   | 25,837,735      | 14.7  | 4,127,898       | 2.4   |
|             |                 | 累計  | 111,671,881     | 63.6  | 128,899,523     | 73.4  | 145,598,602     | 82.9  | 171,436,337     | 97.6  | 175,564,235     | 100.0 |
| 国民健康保険      | 200,071,717,000 | 収入額 | 49,948,785,810  | 24.9  | 52,749,941,313  | 26.3  | 39,632,085,322  | 19.8  | 34,304,819,840  | 17.1  | 23,764,433,460  | 11.9  |
|             |                 | 累計  | 49,948,785,810  | 24.9  | 102,698,727,123 | 51.2  | 142,330,812,445 | 71.0  | 176,635,632,285 | 88.1  | 200,400,065,745 | 100.0 |
| 中小企業高度化資金   | 2,051,899,000   | 収入額 | 889,115,056     | 33.4  | 37,824,279      | 1.4   | 294,288,980     | 11.0  | 1,444,319,000   | 54.2  | 169,405         | 0.0   |
|             |                 | 累計  | 889,115,056     | 33.4  | 926,939,335     | 34.8  | 1,221,228,315   | 45.8  | 2,665,547,315   | 100.0 | 2,665,716,720   | 100.0 |
| 農業改良資金      | 40,402,000      | 収入額 | 233,557,476     | 99.4  | 161,000         | 0.1   | 920,000         | 0.4   | 941,000         | 0.4   | △501,687        | △0.2  |
|             |                 | 累計  | 233,557,476     | 99.4  | 233,718,476     | 99.4  | 234,638,476     | 99.8  | 235,579,476     | 100.2 | 235,077,789     | 100.0 |
| 沿岸漁業改善資金    | 50,729,000      | 収入額 | 603,043,081     | 100.1 | 90,000          | 0.0   | 160,000         | 0.0   | 90,000          | 0.0   | △906,600        | △0.2  |
|             |                 | 累計  | 603,043,081     | 100.1 | 603,133,081     | 100.1 | 603,293,081     | 100.1 | 603,383,081     | 100.2 | 602,476,481     | 100.0 |
| 林業・木材産業改善資金 | 51,501,000      | 収入額 | 357,301,859     | 100.0 | 15,000          | 0.0   | 15,000          | 0.0   | 20,000          | 0.0   | 51,153          | 0.0   |
|             |                 | 累計  | 357,301,859     | 100.0 | 357,316,859     | 100.0 | 357,331,859     | 100.0 | 357,351,859     | 100.0 | 357,403,012     | 100.0 |
| 県有林         | 441,374,520     | 収入額 | 54,440,286      | 12.4  | 144,591,853     | 32.9  | 235,743,337     | 53.6  | 37,110,550      | 8.4   | △31,731,904     | △7.2  |
|             |                 | 累計  | 54,440,286      | 12.4  | 199,032,139     | 45.2  | 434,775,476     | 98.8  | 471,886,026     | 107.2 | 440,154,122     | 100.0 |
| 土地取得        | 2,172,651,000   | 収入額 | 395,026         | 0.0   | 408,905         | 0.0   | 408,913         | 0.0   | 2,171,435,852   | 99.9  | 408,946         | 0.0   |
|             |                 | 累計  | 395,026         | 0.0   | 803,931         | 0.0   | 1,212,844       | 0.1   | 2,172,648,696   | 100.0 | 2,173,057,642   | 100.0 |
| 土地区画整理事業    | 46,016,000      | 収入額 | 20,236,288      | 44.0  | 19,596,746      | 42.6  | 475,150         | 1.0   | 393,096         | 0.9   | 5,311,288       | 11.5  |
|             |                 | 累計  | 20,236,288      | 44.0  | 39,833,034      | 86.6  | 40,308,184      | 87.6  | 40,701,280      | 88.5  | 46,012,568      | 100.0 |
| 流域下水道事業     | 11,331,666,680  | 収入額 | 1,479,335,782   | 13.1  | 1,273,818,397   | 11.3  | 2,706,925,488   | 23.9  | 5,852,778,556   | 51.7  | 0               | -     |
|             |                 | 累計  | 1,479,335,782   | 13.1  | 2,753,154,179   | 24.3  | 5,460,079,667   | 48.3  | 11,312,858,223  | 100.0 | 11,312,858,223  | 100.0 |
| 港湾整備事業      | 8,028,713,858   | 収入額 | 1,527,545,929   | 20.3  | 1,315,479,535   | 17.5  | 365,538,167     | 4.9   | 3,725,810,714   | 49.5  | 596,422,601     | 7.9   |
|             |                 | 累計  | 1,527,545,929   | 20.3  | 2,843,025,464   | 37.8  | 3,208,563,631   | 42.6  | 6,934,374,345   | 92.1  | 7,530,796,946   | 100.0 |
| 歳入合計        | 474,082,592,058 | 収入額 | 118,710,087,490 | 25.0  | 121,732,200,961 | 25.6  | 93,277,834,419  | 19.6  | 114,249,407,922 | 24.0  | 27,593,641,267  | 5.8   |
|             |                 | 累計  | 118,710,087,490 | 25.0  | 240,442,288,451 | 50.6  | 333,720,122,870 | 70.2  | 447,969,530,792 | 94.2  | 475,563,172,059 | 100.0 |

(歳出)

| 会計名         | 予算現額            | 区分 | 第1四半期 |                 | 第2四半期 |                 | 第3四半期 |                 | 第4四半期 |                 | 出納整理期間 |                 |       |
|-------------|-----------------|----|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|--------|-----------------|-------|
|             |                 |    | 金額    | 率               | 金額    | 率               | 金額    | 率               | 金額    | 率               | 金額     | 率               |       |
| 公債費         | 249,627,793,000 | 円  | 支出額   | 75,000,659,016  | 30.0  | 48,337,046,291  | 19.4  | 45,373,574,983  | 18.2  | 78,856,851,579  | 31.6   | 2,055,856,707   | 0.8   |
|             |                 |    | 累計    | 75,000,659,016  | 30.0  | 123,337,705,307 | 49.4  | 168,711,280,290 | 67.6  | 247,568,131,869 | 99.2   | 249,623,988,576 | 100.0 |
| 母子父子寡婦福祉資金  | 168,129,000     | 円  | 支出額   | 14,565,298      | 48.6  | 1,852,611       | 6.2   | 8,785,828       | 29.3  | 1,635,945       | 5.5    | 3,130,910       | 10.4  |
|             |                 |    | 累計    | 14,565,298      | 48.6  | 16,417,909      | 54.8  | 25,203,737      | 84.1  | 26,839,682      | 89.6   | 29,970,592      | 100.0 |
| 国民健康保険      | 200,071,717,000 | 円  | 支出額   | 33,848,862,157  | 17.1  | 47,764,565,760  | 24.2  | 47,917,522,283  | 24.3  | 48,789,478,929  | 24.7   | 19,206,326,000  | 9.7   |
|             |                 |    | 累計    | 33,848,862,157  | 17.1  | 81,613,427,917  | 41.3  | 129,530,950,200 | 65.6  | 178,320,429,129 | 90.3   | 197,526,755,129 | 100.0 |
| 中小企業高度化資金   | 2,051,899,000   | 円  | 支出額   | 30,142,759      | 1.5   | 177,016,843     | 9.0   | 169,987,896     | 8.7   | 675,827,695     | 34.4   | 909,003,605     | 46.3  |
|             |                 |    | 累計    | 30,142,759      | 1.5   | 207,159,602     | 10.6  | 377,147,498     | 19.2  | 1,052,975,193   | 53.7   | 1,961,978,798   | 100.0 |
| 農業改良資金      | 40,402,000      | 円  | 支出額   | 35,458,540      | 88.9  | 4,128,684       | 10.3  | 57,418          | 0.1   | 97,600          | 0.2    | 156,709         | 0.4   |
|             |                 |    | 累計    | 35,458,540      | 88.9  | 39,587,224      | 99.2  | 39,644,642      | 99.4  | 39,742,242      | 99.6   | 39,898,951      | 100.0 |
| 沿岸漁業改善資金    | 50,729,000      | 円  | 支出額   | 20,000          | 21.6  | 15,000          | 16.2  | 26,000          | 28.1  | 21,000          | 22.7   | 10,422          | 11.3  |
|             |                 |    | 累計    | 20,000          | 21.6  | 35,000          | 37.9  | 61,000          | 66.0  | 82,000          | 88.7   | 92,422          | 100.0 |
| 林業・木材産業改善資金 | 51,501,000      | 円  | 支出額   | 0               | —     | 171,940         | 1.1   | 0               | —     | 58,720          | 0.4    | 15,349,723      | 98.5  |
|             |                 |    | 累計    | 0               | —     | 171,940         | 1.1   | 171,940         | 1.1   | 230,660         | 1.5    | 15,580,385      | 100.0 |
| 県有林         | 441,374,520     | 円  | 支出額   | 7,853,058       | 1.9   | 32,730,284      | 7.8   | 232,833,135     | 55.4  | 62,263,565      | 14.8   | 84,450,320      | 20.1  |
|             |                 |    | 累計    | 7,853,058       | 1.9   | 40,583,342      | 9.7   | 273,416,477     | 65.1  | 335,680,042     | 79.9   | 420,130,362     | 100.0 |
| 土地取得        | 2,172,651,000   | 円  | 支出額   | 408,905         | 0.0   | 408,913         | 0.0   | 408,906         | 0.0   | 2,171,424,222   | 99.9   | 0               | —     |
|             |                 |    | 累計    | 408,905         | 0.0   | 817,818         | 0.0   | 1,226,724       | 0.1   | 2,172,650,946   | 100.0  | 2,172,650,946   | 100.0 |
| 土地区画整理事業    | 46,016,000      | 円  | 支出額   | 0               | —     | 1,995,644       | 4.3   | 0               | —     | 3,315,644       | 7.2    | 40,701,280      | 88.5  |
|             |                 |    | 累計    | 0               | —     | 1,995,644       | 4.3   | 1,995,644       | 4.3   | 5,311,288       | 11.5   | 46,012,568      | 100.0 |
| 流域下水道事業     | 11,331,666,680  | 円  | 支出額   | 1,629,837,226   | 17.4  | 2,589,311,474   | 27.7  | 1,973,474,778   | 21.1  | 5,120,234,745   | 54.7   | △1,957,561,565  | △20.9 |
|             |                 |    | 累計    | 1,629,837,226   | 17.4  | 4,219,148,700   | 45.1  | 6,192,623,478   | 66.2  | 11,312,858,223  | 120.9  | 9,355,296,658   | 100.0 |
| 港湾整備事業      | 8,028,713,858   | 円  | 支出額   | 286,462,767     | 4.4   | 958,696,829     | 14.7  | 914,044,426     | 14.0  | 3,301,760,188   | 50.7   | 1,049,718,952   | 16.1  |
|             |                 |    | 累計    | 286,462,767     | 4.4   | 1,245,159,596   | 19.1  | 2,159,204,022   | 33.2  | 5,460,964,210   | 83.9   | 6,510,683,162   | 100.0 |
| 歳出合計        | 474,082,592,058 | 円  | 支出額   | 110,854,269,726 | 23.7  | 99,867,940,273  | 21.4  | 96,590,715,653  | 20.7  | 138,982,969,832 | 29.7   | 21,407,143,063  | 4.6   |
|             |                 |    | 累計    | 110,854,269,726 | 23.7  | 210,722,209,999 | 45.1  | 307,312,925,652 | 65.7  | 446,295,895,484 | 95.4   | 467,703,038,547 | 100.0 |

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(3) 財産等

ア 公有財産

| 区 分            |                     | 前年度末現在高                      | 決算年度中増減高                    | 決算年度末現在高                     |
|----------------|---------------------|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 土 地            | 行 政 財 産             | 81,433,488.63 m <sup>2</sup> | 22,734.01 m <sup>2</sup>    | 81,456,222.64 m <sup>2</sup> |
|                | う ち 山 林             | 61,535,297.14 m <sup>2</sup> | △ 29,862.75 m <sup>2</sup>  | 61,505,434.39 m <sup>2</sup> |
|                | 普 通 財 産             | 3,388,943.48 m <sup>2</sup>  | △ 296,236.33 m <sup>2</sup> | 3,092,707.15 m <sup>2</sup>  |
|                | 土 地 取 得 特 別 会 計 財 産 | 81,713.04 m <sup>2</sup>     | △ 27,551.10 m <sup>2</sup>  | 54,161.94 m <sup>2</sup>     |
|                | 計                   | 84,904,145.15 m <sup>2</sup> | △ 301,053.42 m <sup>2</sup> | 84,603,091.73 m <sup>2</sup> |
| 建 物            | 行 政 財 産             | 2,671,153.78 m <sup>2</sup>  | 26,876.73 m <sup>2</sup>    | 2,698,030.51 m <sup>2</sup>  |
|                | 普 通 財 産             | 105,512.68 m <sup>2</sup>    | △ 13,820.13 m <sup>2</sup>  | 91,692.55 m <sup>2</sup>     |
|                | 計                   | 2,776,666.46 m <sup>2</sup>  | 13,056.60 m <sup>2</sup>    | 2,789,723.06 m <sup>2</sup>  |
| 立 木<br>(推定蓄積量) | 所 有 林               | 1,283,293 m <sup>3</sup>     | 33,241 m <sup>3</sup>       | 1,316,534 m <sup>3</sup>     |
|                | 分 収 林               | 1,675,321 m <sup>3</sup>     | 19,324 m <sup>3</sup>       | 1,694,645 m <sup>3</sup>     |
|                | 計                   | 2,958,614 m <sup>3</sup>     | 52,565 m <sup>3</sup>       | 3,011,179 m <sup>3</sup>     |

| 区 分           |               | 前年度末現在高                      | 決算年度中増減高                    | 決算年度末現在高                     |
|---------------|---------------|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 動 産           | 船 舶           | 5 隻                          | 0 隻                         | 5 隻                          |
|               |               | 1,352.00 総ト                  | 0.00 総ト                     | 1,352.00 総ト                  |
|               | 航 空 機         | 0 機                          | 0 機                         | 0 機                          |
| 物 権           | 地 上 権         | 67,885,844.99 m <sup>2</sup> | Δ 820,807.00 m <sup>2</sup> | 67,065,037.99 m <sup>2</sup> |
| 無 体 財 産 権     | 特 許 権         | 34 件                         | Δ 5 件                       | 29 件                         |
|               | 実 用 新 案 権     | 0 件                          | 0 件                         | 0 件                          |
|               | 育 成 者 権       | 17 件                         | Δ 1 件                       | 16 件                         |
|               | 著 作 権         | 6 件                          | 0 件                         | 6 件                          |
|               | 商 標 権         | 21 件                         | 2 件                         | 23 件                         |
| 有 価 証 券       | 株 券           | 1,067,770 千円                 | 0 千円                        | 1,067,770 千円                 |
| 出 資 に よ る 権 利 | 出 資 証 券       | 3,276,841 千円                 | Δ 2,500 千円                  | 3,274,341 千円                 |
|               | 出 資 に よ る 権 利 | 62,818,499 千円                | 1,279,030 千円                | 64,097,529 千円                |

イ 重要物品

| 区 分       | 前年度末現在高 | 決算年度中増減高 | 決算年度末現在高 |
|-----------|---------|----------|----------|
| 機 械 器 具 等 | 4,289 個 | △ 323 個  | 3,966 個  |
| 船 舶       | 38 隻    | 2 隻      | 40 隻     |
| 車 両       | 1,463 台 | △ 3 台    | 1,460 台  |
| 合 計       | 5,790   | △ 324    | 5,466    |

ウ 債務保証及び損失補償

| 区 分     | 決算年度末現在高          | 事 業 名                             |
|---------|-------------------|-----------------------------------|
| 債 務 保 証 | 13,631,726,213 千円 | 地方債共同発行連帯債務保証 他                   |
| 損 失 補 償 | 7,319,689 千円      | みやぎ産業振興機構みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業損失補償 他 |

エ 債 権

| 区 分     | 前年度末現在高           | 決算年度中増減高          | 決算年度末現在高          |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 貸 付 金 等 | 144,131,648,365 円 | △ 4,340,413,806 円 | 139,791,234,559 円 |

## (貸付金等の内訳)

| 名 称                                  | 前年度末現在高 (円)    | 決算年度中増減高 (円)    | 決算年度末現在高 (円)   |
|--------------------------------------|----------------|-----------------|----------------|
| レオネクスト K 旭ヶ浦 I 敷金                    | 425,000        | △ 374,000       | 51,000         |
| レオネクスト K 旭ヶ浦 II 敷金                   | 198,000        | △ 98,000        | 100,000        |
| レオネクスト 桜式番館 敷金                       | 461,000        | △ 150,000       | 311,000        |
| 一般公共施設整備事業貸付金                        | 633,480,337    | △ 6,645,792     | 626,834,545    |
| 公営企業安定化資金貸付金                         | 252,340,000    | △ 24,850,000    | 227,490,000    |
| 東京事務所借上宿舎敷金                          | 1,423,500      | 0               | 1,423,500      |
| 災害援護資金貸付金                            | 15,078,931,766 | △ 1,278,210,474 | 13,800,721,292 |
| 看護学生修学資金貸付金                          | 398,328,997    | △ 141,493,802   | 256,835,195    |
| 地方独立行政法人宮城県立こども病院貸付金                 | 1,720,150,000  | 71,975,000      | 1,792,125,000  |
| 地方独立行政法人宮城県立病院機構貸付金                  | 3,888,827,542  | △ 52,229,710    | 3,836,597,832  |
| 地方独立行政法人宮城県立こども病院<br>法人移行前地方債償還債務負担金 | 5,970,527,883  | △ 373,383,716   | 5,597,144,167  |
| 地方独立行政法人宮城県立病院機構<br>法人移行前地方債償還債務負担金  | 4,137,313,122  | △ 1,145,016,939 | 2,992,296,183  |
| 医学生修学資金等貸付金                          | 900,000,000    | △ 26,400,000    | 873,600,000    |
| 介護福祉士等修学資金貸付金                        | 33,112,288     | △ 2,592,000     | 30,520,288     |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金                        | 414,660,219    | △ 34,660,729    | 379,999,490    |
| 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金                 | 86,086,095,804 | △ 982,691,000   | 85,103,404,804 |
| 企業振興投資育成事業資金貸付金                      | 90,000,000     | △ 30,000,000    | 60,000,000     |
| 機械類貸与資金貸付金                           | 177,770,000    | △ 25,396,000    | 152,374,000    |
| 自動車関連産業支援機械類貸与貸付金                    | 21,000,000     | △ 3,000,000     | 18,000,000     |
| ベンチャー育成ファンド出資金貸付事業貸付金                | 99,999,581     | △ 99,999,581    | 0              |
| 宮城・仙台富県チャレンジ応援基金貸付金                  | 4,290,000,000  | 0               | 4,290,000,000  |
| 中小企業高度化資金貸付金                         | 1,679,970,000  | 362,543,000     | 2,042,513,000  |
| 小規模企業者等設備導入資金貸付金                     | 134,640,000    | △ 50,750,000    | 83,890,000     |

| 名 称                                   | 前年度末現在高 (円)   | 決算年度中増減高 (円)  | 決算年度末現在高 (円)  |
|---------------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 小規模企業者等設備貸与資金貸付金 (新設備貸与)              | 675,660,000   | 175,287,000   | 850,947,000   |
| 小規模企業者等設備貸与資金貸付金 (旧設備貸与)              | 106,597,279   | △ 36,137,279  | 70,460,000    |
| 工場立地基盤整備事業貸付金                         | 1,266,446,000 | △ 52,979,000  | 1,213,467,000 |
| 大阪事務所名古屋産業立地センター敷金                    | 2,600,436     | 0             | 2,600,436     |
| 農業改良資金貸付金<br>(農業改良資金)                 | 3,078,000     | △ 1,539,000   | 1,539,000     |
| 農業改良資金貸付金<br>(就農支援資金)                 | 96,270,585    | △ 34,290,585  | 61,980,000    |
| 沿岸漁業改善資金貸付金                           | 4,270,000     | △ 1,930,000   | 2,340,000     |
| 林業・木材産業改善資金貸付金                        | 52,674,000    | 1,824,000     | 54,498,000    |
| 宮城県東京アンテナショップ敷金                       | 111,600,000   | 0             | 111,600,000   |
| 宮城県農業公社退職手当資金貸付金                      | 106,944,813   | △ 13,098,000  | 93,846,813    |
| 新規参入者定着支援資金貸付金                        | 861,000       | △ 123,000     | 738,000       |
| 就農支援資金県貸付金                            | 62,097,765    | △ 26,853,058  | 35,244,707    |
| 津波被害土地改良区債償還支援事業貸付金                   | 2,657,049     | △ 2,657,049   | 0             |
| 林業公社貸付金                               | 934,567,305   | 23,000,000    | 957,567,305   |
| フェリー埠頭災害復旧費貸付金                        | 218,068,094   | △ 16,631,092  | 201,437,002   |
| 仙台空港アクセス鉄道整備資金貸付金                     | 7,409,000,000 | △ 150,000,000 | 7,259,000,000 |
| 仙台空港旅客ターミナルビル災害復旧資金貸付金                | 3,658,662,000 | △ 261,333,000 | 3,397,329,000 |
| 中坪・荷揚場地区整備事業に係る貸付金                    | 2,668,000,000 | 0             | 2,668,000,000 |
| 宮城県住宅供給公社経営健全化資金貸付金                   | 209,000,000   | △ 53,000,000  | 156,000,000   |
| 昭和42年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 30,000,000    | △ 30,000,000  | 0             |
| 昭和43年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 30,000,000    | △ 30,000,000  | 0             |
| 昭和44年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 84,000,000    | 0             | 84,000,000    |
| 昭和45年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 70,000,000    | 0             | 70,000,000    |
| 昭和46年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 18,620,000    | 0             | 18,620,000    |
| 昭和47年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 77,000,000    | 0             | 77,000,000    |



| 名 称                                   | 前年度末現在高 (円)     | 決算年度中増減高 (円)    | 決算年度末現在高 (円)    |
|---------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 昭和48年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 90,677,000      | 0               | 90,677,000      |
| 昭和49年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 74,740,000      | 0               | 74,740,000      |
| 昭和51年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金) | 41,238,000      | 0               | 41,238,000      |
| 平成27(ノ)第298号損害賠償請求調停事件求償金             | 1,680,000       | △ 200,000       | 1,480,000       |
| 高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金              | 14,112,000      | 13,440,000      | 27,552,000      |
| 塩釜警察署署長宿舍敷金                           | 87,000          | 0               | 87,000          |
| 岩沼警察署署長宿舍敷金                           | 207,000         | 0               | 207,000         |
| 石巻警察署署長宿舍敷金                           | 213,000         | 0               | 213,000         |
| 気仙沼警察署署長宿舍敷金                          | 58,000          | 0               | 58,000          |
| 河北警察署署長宿舍敷金                           | 71,000          | 0               | 71,000          |
| 古川警察署署長宿舍敷金                           | 130,000         | 0               | 130,000         |
| 遠田警察署署長宿舍敷金                           | 106,000         | 0               | 106,000         |
| 泉警察署南光台交番仮庁舎敷金                        | 0               | 230,000         | 230,000         |
| 合 計                                   | 144,131,648,365 | △ 4,340,413,806 | 139,791,234,559 |

(注)看護学生修学資金貸付金及び介護福祉士等修学資金貸付金に係る現在高には、債権額が未確定及び確認中のものを含む。

才 基 金

| 項 目                   |      | 前年度末現在高 (円)     | 決算年度中増減高 (円)     | 決算年度末現在高 (円)    |
|-----------------------|------|-----------------|------------------|-----------------|
| 被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金 | 現金   | 397,707,819     | △ 79,417,944     | 318,289,875     |
| 財政調整基金                | 現金   | 19,699,417,790  | 3,488,442,140    | 23,187,859,930  |
| 県債管理基金                | 計    | 111,077,435,790 | 18,961,937,366   | 130,039,373,156 |
|                       | 有価証券 | 19,500,000,000  | 5,000,000,000    | 24,500,000,000  |
|                       | 現金   | 91,557,149,327  | 13,973,490,568   | 105,530,639,895 |
|                       | 繰入運用 | 20,286,463      | △ 11,553,202     | 8,733,261       |
| 地域整備推進基金              | 現金   | 58,998,912,527  | △ 18,284,057,201 | 40,714,855,326  |
| 東日本大震災復興基金            | 現金   | 21,175,744,938  | △ 3,506,531,823  | 17,669,213,115  |
| 東日本大震災復興交付金基金         | 現金   | 42,718,769,843  | △ 11,629,107,996 | 31,089,661,847  |
| 土地基金                  | 計    | 10,506,882,451  | 1,624,000        | 10,508,506,451  |
|                       | 現金   | 8,200,677,051   | 2,172,650,946    | 10,373,327,997  |
|                       | 貸付金  | 2,306,205,400   | △ 2,171,026,946  | 135,178,454     |
|                       | 土地   | 0.00㎡<br>( 0 )  | 0.00㎡<br>( 0 )   | 0.00㎡<br>( 0 )  |
| 県庁舎等整備基金              | 現金   | 13,958,108,077  | 591,619,276      | 14,549,727,353  |
| 発電用施設周辺地域振興基金         | 現金   | 0               | 0                | 0               |
| 地域環境保全基金              | 現金   | 1,283,878,771   | 1,601,789,108    | 2,885,667,879   |
| 環境創造基金                | 現金   | 588,316,505     | △ 26,909,458     | 561,407,047     |
| 地域環境保全特別基金            | 現金   | 625,290,969     | △ 427,034,991    | 198,255,978     |
| 宮城みどりの基金              | 現金   | 10,809,817      | 47,600           | 10,857,417      |
| 産業廃棄物税基金              | 現金   | 1,050,247,305   | △ 109,243,990    | 941,003,315     |
| 文化振興基金                | 現金   | 3,663,027,898   | 2,640,184,829    | 6,303,212,727   |
| 災害救助基金                | 現金   | 1,979,878,342   | △ 300,654        | 1,979,577,688   |
| 社会福祉基金                | 現金   | 1,162,432,800   | 689,573,959      | 1,852,006,759   |
| 地域医療再生臨時特例基金          | 現金   | 4,245,554,471   | △ 3,925,091,085  | 320,463,386     |
| 地域医療介護総合確保基金          | 現金   | 7,717,055,541   | △ 345,428,857    | 7,371,626,684   |
| 介護保険財政安定化基金           | 現金   | 1,449,089,781   | 289,008          | 1,449,378,789   |
| 子育て支援対策臨時特例基金         | 現金   | 828,012,577     | △ 444,058,168    | 383,954,409     |
| 東日本大震災みやぎこども育英基金      | 現金   | 7,877,657,630   | 175,200,596      | 8,052,858,226   |
| 自殺対策緊急強化基金            | 現金   | 126,002,858     | △ 20,943,804     | 105,059,054     |
| 後期高齢者医療財政安定化基金        | 現金   | 2,139,116,248   | 426,629          | 2,139,542,877   |

| 項 目                                     |      | 前年度末現在高 (円)       | 決算年度中増減高 (円)    | 決算年度末現在高 (円)      |
|---|------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 国民健康保険財政安定化基金                           | 現金   | 4,601,857,681     | △ 1,312,752,564 | 3,289,105,117     |
| 富 県 宮 城 推 進 基 金                         | 現金   | 15,926,737,291    | 1,375,669,860   | 17,302,407,151    |
| 企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金                     | 計    | 737,783,952       | 51,353          | 737,835,305       |
|   | 現金   | 438,953,052       | 47,462,903      | 486,415,955       |
|   | 貸付金  | 298,830,900       | △ 47,411,550    | 251,419,350       |
| 緊急雇用創出事業臨時特例基金                          | 現金   | 17,014,914,774    | △ 280,452,021   | 16,734,462,753    |
| 農 林 水 産 業 担 い 手 対 策 基 金                 | 現金   | 1,285,736,832     | △ 110,305,669   | 1,175,431,163     |
| 農地中間管理事業等推進基金                           | 現金   | 498,523,912       | △ 104,686,087   | 393,837,825       |
| 中 山 間 地 域 等 農 村 活 性 化 基 金               | 計    | 685,574,853       | 700,000         | 686,274,853       |
|   | 有価証券 | 539,700,000       | 0               | 539,700,000       |
|   | 現金   | 145,874,853       | 700,000         | 146,574,853       |
| 県 有 林 基 金                               | 計    | 656,526,360       | 11,033,772      | 667,560,132       |
|   | 有価証券 | 8,086,050         | 0               | 8,086,050         |
|   | 現金   | 648,440,310       | 11,033,772      | 659,474,082       |
| 森林整備地域活動支援基金                            | 現金   | 33,184,994        | △ 698,892       | 32,486,102        |
| 森林整備加速化・林業再生基金                          | 現金   | 7,898,519         | △ 7,898,519     | 0                 |
| 仙 台 塩 釜 港 仙 台 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金 | 計    | 632,861,793       | 6,877,810       | 639,739,603       |
|   | 有価証券 | 450,000,000       | 0               | 450,000,000       |
|   | 現金   | 182,861,793       | 6,877,810       | 189,739,603       |
| 仙 台 塩 釜 港 石 巻 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金 | 計    | 764,144,768       | 6,108,826       | 770,253,594       |
|   | 有価証券 | 449,800,000       | 0               | 449,800,000       |
|   | 現金   | 314,344,768       | 6,108,826       | 320,453,594       |
| 高 等 学 校 等 育 英 奨 学 資 金 貸 付 基 金           | 計    | 7,962,238,638     | 58,281,082      | 8,020,519,720     |
|   | 現金   | 1,299,458,148     | 237,282,073     | 1,536,740,221     |
|   | 貸付金  | 6,662,780,490     | △ 179,000,991   | 6,483,779,499     |
| ス ポ ー ツ 振 興 基 金                         | 現金   | 3,635,972,109     | △ 148,080,141   | 3,487,891,968     |
| 美 術 品 取 得 基 金                           | 計    | 2,128,975,680     | 117,384         | 2,129,093,064     |
|   | 現金   | 590,388,600       | △ 4,742,616     | 585,645,984       |
|   | 美術品  | 703点              | 3点              | 706点              |
|   |      | ( 1,538,587,080 ) | ( 4,860,000 )   | ( 1,543,447,080 ) |

| 項 目               |         | 前年度末現在高 (円)     | 決算年度中増減高 (円)      | 決算年度末現在高 (円)    |
|-------------------|---------|-----------------|-------------------|-----------------|
| 合 計               | 計       | 369,852,282,904 | △ 11,153,025,266  | 358,699,257,638 |
|                   | 有 価 証 券 | 20,947,586,050  | 5,000,000,000     | 25,947,586,050  |
|                   | 現 金     | 338,078,006,521 | △ 13,748,892,577  | 324,329,113,944 |
|                   | 貸 付 金   | 9,267,816,790   | △ 2,397,439,487   | 6,870,377,303   |
|                   | 繰 入 運 用 | 20,286,463      | △ 11,553,202      | 8,733,261       |
|                   | 土 地     | 0.00㎡           | 0.00㎡             | 0.00㎡           |
|                   |         | ( 0 )           | ( 0 )             | ( 0 )           |
|                   | 美 術 品   | 703点            | 3点                | 706点            |
| ( 1,538,587,080 ) |         | ( 4,860,000 )   | ( 1,543,447,080 ) |                 |

(注)各基金における ( ) 書は取得金額を示した。

なお、出納整理期間中に積み立て(戻し入れ)た被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金2,967,000円、地域整備推進基金2,059,153,500円、東日本大震災復興基金206,804,096円、東日本大震災復興交付金基金451,804,688円、県庁舎等整備基金159,500,511円、地域環境保全基金3,824,454円、地域環境保全特別基金26,848,784円、環境創造基金357,739,581円、産業廃棄物税基金40,918,439円、文化振興基金66,078,104円、社会福祉基金120,396,190円、地域医療介護総合確保基金207,045,416円、子育て支援対策臨時特例基金75,750,000円、東日本大震災みやぎ子ども育英基金525,115,611円、自殺対策緊急強化基金9,611,683円、国民健康保険財政安定化基金1,547,828,000円、富県宮城推進基金256,799,719円、緊急雇用創出事業臨時特例基金260,715,932円、農林水産業担い手対策基金20,748,269円、農地中間管理事業等推進基金32,875,000円、森林整備地域活動支援基金49,480円、スポーツ振興基金128,035,186円は上記の金額に含まれていない。

また、出納整理期間中に取り崩した地域整備推進基金11,128,063,000円、東日本大震災復興交付金基金832,843,160円、地域医療介護総合確保基金51,424,980円、高等学校等育英奨学資金貸付基金1,675,000円、スポーツ振興基金4,208,278円円も上記の金額に含まれていない。

力 県 債

| 区 分  |                             | 前 年 度 末<br>現 在 高 | 決 算 年 度 中 増 減 高  |                | 決 算 年 度 末<br>現 在 高 |
|--|-----------------------------|------------------|------------------|----------------|--------------------|
|  |                             |                  | 増                | 減              |                    |
| 一<br>般<br>会<br>計<br>・<br>公<br>債<br>費<br>特<br>別<br>会<br>計 | 公 共 事 業 等 債                 | 350,154,406,805  | 15,298,200,000   | 18,940,283,007 | 346,512,323,798    |
|  | 一 般 単 独 事 業 債               | 343,734,152,106  | 11,405,800,000   | 18,473,342,003 | 336,666,610,103    |
|  | 公 営 住 宅 建 設 事 業 債           | 4,659,844,010    | 288,100,000      | 307,243,705    | 4,640,700,305      |
|  | 義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債       | 500,493,752      | 0                | 70,548,684     | 429,945,068        |
|  | 災 害 復 旧 事 業 債               | 8,614,854,205    | 1,746,200,000    | 673,880,626    | 9,687,173,579      |
|  | ( 単 独 災 害 復 旧 事 業 債 )       | ( 993,699,233)   | ( 138,900,000)   | ( 144,335,851) | ( 988,263,382)     |
|  | ( 補 助 災 害 復 旧 事 業 債 )       | ( 7,621,154,972) | ( 1,607,300,000) | ( 529,544,775) | ( 8,698,910,197)   |
|  | 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債         | 6,981,414,326    | 218,500,000      | 4,228,865      | 7,195,685,461      |
|  | 新 産 業 都 市 等 建 設 事 業 債       | 10,442,468,671   | 0                | 716,237,418    | 9,726,231,253      |
|  | 厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債       | 302,268,327      | 0                | 103,468,233    | 198,800,094        |
|  | 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債   | 19,544,434,180   | 2,432,300,000    | 224,398,723    | 21,752,335,457     |
|  | 社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債       | 633,332,508      | 0                | 71,304,522     | 562,027,986        |
|  | 減 収 補 填 債                   | 49,178,420,496   | 0                | 3,965,873,168  | 45,212,547,328     |
|  | 上 水 道 事 業 出 資 債             | 8,648,903,838    | 12,800,000       | 1,126,404,133  | 7,535,299,705      |
|  | 工 業 用 水 道 事 業 出 資 債         | 862,745,938      | 0                | 191,951,657    | 670,794,281        |
|  | 観 光 そ の 他 事 業 債             | 146,000,000      | 0                | 0              | 146,000,000        |
|  | 特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 債 | 1,256,244,514    | 0                | 101,331,486    | 1,154,913,028      |
|  | 病 院 事 業 債 ( 一 般 会 計 分 )     | 18,796,769,712   | 1,295,300,000    | 2,639,384,949  | 17,452,684,763     |
|  | 都 市 高 速 鉄 道 事 業 債           | 2,323,400,000    | 0                | 64,700,000     | 2,258,700,000      |
| 臨 時 財 政 特 例 債  | 295,520,498                 | 0                | 113,509,355      | 182,011,143    |                    |
| 減 税 補 填 債  | 33,456,550,000              | 0                | 364,110,030      | 33,092,439,970 |                    |

| 区 分  |                   | 前 年 度 末<br>現 在 高      | 決 算 年 度 中 増 減 高 |                   | 決 算 年 度 末<br>現 在 高 |
|--|-------------------|-----------------------|-----------------|-------------------|--------------------|
|  |                   |                       | 増               | 減                 |                    |
| 一<br>般<br>会<br>計<br>・<br>公<br>債<br>費<br>特<br>別<br>会<br>計 | 臨 時 税 収 補 填 債     | 1,257,000,000         | 0               | 528,000,000       | 729,000,000        |
|  | 臨 時 財 政 対 策 債     | 611,424,896,703       | 45,449,880,000  | 33,167,173,744    | 623,707,602,959    |
|  | 調 整 債             | 16,654,544            | 0               | 8,327,272         | 8,327,272          |
|  | 財 政 健 全 化 債       | 8,460,010,000         | 0               | 259,290,000       | 8,200,720,000      |
|  | 地 域 再 生 事 業 債     | 7,897,475,000         | 0               | 400,832,208       | 7,496,642,792      |
|  | 行 政 改 革 推 進 債     | 14,380,105,000        | 0               | 198,280,000       | 14,181,825,000     |
|  | 行 政 改 革 等 推 進 債   | 4,517,000,000         | 0               | 0                 | 4,517,000,000      |
|  | 退 職 手 当 債         | 30,482,000,000        | 0               | 332,000,000       | 30,150,000,000     |
|  | 財 源 対 策 債         | 4,150,679,220         | 0               | 769,308,535       | 3,381,370,685      |
|  | 借 換 債             | 0                     | 109,600,000,000 | 109,600,000,000   | 0                  |
|  | 国 の 予 算 等 貸 付 金 債 | 16,984,835,549        | 87,626,666      | 1,300,633,283     | 15,771,828,932     |
|  | 小 計               | 1,560,102,879,902     | 187,834,706,666 | 194,716,045,606   | 1,553,221,540,962  |
|  | 特<br>別<br>会<br>計  | 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 債 | 265,282,555     | 0                 | 0                  |
| 中 小 企 業 高 度 化 資 金 債                                      |                   | 91,134,920,669        | 503,568,000     | 1,038,617,016     | 90,599,871,653     |
| 県 有 林 整 備 債  |                   | 2,274,968,075         | 0               | 137,728,503       | 2,137,239,572      |
| 土 地 区 画 整 理 事 業 債  |                   | 31,556,608            | 0               | 5,208,064         | 26,348,544         |
| 流 域 下 水 道 事 業 債  |                   | 18,413,620,512        | 684,800,000     | 1,815,152,229     | 17,283,268,283     |
| 港 湾 整 備 事 業 債  |                   | 26,647,317,017        | 3,755,800,000   | 3,926,169,099     | 26,476,937,918     |
| 小 計  |                   | 138,767,665,436       | 4,944,168,000   | 6,922,874,911     | 136,788,948,525    |
| 合 計  | 1,698,870,545,338 | 192,778,874,666       | 201,638,920,517 | 1,690,010,489,487 |                    |

(注) 港湾整備事業債については、交付公債10,000円が時効により消滅したため決算年度末現在高から減額している。

# 宮 城 県 基 金 運 用 状 況 審 査 意 見 書





## Ⅱ 宮 城 県 基 金 運 用 状 況 審 査 意 見 書

### 1 審 査 の 対 象

令和元年7月11日審査に付された平成30年度の基金運用状況審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 土 地 基 金
- (2) 企業立地資金貸付基金
- (3) 美 術 品 取 得 基 金
- (4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

### 2 審 査 の 方 法

各基金の運用状況について、基金は設置の目的に沿い適正に管理及び運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に実施した例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

### 3 運 用 の 状 況

#### (1) 土地基金

| 区 分             | 前 年 度 末 現 在 高      | 決 算 年 度 中 増 減      |                    | 決 算 年 度 末 現 在 高<br>(平成31年3月31日現在) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------------|
|                 |                    | 増                  | 減                  |                                   |
| 現 金 ( 銀 行 預 金 ) | 円<br>8,200,677,051 | 円<br>2,172,650,946 | 円<br>0             | 円<br>10,373,327,997               |
| 貸 付 金           | 2,306,205,400      | 0                  | 2,171,026,946      | 135,178,454                       |
| 土 地             | 0.00m <sup>2</sup> | 0.00m <sup>2</sup> | 0.00m <sup>2</sup> | 0.00m <sup>2</sup>                |
|                 | 0                  | 0                  | 0                  | 0                                 |
| 計               | 10,506,882,451     | 2,172,650,946      | 2,171,026,946      | 10,508,506,451                    |

(2) 企業立地資金貸付基金

| 区 分      | 前年度末現在高          | 決算年度中増減         |            | 決算年度末現在高<br>(平成31年3月31日現在) |
|----------|------------------|-----------------|------------|----------------------------|
|          |                  | 増               | 減          |                            |
| 現金(銀行預金) | 円<br>438,953,052 | 円<br>47,462,903 | 円<br>0     | 円<br>486,415,955           |
| 貸付金      | 298,830,900      | 0               | 47,411,550 | 251,419,350                |
| 計        | 737,783,952      | 47,462,903      | 47,411,550 | 737,835,305                |

(貸付金増減の推移)

| 区 分    | 前年度末現在高 |                  | 貸付(増) |                 | 償還(減) |                 | 決算年度末現在高 |                  |
|--------|---------|------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|----------|------------------|
|        | 件数      | 金額               | 件数    | 金額              | 件数    | 金額              | 件数       | 金額               |
| 平成25年度 | 12      | 円<br>501,439,750 | 2     | 円<br>60,250,000 | 1     | 円<br>45,348,250 | 13       | 円<br>516,341,500 |
| 平成26年度 | 13      | 516,341,500      | 1     | 50,000,000      | 3     | 104,839,750     | 11       | 461,501,750      |
| 平成27年度 | 11      | 461,501,750      | 3     | 67,200,000      | 0     | 40,300,750      | 14       | 488,401,000      |
| 平成28年度 | 14      | 488,401,000      | 1     | 13,000,000      | 1     | 173,315,300     | 14       | 328,085,700      |
| 平成29年度 | 14      | 328,085,700      | 0     | 0               | 0     | 29,254,800      | 14       | 298,830,900      |
| 平成30年度 | 14      | 298,830,900      | 0     | 0               | 3     | 47,411,550      | 11       | 251,419,350      |

(注) 「貸付(増)」, 「償還(減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付, 完済の件数を表す。

(3) 美術品取得基金

| 区 分       | 前 年 度 末 現 在 高    | 決 算 年 度 中 増 減 高 |                | 決 算 年 度 末 現 在 高<br>(平成31年3月31日現在) |
|-----------|------------------|-----------------|----------------|-----------------------------------|
|           |                  | 増               | 減              |                                   |
| 現金 (銀行預金) | 円<br>590,388,600 | 円<br>117,384    | 円<br>4,860,000 | 円<br>585,645,984                  |
| 美 術 品     | 1,538,587,080    | 4,860,000       | 0              | 1,543,447,080                     |
| 計         | 2,128,975,680    | 4,977,384       | 4,860,000      | 2,129,093,064                     |

(美術品増減の内訳)

| 区 分   | 前 年 度 末 現 在 高 |                  | 取 得 (増) |                | 一般会計へ売払 (減) |     | 決 算 年 度 末 現 在 高 |                  |
|-------|---------------|------------------|---------|----------------|-------------|-----|-----------------|------------------|
|       | 点 数           | 金 額              | 点 数     | 金 額            | 点 数         | 金 額 | 点 数             | 金 額              |
| 絵 画   | 点<br>43       | 円<br>460,853,000 | 点<br>3  | 円<br>4,860,000 | 点           | 円   | 点<br>46         | 円<br>465,713,000 |
| 版 画   | 251           | 135,925,750      |         |                |             |     | 251             | 135,925,750      |
| 彫 刻   | 20            | 298,337,330      |         |                |             |     | 20              | 298,337,330      |
| 写 真   | 242           | 22,464,000       |         |                |             |     | 242             | 22,464,000       |
| 素 描   | 89            | 323,961,000      |         |                |             |     | 89              | 323,961,000      |
| 日 本 画 | 42            | 285,460,000      |         |                |             |     | 42              | 285,460,000      |
| 工 芸   | 16            | 11,586,000       |         |                |             |     | 16              | 11,586,000       |
| 計     | 703           | 1,538,587,080    | 3       | 4,860,000      | 0           | 0   | 706             | 1,543,447,080    |

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

| 区 分      | 前年度末現在高            | 決算年度中増減高           |                    | 決算年度末現在高<br>(平成31年3月31日現在) |
|----------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|
|          |                    | 増                  | 減                  |                            |
| 現金（銀行預金） | 円<br>1,299,458,148 | 円<br>1,607,001,892 | 円<br>1,369,719,819 | 円<br>1,536,740,221         |
| 貸付金      | 6,662,780,490      | 1,365,914,000      | 1,544,914,991      | 6,483,779,499              |
| 計        | 7,962,238,638      | 2,972,915,892      | 2,914,634,810      | 8,020,519,720              |

(貸付金増減の内訳)

| 区 分    | 前年度末現在高     |                    | 貸付(増)      |                    | 償還(減)      |                    | 決算年度末現在高    |                    |
|--------|-------------|--------------------|------------|--------------------|------------|--------------------|-------------|--------------------|
|        | 人数          | 金額                 | 人数         | 金額                 | 人数         | 金額                 | 人数          | 金額                 |
| 平成30年度 | 人<br>13,978 | 円<br>6,662,780,490 | 人<br>1,734 | 円<br>1,365,914,000 | 人<br>2,211 | 円<br>1,544,914,991 | 人<br>13,501 | 円<br>6,483,779,499 |

【参 考】

| 区 分    | 前年度末現在高            | 貸付(増)              | 償還(減)            | 決算年度末現在高           |
|--------|--------------------|--------------------|------------------|--------------------|
|        | 金額                 | 金額                 | 金額               | 金額                 |
| 平成25年度 | 円<br>6,839,973,491 | 円<br>1,668,371,000 | 円<br>694,964,229 | 円<br>7,813,380,262 |
| 平成26年度 | 7,813,380,262      | 1,490,714,000      | 941,610,205      | 8,362,484,057      |
| 平成27年度 | 8,362,484,057      | 1,366,460,000      | 940,493,789      | 8,788,450,268      |
| 平成28年度 | 8,788,450,268      | 1,583,759,200      | 3,524,829,969    | 6,847,379,499      |
| 平成29年度 | 6,847,379,499      | 1,476,198,000      | 1,660,797,009    | 6,662,780,490      |

(収入未済の状況)

| 区 分  | 前年度末現在高    |                  | 決算年度中増減  |                 |          |                 | 決算年度末現在高   |                  |
|------|------------|------------------|----------|-----------------|----------|-----------------|------------|------------------|
|      | 人数         | 金額               | 増        |                 | 減        |                 | 人数         | 金額               |
|      |            |                  | 人数       | 金額              | 人数       | 金額              |            |                  |
| 奨学資金 | 人<br>1,870 | 円<br>277,313,602 | 人<br>331 | 円<br>96,062,797 | 人<br>349 | 円<br>55,878,577 | 人<br>1,852 | 円<br>317,497,822 |

## 4 審査の結果及び意見

各基金の審査の結果、基金は設置の目的に沿い、適正に運用されており、また、計数は正確であると認められた。

なお、高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金の収入未済額が約3億1千7百万円で、前年度に比べ約4千万円増加し、各種対策を講じているものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。

引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど新たな収入未済の発生抑制に積極的に取り組むとともに、連帯保証人への適時・適切な請求等や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。

# 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書





宮監委 第 5 1 号

令和元年 9 月 1 0 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

|         |           |
|---------|-----------|
| 宮城県監査委員 | 中 島 源 陽   |
| 宮城県監査委員 | す だ う 哲   |
| 宮城県監査委員 | 石 森 建 二   |
| 宮城県監査委員 | 成 田 由 加 里 |

平成 3 0 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された平成 3 0 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり意見書を提出します。



### Ⅲ 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

#### 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に定める，平成 30 年度決算に係る実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。），資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

#### 2 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は，知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定は正確か，その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置き，決算諸表等証拠書類との照合等を行うとともに，関係部局から説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められた。

平成 30 年度は、実質赤字が発生しなかったことから、実質赤字比率、連結赤字比率及び資金不足比率とも算定されなかった。また、実質公債費比率は 13.6 %、将来負担比率は 164.6 %と、いずれも前年度と比較して微減した。

今回の比率によると、昨年度同様、健全化判断比率は早期健全化基準を下回り、資金不足比率も経営健全化基準を下回ったが、これらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める措置が発動されないことを示したものであり、財政上問題がないことを表したものでないことに留意する必要がある。

県の財政状況は、県税収入の伸びが鈍化する一方で、復興の進展に伴い生じる様々な課題への対応に加え、社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対策経費など支出の避けられない経費が年々増加する傾向にあることから、厳しい財政状況に直面する可能性が懸念される。

よって、早期健全化基準等の超過の有無のみならず、健全化判断比率及び資金不足比率の推移と、その要因等についての的確に分析し、全庁一体となって健全な財政運営に努められたい。

#### 記

##### (1) 実質赤字比率

平成 30 年度の実質赤字比率は、一般会計等において実質赤字額がないことから、算定されない。

##### (2) 連結実質赤字比率

平成 30 年度の連結実質赤字比率は、全会計において実質赤字額又は資金不足額がないことから、算定されない。

(3) 実質公債費比率（早期健全化基準：25 %）

平成 30 年度の実質公債費比率は 13.6 %となっており，前年度と比較し微減した。

(4) 将来負担比率（早期健全化基準：400 %）

平成 30 年度の将来負担比率は 164.6 %となっており，前年度と比較し微減した。

(5) 資金不足比率

平成 30 年度の資金不足比率は，各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから，算定されない。

(単位：%)

| 健全化判断比率      | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | (参考)<br>早期健全化基準 | (参考)<br>財政再生基準 |
|--------------|----------|----------|-----------------|----------------|
| ①実質赤字比率      | —        | —        | 3.75            | 5.00           |
| ②連結実質赤字比率    | —        | —        | 8.75            | 15.00          |
| ③実質公債費比率     | 13.6     | 14.5     | 25.0            | 35.0           |
| ④将来負担比率      | 164.6    | 171.7    | 400.0           |                |
| 資金不足比率       | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 経営健全化基準         |                |
| ①水道用水供給事業会計  | —        | —        | 20.0            |                |
| ②工業用水道事業会計   | —        | —        |                 |                |
| ③地域整備事業会計    | —        | —        |                 |                |
| ④流域下水道事業特別会計 | —        | —        |                 |                |
| ⑤港湾整備事業特別会計  | —        | —        |                 |                |

(注 1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が生じていないため「—」で表示している。

(注 2) 資金不足比率は、各会計において資金不足が生じていないため「—」で表示している。

(注 3) 早期健全化基準とは、地方公共団体が財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注 4) 財政再生基準とは、地方公共団体が財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注 5) 経営健全化基準とは、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、定められた数値である。

(参考)

## 1 比率の算定方法

(1) 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 実質赤字額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率とは、一般会計等において負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3ヶ年平均}) \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

② 準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率とは、一般会計等において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

② 将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる該当団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

（本県における「ヘ」該当法人）

宮城県土地開発公社，宮城県道路公社，（地独）宮城県立こども病院，公立大学法人宮城大学，（地独）宮城県立病院機構，（公社）みやぎ農業振興公社，（公財）みやぎ産業振興機構，宮城県土地改良事業団体連合会，宮城県信用保証協会，宮城県漁業信用基金協会

※（地独）は地方独立行政法人，（公社）は公益社団法人，（公財）は公益財団法人を表します。

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

（将来負担額から控除されるもの）

③ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

（5）資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

② 資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

③ 事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

## 2 対象とした会計名

（1）一般会計等

① 一般会計 ② 公債費特別会計 ③ 母子父子寡婦福祉資金特別会計 ④ 中小企業高度化資金特別会計 ⑤ 農業改良資金特別会計

⑥ 沿岸漁業改善資金特別会計 ⑦ 林業・木材産業改善資金特別会計 ⑧ 県有林特別会計 ⑨ 土地取得特別会計 ⑩ 土地区画整理事業特別会計

（2）公営企業会計

（地方公営企業法適用企業）① 水道用水供給事業会計 ② 工業用水道事業会計 ③ 地域整備事業会計

（地方公営企業法非適用企業）④ 流域下水道事業特別会計 ⑤ 港湾整備事業特別会計



〈参 考〉 前年度意見に対する執行部の対応状況



## 前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況

### 事項名：(1) 本県の財政状況及び財政運営の考え方について

| 意 見 の 内 容  |
|--|
| <p>平成 29 年度の国内経済は、個人消費が持ち直しに転じたほか、設備投資や生産も緩やかに増加し、雇用環境も着実に改善しているなど緩やかに回復しており、前年度に引き続き名目 GDP 及び実質 GDP ともにプラス成長となった。</p> <p>本県経済は、震災復興需要に加えて、IoT の普及に伴う電子製品の需要に支えられ緩やかな回復基調が続いており、平成 29 年の鉱工業生産指数は 135.1 で、前年比で 27.9 % 上昇しているほか、新設住宅着工戸数、公共工事請負金額とも前年に比べ減少傾向にあるものの、高水準で推移した。また、平成 29 年の有効求人倍率は、1.59 倍で前年から 0.13 ポイント上昇し、6 年連続で 1 倍を超える一方、個人消費（百貨店・スーパー販売額）は、2 年連続の減少となった。</p> <p>このような中で、本県の財政状況は、県税収入が平成 28 年度決算額と比べ微増したほか、県債残高も引き続き減少している。一方で、経常収支比率は依然として 90 % を超える高い水準で推移しており、財政の硬直化が常態化しつつある。</p> <p>本県では、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（再生期：平成 26 ～ 29 年度）【平成 29 年度版】」に基づき、東日本大震災からの復旧・復興に取り組んできたところであるが、平成 30 年度からは「宮城県震災復興計画」に掲げた計画期間の最終段階である発展期として、県勢の発展に向けて取組を推進していく必要があるほか、少子高齢化や人口減少社会への対応など県民生活に関わる事業についても、的確な対応が求められている。このため、平成 30 年 2 月に策定した「新・みやぎ財政運営戦略」に基づき、徹底した歳入確保と事務・事業の効率的な実施に努め、財政の健全化と持続可能な財政運営を実現し、赤字団体又は財政再生団体への転落回避の取組を継続されたい。</p> |
| 対 応 の 状 況  |
| <p><b>【担当：総務部 財政課】</b></p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「新・みやぎ財政運営戦略」に定める取組を実施することにより、持続可能な財政運営を意識した予算編成及び効率的な財源配分の実現に努める。</li> <li>○東日本大震災からの復旧・復興等に対する国の長期にわたる確実な支援を求める要望活動を実施する。（継続）</li> </ul> <p>《成果（取組結果）》</p> <p>新・みやぎ財政運営戦略に定める取組を着実に実施することで、通常分については必要性や優先度の高い施策に予算を重点配分するとともに、特例的な県債の活用を抑制し将来負担を軽減することができた。また、震災分については、震災復興計画に掲げる施策に対して予算を着実に配分するとともに、国からは復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理についての一定の現状認識を得ることができた。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>復旧・復興の進展に伴い生じる新たな課題への対処や復興需要の収束も視野に入れた地域振興策に加え、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策などの増加が避けられない経費への対応などに計画的に取り組むことが必要である。</p> <p>《令和元年度以降の取組》</p> <p>新・みやぎ財政運営戦略に掲げる歳入歳出両面にわたる取組を着実に実施し、健全で持続可能な財政運営を図る。</p>  |

### 事項名：(2) 平成 29 年度の歳入歳出、県債及び基金の状況について

| 意 見 の 内 容  |
|--|
| <p>平成 29 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は 1 兆 6,173 億 8,190 万 4,940 円、歳出決算額は 1 兆 4,987 億 2,770 万 6,277 円で、歳入歳出差引額（形式収支額）は 1,186 億 5,419 万 8,663 円の黒字となった。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源 1,015 億 6,560 万 2,506 円を控除した実質収支額は 170 億 8,859 万 6,157 円で、このうち一般会計の実質収支額は 148 億 2,982 万 7,005 円の黒字となったが、前年度と比較すると 3 億 7,083 万 927 円（△ 2.4%）の減少で、3 年連続の減少となった。</p> <p>また、県債残高は 1 兆 6,988 億 7,054 万 5,338 円で、前年度と比較すると 57 億 1,033 万 5,746 円（△ 0.3 %）の減少で、4 年連続の減少となった。</p> <p>一方、財政調整基金及び県債管理基金の合計残高は 1,307 億 7,685 万 3,580 円となり、前年度と比較すると 194 億 7,064 万 2,432 円（17.5 %）の増加となった。</p> <p>以上のように、実質収支額（一般会計）は黒字を計上しているが、翌年度以降に精算することが予定されている震災復興関連事業に係る国庫支出金及び特別交付税の過交付額が含まれていること、また、財政調整基金の現在高は増加しているものの、税収の伸びが鈍化しているなど地方一般財源総額の大幅な伸びが期待しにくい中、毎年度当初予算編成時には財源不足に対応するため多額の取り崩しを余儀なくされている。これら実質的な財政の現状及び今後の見通しについて、わかりやすく県民に説明するとともに、適切な財政運営に努められたい。</p> <p>なお、県が保有する基金の状況は、平成 29 年度末までに解散した 3 基金を除き 40 基金、現在高総額 3,698 億 5,228 万 2,904 円であり、前年度と比較すると現在高で 211 億 2,535 万 2,508</p> |

円の減少となっている。これら基金は、将来実施する事業等の財源としてあらかじめ積み立てたものであるため、引き続き、適切な管理・執行に努められたい。特に、条例で終期を定める東日本大震災復興関連事業のための基金については、引き続き、より一層、計画的な活用を図られたい。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 財政課】

《取組内容》

- 県財政の現状等について、県政だよりや県ホームページ等を活用して県民への情報提供を行う。また、通常分と震災分を区分して表示するなど、県財政における復旧・復興事業の状況等の分かりやすい説明に努める。(継続)
- 復興関連基金に関しては、計画的な活用を進めるとともに、東日本大震災復興基金等については、令和3年度以降の県独自財源とすることも視野に入れ、充当事業や充当金額についてより一層の精査を進める。(拡充)

《成果（取組結果）》

県政だよりや県ホームページ等を活用し、図解を交えた情報提供を行うことにより、財政運営の現状や今後の見通しについて、県民理解が促進されるよう工夫した。また、復興関連基金については、基金の活用期間を意識しながら、メリハリをつけた活用を図った。

《今後の課題》

実質収支や基金の状況は今後も大きな変動が予想されるため、県民の理解を得ながら復旧・復興を進める観点からも、わかりやすい説明に向けた工夫が必要である。また、令和3年度以降も見据えながら、引き続き計画的な基金の活用にも努める必要がある。

《令和元年度以降の取組》

県財政の現状や今後の見通しについて、よりわかりやすい情報提供に努めるとともに、基金の適切な管理や計画的な活用にも努めていく。

事項名：(3) 財政運営の留意点について

意 見 の 内 容

県の財政状況を表す主な財政指標のうち、財政力の強さを示す財政力指数は0.62784で、前年度と比較し0.01341ポイント上昇したものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は97.2%で、前年度と比較し1.2ポイント上昇しており、財政構造の硬直化が続いている状況である。

また、実質公債費比率は14.5%となり、前年度と比較し微減した一方で、将来負担比率は171.7%となり、前年度と比較し微増している。これらの数値は、いずれも「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定めている健全な範囲にあるが、財政の硬直化の課題があることを踏まえ、今後も指標の推移に十分注意しつつ、さらなる改善に向け財政運営を行う必要がある。

東日本大震災に係る復旧・復興事業は、概ね順調に推移しているが、「宮城県震災復興計画」に定める終期が迫る中、多額の繰越額や不用額が発生しており、一部の事業の進捗に遅れが見られる。このため、復旧・復興事業が円滑に実施できるよう必要な財源の確保に万全を期すとともに、震災前の約1.5倍となった財政規模について、震災復興期間が終了した後のその規模縮小も見据えながら、より効果的・効率的な財政運営に努められたい。

なお、県債について、平成26年度以降、その残高は減少しているところである。後年度負担の軽減を図る観点から、プライマリーバランスなどに留意しつつ、引き続き償還が進むよう努められたい。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 財政課】

《取組内容》

- 東日本大震災からの復旧・復興等に対する国の長期にわたる確実な支援を求める要望活動を行うとともに、復興需要の収束を見据えた地域振興策を実施しながら、併せて令和3年度以降の復興事業の県独自財源とすることも視野に入れ、東日本大震災復興基金等の充当事業や充当金額についてより一層の精査を進める。(拡充)
- 新・みやぎ財政運営戦略の達成指標としているプライマリー・バランスの黒字安定推移（臨時財政対策債除き）を達成するため、県債発行の抑制に努める。(継続)

《成果（取組結果）》

震災復興計画に掲げる事業の財源を確保しながら、交流人口の拡大を含む人口減少対策など復興後の地域振興を見据えた事業にも予算を重点配分するとともに、息の長い取組が必要な被災者支援への対応を視野に入れ、東日本大震災復興基金等の充当事業について精査しながら予算編成を行った。

また、特例的な県債の活用を抑制し、将来負担を軽減することができた。

《今後の課題》

復興需要の収束に伴う税収の伸びの鈍化や令和3年度以降の国による財政支援の縮小を念頭において、地域振興に資する事業の実施により一層努めるとともに、既存事業の効果

を精査しながら効率的な財政運営に努めていく必要がある。

《令和元年度以降の取組》

令和3年度以降も取組が必要な復興事業について、引き続き、国に対し財政支援を求めていくとともに、県としても、通常分・震災分ともに事業の精査を行い、必要な財源を確保していく。

事項名：(4) 統一的な基準による地方公会計制度への対応について

| 意見の内容   |
|---|
| 平成29年度末に、平成28年度決算に基づく貸借対照表や行政コスト計算書、資金収支計算書などのほか公共用財産を含む固定資産台帳等の財務書類等が作成され、一般会計等のみならず連結ベースでの開示により県全体の財政状況が公表された。<br>これらの財務書類等からは、例えば、純資産の増減で世代間の負担の公平性が示されるなど、施策の実施にあたり客観的根拠の一つとして活用することができる。特に、固定資産台帳については、県の全資産を網羅したものであり、その取得、除売却及び異動等について適切に更新されるよう取り組まれたい。<br>なお、財務書類等の作成にあたり、地方公会計制度に関する知識が求められるため、担当者はもとより、管理・監督者に対する研修の充実について検討願いたい。<br>さらに、本制度導入に係る職員の業務負担を平準化のうえ省力化できるような、各種システムの導入または改修に取り組まれたい。   |
| 対応の状況   |
| 【担当：総務部 財政課、管財課、震災・復興企画部 情報政策課、出納局 会計課】<br>《取組内容》<br>○平成29年度の財務書類等の作成に当たっては、制度導入から日が浅く各所属の担当者が未だ作業に不慣れであることを考慮し、財政課・管財課・会計課の職員が直接外向き作業の指導を行うとともに固定資産台帳の整備等にあたりマニュアルを随時更新するなど、財務書類等の正確性の確保に向け、きめ細かな対応を行う。(継続)<br>○昨年度に引き続き、イントラネットの庁内リンク集等による情報提供や複式簿記研修会の開催等により担当者の知識の充実に努めるほか、管理監督職員研修を新たに開催し、財務書類等のチェック能力の向上や活用に向けた気運の醸成を図る。(拡充)<br>《成果(取組結果)》<br>作業指導や情報提供、研修会の開催等により、各所属の担当者の制度理解が深まり、今年度においても平成29年度財務書類等の作成を進め、年度末に財政課ホームページで公表した。また、管理監督職員研修の開催により、地方公会計制度の概要や活用可能性について一定の理解が得られた。<br>なお、システムの導入については、令和5年度に向けた基幹業務システムの構築の中で、地方公会計の日々仕訳を導入する方向で検討を進めている。<br>《今後の課題》<br>引き続き、正確な財務書類等の作成に向けて、研修会の開催等を通じた担当者及び管理監督職員の制度理解向上に努める。また、今年度庁内に設置した総務部、震災復興・企画部、出納局の関係課からなる「地方公会計活用検討ワーキンググループ」において活用の可能性や課題を整理する。<br>《令和元年度以降の取組》<br>「地方公会計活用検討ワーキンググループ」の対象部局を拡大し、今年度のワーキンググループの取りまとめ結果について庁内への周知を図るとともに、行政経営への活用の試行も含めた更なる検討を進めていく。 |

事項名：(5) 行政改革について

| 意見の内容  |
|--|
| 本県では、平成30年3月に『「県政の質の向上」の追求』を基本理念とする「第二期 宮城県行政改革・行政運営プログラム」を策定し、「効果的・効率的な行政運営」、「多様な主体との連携によるさまざまな課題への対応」、「持続可能な財政運営の確立」を改革の柱に取り組んでいるところである。東日本大震災からの復旧・復興が最重要課題である本県にとって、限られた人員、財源を有効に活用し県勢の発展を促進していくことが必要であり、今後もこの計画に基づく継続的な取組に努められたい。<br>公社等の外郭団体の改革については、平成29年度まで「第IV期宮城県公社等外郭団体改革計画」により、運営改善等の一定の成果が得られてきたところであるが、財政的援助団体に対する監査においては、累積欠損金などを有し経営基盤が脆弱な団体や、組織管理や会計経理に改善が必要な団体が認められた。平成30年度からの「第V期宮城県公社等外郭団体改革計画」においても、引き続き県の出資等に見合う事業活動の充実、適切な会計処理や業務執行が行われるよう指導するとともに、今後は、復興後の状況や人口減少等に伴う外部環境の変化も踏まえ、経営改善や自律的運営が図られるよう、より一層の取組強化に努められたい。 |
| 対応の状況  |
| 【担当：総務部 行政経営推進課】   |

《取組内容》

- ・「第二期行政改革・行政運営プログラム」において「効果的・効率的な行政運営」や「多様な主体との連携によるさまざまな課題への対応」等を改革の柱に掲げ、継続的な行政改革に向けた取組を行った。(継続)
- ・「第Ⅴ期公社等外郭団体改革計画」に基づき、公社等が自ら経営改善のための目標を設定の上、事業実施後の実績評価を行い、県がその評価結果に対して指導・助言を行った。(継続)
- ・経営改善や組織等のあり方を検討する必要がある「改善支援団体」のうち、債務超過等経営が著しく悪化し、速やかに抜本的改革を含む経営健全化の検討が必要な公社等(2団体)について、外部有識者による「公社等外郭団体経営評価委員会」において調査審議し、委員会における意見に基づき必要な助言・指導を行った。(継続)
- ・公社等における障害者雇用に対する意識の向上を図り、障害者雇用がより一層進むよう、公社等を対象に、労働局職員による講話や各種支援制度等を紹介する障害者雇用促進セミナーを実施した。(新規)

《成果(取組結果)》

- ・これまでの公社等外郭団体改革計画に基づく県の助言・指導等により、設立時と比べて役割や存在意義が薄れてきた公社等(2団体)は解散、多額の累積欠損金を有していた公社等(1団体)は経営基盤を確立するため減資、出資目的に見合った事業展開が行えていなかった公社等(1団体)は身の丈にあった規模で運営していくため減資を行った。
- ・解散する公社等が出たため、改善支援団体数は、2団体減少し8団体となった。
- ・「公社等外郭団体経営評価委員会」での調査審議を踏まえ、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」(平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知)に基づき、経営健全化のための具体的な対応等を示した「経営健全化方針」(2団体)を策定し、公表した。

《今後の課題》

- ・創造的な復興を実現し、将来を見据えた行政運営を目指すとする「第二期行政改革・行政運営プログラム」の目標を踏まえた新たな取組を追加するなど、プログラムの充実を図る必要がある。
- ・「改善支援団体」に対して重点的指導・助言を行い、経営改善に向けた取組を支援するほか、「経営健全化方針」の対象となる公社等については、方針に基づく取組の進行管理を行う必要がある。引き続き「改善支援団体」に対して重点的指導・助言を行い、経営改善に向けた取組を支援する必要がある。

《令和元年度以降の取組》

- ・「第二期行政改革・行政運営プログラム」の進行管理を適切に行い計画の着実な実施を図るほか、プログラムを一部改訂(新規取組追加)し、行政改革に向けた取組を一層推進する。
- ・「第Ⅴ期公社等外郭団体改革計画」及び「経営健全化方針」に基づき、公社等の経営改善や自律的運営に向けた取組を継続する。
- ・公社等における障害者雇用状況を公表し、障害者雇用の促進を働きかける。

事項名：(6) 収入未済について(県税)

意見の内容

平成29年度の一般会計及び特別会計の収入未済額(繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。)は58億6,078万1,230円で、前年度と比較し4億8,929万3,542円(△7.7%)減少している。県税の収入未済額は37億2,995万5,667円で、前年度と比較し4億5,144万2,561円(△10.8%)減少しており、収入率については98.7%で、前年度を更新し平成元年度以降最も高い水準となった。

個人県民税においては、引き続き県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善チームによる市町村支援及び宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収などを実施したほか、県税職員由市町村職員併任発令や県税事務所と市町による合同公会会の成果などもあり、収入未済額は前年度と比べ3億389万9,052円減少している。

個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への課税免除などの配慮をしつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの継続により、収入未済額は前年度と比較して1億4,754万3,509円減少している。

こうした収入未済額縮減に向けた取組は大いに評価するところであるが、県税は県収入の根幹であり、また、収入未済額全体の6割以上を占めることから、今後も一層の縮減に向けて努力されたい。特に県税収入未済額の8割以上を占める個人県民税については、引き続き、市町村と連携した取組を強力に進められたい。

県税以外の収入未済額(繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源を除く。)については、21億3,082万5,563円で、前年度と比べ3,785万981円(△1.7%)減少している。これは、県営住宅使用料や放置違反金などにおいて債権回収の強化や滞納の未然防止が図られたほか、不納欠損処分したことにより減少しているものである。一方で、特別納付金、生活保護扶助費返還金などにおいては、収入未済額が増加している状況にあることから、収入未済額の一層の縮減に向け、収入未済額縮減推進会議等において情報共有を図るなど債権回収の強化、滞納の未然防止についてもなお一層尽力するとともに、引き続き県税を含む債権の一元管理の手法等についても研究されたい。

経済的困窮に起因する収入未済については、債務者の実状に応じて、福祉関係部局などと連携し、自立支援も視野に入れた対応の充実も留意願いたい。  
 なお、債務者の破産のほか消滅時効の成立に伴い不納欠損処分に至った事案が見られたが、負担の公平性の観点から、連帯保証人等に対する速やかな督促の実施、また、必要に応じて制度運用の見直しを検討するなど、改めて債権管理を徹底するとともに、県民に対する説明責任を十分に果たされたい。

### 対 応 の 状 況

#### 【担当：総務部 税務課】

##### 《取組内容》

収入未済額対策については、平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び毎年度作成する「県税事務運営」に基づき、縮減と発生抑止に取り組んでいる。(継続)

特に、県税収入未済額の8割を超える個人県民税については、上記計画における徴収対策の重点税目として、各県税事務所・地域事務所に市町村滞納整理業務改善支援チームを設置し、市町村の実情に応じて連携・協働するなど、積極的に支援している。(継続)

また、仙台南県税事務所において、管内市町村と合同公売会を開催した。県税事務所単位での開催は県内初である。(新規)

個人県民税以外の税目については、自動車税納期内納税キャンペーンの実施や滞納整理の早期実行により、滞納繰越の防止を図るとともに、滞納繰越分に対しては、滞納処分を前提とした取組を積極的に実施している。(継続)

一方、財産調査等により納付能力を的確に把握した上で、経済的困窮に起因する収入未済と判断される場合には、納税緩和制度を適切に運用するとともに、生活困窮者自立支援制度の利用を勧奨するなど、生活困窮者に配慮した対応を行っている。(継続)

不納欠損処理は、捜索なども併せて徹底した財産調査を実施して滞納処分可能財産の発見に努めるも、財産が発見できない場合や、財産があっても換価・配当が見込めない場合に、滞納処分の執行停止を行った上で処理しているものであり、適切に租税債権の管理をしている。(継続)

##### 《成果（取組結果）》

個人県民税の平成31年3月末現在の収入率は、現年分88.03%（対前年比2.26ポイント増）、滞納繰越分36.35%（対前年比1.49ポイント増）、合計85.55%（対前年比1.89ポイント増）と上昇し、収入未済額は前年度同期比で約42億2千2百万円の減となっている。

個人県民税以外の税目の平成31年3月末現在の収入率は、現年分97.83%（対前年比0.18ポイント増）、滞納繰越分33.35%（対前年比△16.59ポイント減）、合計97.68%（対前年比0.17ポイント増）と上昇しており、収入未済額も前年度同期比で約3億4千5百万円の減となっている。

宮城県市町村合同インターネット公売を11月実施のYahoo!官公庁オークション時に設定し、7市町村と4県税事務所が出品した38件中19件が落札され、買受代金411,605円を滞納税等に充当した。また、1県税事務所で管内4市町と合同公売会を開催し、出品した61件中56件が落札され、買受代金437,994円を滞納税等に充当した。

平成30年度自動車税定期賦課の納期内納付率は、78.72%（対前年比2.42ポイント増）と上昇している。

個人県民税以外の税目の滞納処分については、平成31年3月末現在で差押件数3,019件、捜索件数24件、タイヤロック20件行っている。

一方、納税緩和制度として、徴収猶予2件、換価の猶予38件、滞納処分の執行停止413件を適用している。86%（対前年比2.11ポイント増）、合計83.66%（対前年比0.60ポイント増）と全て上昇しており、調定額が前年対比102.3%と増加するなか、収入未済額は前年度同期比で約1億5千7百万円の減となっている。

##### 《今後の課題》

個人県民税は、依然県税収入未済額の8割を超えていることから、徴収対策の重点税目として、市町村の状況に即して、積極的な支援を継続することが必要である。

個人県民税以外の税目については、全体的に収入未済額は減少しているものの、復興事業時の一時所得に対する課税などの徴収困難案件や納税緩和措置の適用による収入未済額が増加し、収入未済額縮減の難易度が上がっていることから、より適切で効果的な取組が必要である。

##### 《令和元年度以降の取組》

平成30年度は、現在の「県税滞納額縮減対策3か年計画」の最終年度に当たることから、令和元年度からの新たな計画を策定し、計画に掲げる各種取組の継続と充実を図り、一層の収入未済額の縮減と滞納の未然防止を推進し、県税収入確保に努める。

#### 事項名：(6) 収入未済について（県税以外）

### 意 見 の 内 容

平成29年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は58億6,078万1,230円で、前年度と比較し4億8,929万3,542円（△7.7%）減少している。県税の収入未済額は37億2,995万5,667円で、前年度と比較し4億5,144万2,561円（△10.8%）減少しており、収入率については98.7%で、前年度を更新し平成元年度以降最も高い水準となった。

個人県民税においては、引き続き県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善チームによる市町村支援及び宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収などを実施したほか、県税職員由市町村職員併任発令や県税事務所と市町による合同公売会の成果などもあり、収入未済額は前年度と比べ3億389万9,052円減少している。

個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への課税免除などの配慮をしつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの継続により、収入未済額は前年度と比較して1億4,754万3,509円減少している。

こうした収入未済額縮減に向けた取組は大いに評価するところであるが、県税は県収入の根幹であり、また、収入未済額全体の6割以上を占めることから、今後も一層の縮減に向けて努力されたい。特に県税収入未済額の8割以上を占める個人県民税については、引き続き、市町村と連携した取組を強力に進められたい。

県税以外の収入未済額（繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源を除く。）については、21億3,082万5,563円で、前年度と比べ3,785万981円（△1.7%）減少している。これは、県営住宅使用料や放置違反金などにおいて債権回収の強化や滞納の未然防止が図られたほか、不納欠損処分したことにより減少しているものである。一方で、特別納付金、生活保護扶助費返還金などにおいては、収入未済額が増加している状況にあることから、収入未済額の一層の縮減に向け、収入未済額縮減推進会議等において情報共有を図るなど債権回収の強化、滞納の未然防止についてもなお一層尽力するとともに、引き続き県税を含む債権の一元管理の手法等についても研究されたい。

経済的困窮に起因する収入未済については、債務者の実状に応じて、福祉関係部局などと連携し、自立支援も視野に入れた対応の充実も留意願いたい。

なお、債務者の破産のほか消滅時効の成立に伴い不納欠損処分に至った事案が見られたが、負担の公平性の観点から、連帯保証人等に対する速やかな督促の実施、また、必要に応じて制度運用の見直しを検討するなど、改めて債権管理を徹底するとともに、県民に対する説明責任を十分に果たされたい。

## 対 応 の 状 況

### 【担当：総務部 行政経営推進課】

#### 《取組内容》

県税以外の収入未済額については、収入未済額縮減推進会議を年に2回開催し、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づき、平成27年度決算時点の収入未済額から平成30年度決算で3億円を縮減するよう進行管理を行うとともに、縮減が図られている債権の取組状況を共有するなど、適切な債権管理・回収に全庁を挙げて取り組んでいる。

また、回収困難な債権については、一括契約による債権回収会社（サービサー）への委託を行うなど業務支援に努めている。

なお、債権管理担当課（室）においては、債務者の生活状況や経営状況を把握するとともに、文書や訪問等による催告を行っており、それでも回収不能と判断した債権について不納欠損処分を行っている。

県税を含めた債権の一元管理手法の有効性については、他自治体の導入状況等について調査を進めた。

主な債権の取組概要は、以下のとおり。

- ・ [特別納付金]
  - ① 自宅訪問等による直接納付交渉（継続）
  - ② 債務者の財産調査及び預金差押等の滞納処分の実施（継続）
- ・ [生活保護扶助費返還金]
  - ① 福祉事務所を対象とした債権管理研修会や生活保護法施行事務指導監査の実施（継続）
  - ② 生活保護法第78条に係る徴収金の生活保護費からの徴収（継続）
  - ③ 被保護世帯へ「生活保護のしおり」を配付し、収入申告義務の周知徹底を図るなど新たな収入未済発生の防止（継続）
  - ④ 生活保護受給者の社会的・経済的自立のための援助方針の策定及び支援（継続）
  - ⑤ 就労支援員による就労可能と判断した生活保護受給者への就労支援（継続）
- ・ [母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]
  - ① 一部納付や訪問による現金徴収など柔軟な対応による納付の促進（継続）
  - ② 収入未済の未然防止策や発生時の対応、処分に至るまでの統一的な事務処理要領とマニュアルによる債権管理（継続）
  - ③ 職場訪問等の催告及び夜間、休日訪問による催告（継続）
  - ④ ひとり親家庭支援員による自立支援に関する情報提供や相談支援（継続）
  - ⑤ 債権回収会社（サービサー）の活用（継続）
  - ⑥ 債権管理システムを活用した適切な債権管理（新規）
- ・ [中小企業高度化資金貸付金及び小規模企業者等設備導入資金貸付金]



- ①滞納企業や連帯保証人に対し、訪問調査、納付指導及び公簿調査の実施（継続）
- ②小規模企業者等設備導入資金貸付金について、債務者名義の担保不動産を処分するため、相続財産管理人選任の申立の実施（新規）

・[県営住宅使用料]

- ①滞納者等に対する休日や夜間の訪問催告等の実施（拡充）
- ②サービサーの活用（継続）
- ③悪質滞納者への適切な法的措置の実施（継続）

・[交通信号機等損壊による損害賠償金]

- ①定期的な電話連絡による生活状況等の確認及び催告の実施（継続）
- ②分割納付及び一部現金納付の実施（継続）

《成果（取組結果）》

主な債権の取組結果は、以下のとおり。

・[特別納付金]

自宅訪問等による納付折衝により、平成30年度の収入未済額縮減目標額876千円に対して3月末時点で877千円縮減した。

・[生活保護扶助費返還金]

夜間・休日を含めた個別訪問、催告等のほか、履行延期特約承認の申請による分割納入等の実施により、平成30年度の収入未済額縮減目標額19,161千円に対して3月末時点で16,781千円縮減した。

・[母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]

申請時や償還開始時以外にもこまめに連絡を取り、債務者の生活状況等の把握や償還指導を行い、一部納付や訪問による現金徴収など柔軟な対応による納付を促進したことにより、平成30年度の収入未済額縮減目標額14,651千円に対して3月末時点で20,690千円縮減した。

・[中小企業高度化資金貸付金及び小規模企業者等設備導入資金貸付金]

滞納企業の経営改善について指導・助言を行ったほか、訪問調査、納付指導等を実施し、分割徴収したことにより、平成30年度の収入未済額縮減目標額3,000千円に対して3月末時点で2,500千円縮減した。

・[県営住宅使用料]

休日や夜間の訪問催告等により納付を促したほか、悪質滞納者への法的措置（明渡訴訟：4件）の実施やサービサーへの業務委託により、平成30年度の収入未済額縮減目標額14,858千円に対して3月末時点で23,674千円縮減した。

・[交通信号機等損壊による損害賠償金]

一部現金納付や電話による納付指導により、平成30年度の収入未済額縮減目標額903千円に対して3月末時点で目標額と同額の903千円縮減した。

《今後の課題》

これまでも各債権管理担当課（室）において滞納の未然防止策の強化や債権管理・回収の強化等を図り収入未済額の縮減に努めてきたが、所在不明や遠方に居住していることにより直接折衝出来ない場合や債務者の経済的な事情等により回収困難な事案等も存在しており、収入未済額縮減推進会議等において各債権の取組状況（事例）の共有やサービサーへの一括契約による委託を行うなど債権管理・回収の実務支援に努めているが、各債権の性質が異なり、限られた人員の中で対応しなければならないことから、統一的な取組は困難となっている。

各債権管理担当課（室）における取組を引き続き強化していくほか、収入未済額縮減推進会議において、支払督促等の法的措置により債権回収可能な事案についても検討するなど、更なる取組を実施することで、県民等に対する説明責任が十分に果たせるよう全庁的に取り組んでいく必要がある。

また、生活保護扶助費返還金については、被保護世帯への適正な収入申告の指導を徹底し、時機を失することなく収入等を把握して返還金等が発生しないようにするとともに、定期的な家庭訪問や電話等による催告を継続し、納入を促していく必要がある。

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金では、収入未済の新規発生を抑制する取組を継続するとともに、各債権区分に応じた取組を引き続き推進する必要がある。また、県外居住者や悪質な滞納者には、サービサーを活用するほか、支払督促や弁護士への委託も検討していく必要がある。

なお、特別納付金は、竹の内産廃処分場の行政代執行に係る費用であるが、行政代執行は現在も継続して実施しており、今後も事業執行分の多額の請求額が発生することから、収入未済額の増加は避けられない状況となっている。

《令和元年度以降の取組》

収入未済額縮減推進会議では、取組方針に基づき、引き続きサービサーへの一括契約による委託等の業務支援を行うこととしている。また、県税を含めた債権の一元管理手法の

有効性についても、県が取り得る方策について研究に努める。

債権管理担当課(室)においては、債権管理マニュアル又は行動計画を策定の上、滞納の未然防止に努めるほか、収入未済発生初期から催告等を行い、早期の債権回収に努める。また、回収困難な案件では外部委託も含め法的措置を積極的に行い債権回収の強化を図るとともに、回収不能な債権については、県民への説明責任を果たしつつ、債権放棄等により不納欠損処分を行っていく。

なお、生活保護扶助費返還金については、これまで実施している収入未済の解消に向けた取組、収入未済発生の抑制に向けた取組を継続するとともに、生活保護受給者個々の課題に応じた援助方針に沿った支援や就労支援など自立に向けた支援の取組も併せて実施することにより、収入未済の縮減に努めていく。

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金では、「意識改革プログラム」及び「取組指針」に基づき、対策会議や対策検討会を開催するほか、研修の実施により担当職員のスキルアップを図るなど収入未済額の縮減に向けた取組を継続するとともに、ひとり親家庭支援員による自立支援に関する情報提供や相談支援も併せて実施することにより、収入未済の縮減に努めていく。また、債権管理システムと口座振替の運用により、債権管理の効率化を図るほか、サービスへの委託対象を拡大し債権回収を行っていく。悪質滞納者等に対しては、支払督促等も検討し、回収困難な事案の早期解決を図っていく。

**事項名：(7) 内部統制の取組について**

| 意 見 の 内 容   |
|---|
| <p>本県では、平成27年7月から「宮城県内部統制基本方針」に基づき作成された「宮城県内部統制行動計画～会計事務編～」により、内部統制の取組が行われている。リスク回避実践チェックシートによる確認の外に、職場研修の実施やチェック体制の強化の取組等、その考え方は浸透しつつある。しかしながら、定期監査においては、依然、制度の理解不足、不十分な進捗管理、引継や事業担当と庶務担当の連携不足等によるミスが多く散見される。さらに、公共事業においても、設計変更の情報共有の徹底不足等による施工ミスや支出手続きの失念による遅延利息の支払等、あってはならない事案が発生している。</p> <p>業務執行上のリスクポイントを想定し予めチェックする内部統制の取組は、例えば、現在、行われている会計事務だけに関連しても、計画から予算編成、入札、契約締結、検収、支出、台帳整備、情報開示など一連の業務に内在するリスク管理であり、組織内の全ての職員により遂行されることで、業務の質を担保し、組織及び職員を守ることになる。そして、それは会計事務に止まるものではなく、危機対応や許認可等、県政全般に応用できるものである。このため、定期的に管理・監督者を含む職員に対し、この考え方を周知徹底し、モニタリングを行いPDC Aサイクルとして継続させることで、県庁全体により一層浸透していくよう努められたい。</p> <p>また、地方自治法の改正により、平成32年度から、毎会計年度、監査委員の意見を付した内部統制評価報告書を議会に提出することが義務付けられた。この機会に、全国に先駆けて取り組んできた本県の内部統制が、さらに効果的なものとなるよう全庁的な議論を経て、必要な制度の見直し等にも鋭意取り組まれたい。</p> <p>なお、公費に準じた取扱いが求められる県立学校における学校徴収金の管理において、私的流用が発生した。同様の不祥事が繰り返されていることから、教育委員会におかれては、再発防止に向けて現状を把握の上、内部統制の強化に努められたい。</p>   |
| 対 応 の 状 況   |
| <p><b>【担当：総務部 行政経営推進課】</b></p> <p><b>《取組内容》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「宮城県内部統制行動計画～会計事務編～」による各種取組を行い、平成30年7月に年間評価を実施し、11月の内部統制推進会議で、内部統制システム実施結果報告書により平成29年度の運用結果を報告するとともに、庁内イントラに掲載し全庁に周知した。(継続)</li> <li>・平成29年度の運用結果を踏まえ、管理職向けメールマガジンに、内部統制の取組徹底によるミスの防止やオプションの取組の積極的活用等について掲載し、管理職員の内部統制に対する意識啓発を図った。(新規)</li> <li>・人事異動を踏まえた出納員や庶務担当者を対象とした出納局主催の会計事務研修会において、内部統制の取組状況や留意点について説明し、内部統制に対する理解の向上を図った。(継続)</li> <li>・改正地方自治法と総務省ガイドラインの内容を踏まえ、関係課職員によるワーキンググループを設置し、制度見直しについて検討(6回)した。(新規)</li> <li>・県立学校での私費会計の私的流用が発生した件については、主務課を中心に書面調査や全県立学校を訪問しての実地調査を行い、調査結果及び課題を各学校に通知した。また、諸会議等で管理職への注意喚起を行い、内部統制やコンプライアンス体制の推進・強化を図った。(新規)</li> </ul> <p><b>《成果(取組結果)》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度のリスク回避実践チェックシートの実施状況は、取組の8割以上を達成できた所属の割合が90%を超えているが、前年度と比べてミスが増加した。</li> <li>・制度見直しについては、ワーキンググループにおいて、現行の内部統制システムで対象としている会計事務から財務事務に拡大したリスクの洗い出しを行い、リスク回避検討シートを作成したほか、新たな体制整備(内部統制推進部局と評価部局)についてとりまとめた。</li> <li>・県立学校での私費会計の事務執行に活用できる学校徴収金マニュアルを作成した。</li> </ul> |

《今後の課題》

- ・内部統制の取組開始から3年が経ち、一部の取組の達成率の低下が見られることから、改めてシステムの趣旨を職員に浸透させ、取組の徹底を図っていく必要がある。
- ・制度見直しにあたり、内部統制評価報告書の内容や全庁的な評価方法については、引き続きワーキンググループにおいて検討する必要がある。

《令和元年度以降の取組》

- ・令和2年度からの新制度開始を見据え、内部統制基本方針、推進要綱及び行動計画を改正し、令和元年7月から3月まで新制度で試行する。
- ・試行期間中に見出される課題も考慮し、ワーキンググループで評価方法等について引き続き検討する。
- ・学校徴収金マニュアルを活用し、私費会計の適正な執行に努めるとともに、学校内の全ての私費会計の把握を再徹底するための私費会計一覧表の作成・提出や、再発防止策の実施状況について確認するために毎年1回書面調査を実施する。
- ・県立学校の管理職及び会計担当者に対する研修内容を充実させ、会議等では事務室長だけではなく、校長、教頭及び事務次長に対しても、改めて会計事務に関して課された責務を自覚し職務を果たすよう注意喚起し、内部統制の強化に努めていく。

事項名：（８）人材の育成、キャリア形成について

意見の内容

本県の知事部局では、震災以降に採用された新規職員が3割に迫るなど、経験が浅い職員の割合が増加しているほか、近年ますます複雑化・高度化している行政需要への対応のため、職員一人ひとりの能力開発とキャリア形成がこれまで以上に求められている。

このため県では、平成28年度に改正した「みやぎ人財育成基本方針」に基づき、新たな能力・実力主義に基づく人事評価制度のもと、「創造性豊かで自律的に行動できる宮城県職員」の育成に努めている。平成30年度からはメンター制度を本格導入し、新規採用職員に対して、職員として必要な知識や心構え、職場のルール等について助言指導することで、人材育成や職場への適応の促進を図ることとしており、円滑な運用が望まれる。また、新規採用職員に限らず、職務を遂行する上で必要な知識・能力を習得する機会として職場研修（OJT）は実践的かつ効果的な場面であり、積極的に実施されたい。

なお、定期監査において散見される会計処理上のミスが多くは、総括担当や班長等の中堅職員の知識向上及びチェック機能の充実により防止できると思料されるので、その研修等の機会の充実・強化も図られたい。

対応の状況

【担当：総務部 人事課】

《取組内容》

みやぎ人財育成基本方針に基づき、研修所研修の階層別研修におけるOJT関連講義の実施や管理監督者へのOJTマニュアルの周知等を行っているほか、職場研修支援事業等を通じて、OJTの取組を推進している。

また、平成29年度から試行したメンター制について、平成30年度から本格実施とし、メンターが新規採用職員に対して職務及び職場生活全般の相談相手となり、業務指導を通じて成長を促すとともに、メンター自身のマネジメント能力向上と、新規採用職員を職場全体で育てるという学習風土の形成を図っている。

さらに、平成30年度から研修推進員等研修を新設し、管理職の役割等に対して理解を深めるとともに、各職場での取組内容を共有することで、OJTのさらなる活性化に取り組んでいる。

職場外研修についても平成29年度から主査級研修を設け、早期のマネジメント能力の育成等を図っているほか、定期的な研修所研修の受講により、職員一人一人の自律的な資質・能力の育成を支援する必修選択制研修についても、平成30年度からは対象研修を拡大するなど、さらなる充実を図っている。

なお、会計処理上のミス等を未然に防止するための知識向上及びチェック機能の充実に向けた研修については、課長補佐（総括）級研修において、会計事務における総括の職責と心構え等に関する講義を行っているほか、班長以上の各階層別の研修でもリスク管理に関する講義を設け、意識の向上を図っている。

《成果（取組結果）》 ※[ ]内は受講者数

【公務研修所研修（OJT関連講義）[ ]はH30受講者数（予定含む）】

階層別研修「主査級研修」（後輩に対するリーダーシップ、職場内コミュニケーション など）（継続）[109人]

階層別研修「主任主査級研修」（職場内コミュニケーション、リーダーシップ など）（継続）[126人]

階層別研修「班長研修」（ビジネスコーチングの基本的なスキル、班長職としてのチームマネジメント など）（継続）[103人]

階層別研修「課長補佐（総括）級研修」（管理職の心構え、誰もが働きやすい職場環境づくり など）（継続）[80人]

階層別研修「課長級研修」（副知事講話、人材育成 など）（継続）[61人]

階層別研修「研修推進員等研修」（学習的職場風土の醸成、研修評価・研修転移 など）（新規）[120人]

選択制研修「コーチング講座」(コーチングスキル基礎、管理監督者コーチングスキル向上 など)(新規)[58人]

【東北自治研修所研修 [ ] は H30 宮城県受講者数】

○ J T 指導者養成研修(継続)[2人]

【その他 O J T 関連の取組】

(1) 職場研修支援事業(継続)外部講師謝金等の支援[延べ 11 所属 延べ 508 人受講(予定含む)]

(2) O J T マニュアルの配布(継続)管理職メルマガで周知

【職員自ら学ぶ機会の提供】

(1) H30 選択制研修(継続)20 講座(20 回実施)[554 人]

(2) 自主研修支援(継続)

○ 通信講座受講支援 [1 人]

○ e ラーニング研修(自治大学校)[延べ 43 人]

○ e ラーニング研修(民間)[69 人]

【メンター支援】

(1) メンターの指定 [154 人]

(2) メンター制度説明会(継続)(メンター制度について、メンター活動のポイント など)[146 人]

(3) メンターメルマガ(継続)メンター活動に必要な知識や心構え等の情報を月 1 回メルマガで配信 [10 回発行]

《今後の課題》

いわゆる団塊世代の大量退職及び東日本大震災復旧・復興業務への対応のため、新規採用職員数が増加している一方、定員適正化の取組として、採用者数を抑制してきたことが影響し、年齢層の偏りが生じており、職員の今後の年齢構成等も踏まえると、若い世代からの部下指導等を通じたマネジメント能力の育成が必要となっている。

《令和元年度以降の取組》

みやぎ人財育成基本方針では、人財育成の基本的な考え方を「自ら学び、自ら育む」とし、組織がこれを支援する O J T を職員研修の中核と位置付け、O J T 指導者の育成や職場内研修を推進していくこととしている。

具体的には、平成 31 年度からは「主査級研修」「主任主査級研修」の日数を 1 日ずつ拡大し、早期からのマネジメント力の強化を図ることで、一層の O J T の充実強化を図る。

また、「宮城県メンター制度」により新規採用職員の指導役の職員を引き続き配置することで、震災後採用数が増加した新規採用職員の職場への円滑な適応促進及び学習的風土醸成を図るとともに、メンター役の職員自身の指導力向上を図ることとしている。

なお、会計上のミスの防止については、本格導入される内部統制への対応の一環として、負担が増している班長を補佐できるよう令和元年 5 月 1 付けで副班長の発令を知事発令で行い、班内マネジメント及びチェック体制の充実強化を図ることとした。

【担当：出納局 会計指導検査室】

《取組内容》

- ・ 地方出納員向け研修として年度当初に「新任地方出納員研修会」「地方出納員研修会」を開催し、地方出納員の職務や会計事務の適正執行について研修を行った。(継続)
- ・ 平成 30 年度から階層別研修「課長補佐(総括)級研修」でも会計事務における総括担当の職責と心構えについて講義を行うとともに、地方出納員向けに「e ラーニング」形式の研修を導入した。(新規)
- ・ 中堅職員を対象とした「庁舎管理等担当職員研修会」を開催し、業務委託契約の適正執行について研修を行った。(新規)

《成果(取組結果)》 ※[ ]内は受講者数

- ・ 平成 30 年度の会計事務指導検査結果(暫定値)では、B 判定(不適切な誤り)や C 判定(特に不適切な誤り)は前年度と比較して横ばい又は減少しているが、A 判定(軽微な誤り)は若干増えており、平均評価点数は昨年度より低くなる見込みである。
- ・ 以前は 600 件前後あった指摘件数も、研修等の充実により、平成 28 年度以降は 300 件前後で推移しており、研修等の効果が現れているものと思われる。

《今後の課題》

- ・ 中堅職員に特化した研修の機会は特に設けていないことから、中堅職員の知識向上やチェック機能の充実をどのようにして図っていくかが課題である。
- ・ 指摘件数の約 3 分の 1 は旅費事務で、制度やシステム操作が複雑で研修やチェック機能の充実のみでは、なかなかミスが減らないものもある。

《令和元年度以降の取組》

- ・ 既存の研修体形の中で中堅職員に重点を置いた研修について検討していく。

・地方公所の班長や県立学校の事務次長を対象とした「eラーニング」形式の研修について検討していく。

**事項名：（９） 県民等への説明と連携強化について**

**意見の内容**

本県では、震災からの復興及び「宮城の将来ビジョン」の実現に向けた取組の継続に加え、中小企業・小規模事業者の振興などの課題の解決に向けた取組を積極的に展開するため、超過課税である「みやぎ発展税」について5年間延長し、県内の事業者等に負担いただき、関連事業を実施している。また、「みやぎ環境税」や法定外目的税である「産業廃棄物税」についても、同様に県民や県内事業者等に追加負担をいただき、事業展開を図っている。こうした追加負担による事業実施の効果や成果について、可能な限り速やかに分かりやすく県民に対して説明されたい。また、通常業務についても、費用対効果を重視しながら、より県民の視点に立った施策展開を図るとともに、事業の成果についても、行政評価結果など、よりわかりやすい資料を用いて、県民に対し一層の説明責任を果たされたい。

東日本大震災を機にボランティアやNPOなどの各種団体と県とのパートナーシップが進展している。今後の震災復興発展期においても、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築の担い手としての役割が期待される場所であり、様々な業務においても多様な主体との更なる連携強化を推進するとともに、復興期間中に培われたノウハウや根付いた取組が、復興後も継続して活かされるよう期待する。

**対応の状況**

**【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】**

**《取組内容》**

「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に基づく施策や事業の成果等については、政策評価・施策評価において効率性、有効性等の観点から分析を行い、外部有識者からなる審議会での審議により客観性を高めるとともに、県民意見の聴取や評価結果の公表により透明性を確保するなど、県民への説明責任の徹底に努めている。(継続)

**《成果（取組結果）》**

県政の成果及び評価結果を「成果と評価」として取りまとめた。評価の結果については、実施計画の改訂など、次年度以降の施策展開に活用し、その内容を「評価の結果の反映状況説明書」として公表している。

**《今後の課題》**

引き続き、行政評価の結果をもとに政策課題を設定し、事業の組替えや新規事業の検討等を行い、次年度の予算にしっかりと反映させていく必要がある。

**《令和元年度以降の取組》**

今後とも、県の方針・取組などについて、マスコミ等も活用しながら、より分かりやすく公表するなど透明性を確保するとともに、政策評価・施策評価の結果や県民意見等を踏まえた施策展開や事務事業の執行に努める。

**【担当：震災復興・企画部 地域復興支援課】**

**《取組内容》**

① 被災地域の課題や取組事例を関係者間で共有し、地域の課題解決に向けた広域的な連携を促進することを目的としたみやぎ地域復興支援会議の開催のほか、復興支援員等に対する各種研修会を開催した。(継続)

② 被災者の支援や被災地域の復興のために活動しているNPO等支援団体の活動継続のための資金の助成を行うとともに、被災地域の空き家・既存施設を改修し、被災地域の復興と復興を推進・支援する事業への支援も行った。(継続)

③ 仮設住宅から災害公営住宅等への移行が進む中、自治組織等が主体的に取組む地域コミュニティ再生活動を支援した。(拡充)

**《成果（取組結果）》**

① 会議や各種研修会の開催を通じて、関係者間の広域的な連携が促進され、県内の復興支援活動の活性化が図られた。

② 72件の幅広い事業に助成し、被災地域のまちづくりやコミュニティの形成、交流人口の拡大、県外避難者の帰郷支援など、被災地域の復興や被災者の生活環境の改善を促進したほか、NPO等の育成が図られた。

③ 8市7町174の自治会等に補助金を交付するとともに、地域の課題解決を図るアドバイザーを22回派遣したほか、自治会長等を対象としたリーダー研修・交流会を7回開催し、コミュニティの再生を推進した。

**《今後の課題》**

① 国の復興支援員制度が令和2年度で終了予定であることから、活動終了後の地域への定着に向けたさらなる支援が必要である。

② 優良な活動や先進的な取組については、当該助成金が終了した後も継続できるよう、出口戦略をより意識させ、活動資金獲得のための自助努力やビジネスマインドの醸成を促し、持続的な活動への移行をさらに促進させる必要がある。

③ 今後も申請件数の増加が見込まれることから、的確に対応するほか、補助期間終了後も自立的・継続的な自治会運営ができるようきめ細かにサポートしていく必要がある。

《令和元年度以降の取組》

- ① みやぎ地域復興支援会議等の開催により、被災地域における関係者間の広域的な連携を促進し、県内の復興支援活動の活性化を図るとともに、市町との情報共有・意見交換等を通じて連携し、復興支援員に対する各種研修等により、地域への定着に向けた支援を行っていく。
- ② 各団体の取組や成果を発表する場を設け、支援団体の活動に対する意識を高め、情報発信していくとともに、アドバイザーを派遣して必要な助言・指導等を行うことにより、復興支援事業をソフトランディングさせ、持続的な活動への移行を促進していく。
- ③ 補助期間をさらに1年延長し、自治会の自立的運営に向けソフトランディングを図るとともに、アドバイザー派遣を有効に活用して自立に向けた支援を行い、住民主体による自立的・継続的なコミュニティづくりを支援していく。

【担当：環境生活部 環境政策課】

《取組内容》

「みやぎ環境税」は、本県の良好な環境の保全及び創造に資する事業を計画的かつ重点的に推進するため、「新みやぎグリーン戦略プラン」を策定し、地球温暖化の主要因となっている二酸化炭素の吸収源確保や排出削減対策のほか、野生鳥獣の適正保護・管理や次世代を見据えた環境教育・人材育成など様々な取組の進捗状況や成果について、県政だよりや河北新報へ掲載するとともに、ホームページなどでも取りまとめて公表している。(継続)

《成果（取組結果）》

平成30年度は、環境税活用事業の計画や実績などについて県政だよりで2回、実際に環境税を活用して事業に取り組んだ県民や事業者の生の声などについて河北新報に1回掲載するとともに、県内の地球温暖化防止運動を一体的に図るため県民、事業者、行政等117団体からなる「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議において、環境税の取組状況等について周知を図った。

《今後の課題》

これまで、県政だより等により環境税に関する理解を深めてもらうため、環境税活用事業の進捗状況や成果についての広報を実施しているが、環境教育や普及啓発など事業の性格上、その効果を定量的な指標で示すことが難しいものもあるため、効果測定の工夫が必要である。

《令和元年度以降の取組》

県政だよりや新聞などでの広報活動については、引き続き、環境税活用事業の進捗状況や成果について、より分かりやすく伝えるよう努めるとともに、各種セミナーや環境フェスティバルなどをはじめとする普及啓発イベントでも積極的に環境税事業の取組を紹介していくほか、事業実施に当たっては、みやぎ環境税の活用事業である旨を明記・周知することを徹底することなどにより、県民への説明責任を果たしてまいりたい。

【担当：環境生活部 循環型社会推進課】

《取組内容》

産業廃棄物税制度について、県民や事業者の理解が得られるよう県HPでの公表等により情報提供を行っている。

(1) 県民向けの説明としては、県HP上での公表を行っている。(継続)

- ①産業廃棄物税の概要について（税務課HP）
- ②産業廃棄物税を活用した事業について（循環型社会推進課HP）
- ③産業廃棄物税の課税期間の延長について（循環型社会推進課HP）

(2) 事業者向けの説明としては、(1)の他に、以下を実施している。(継続)

- ①県HP上で公表している事業者向けの適正処理の手引きに概要を掲載
- ②産業廃棄物税の更新時期（平成26年度）に、以下の日程で聞き取り調査や意見徴収を行った。
  - H25年度 事業者を対象とした聞き取り調査（産業廃棄物税活用方法等）
  - H26.7 パブリックコメント実施
  - H26.7 産業廃棄物税関係団体への訪問
  - H26.10 パブリックコメントの結果公表

③平成17年度から産業廃棄物税制度を導入しているが、5年毎の時限措置として施行してきており、平成31年度は3回目の見直し時期となっている。そのため平成30年度は、以下の事業を実施した。

H30.9 産業廃棄物税の課税期間延長に関するアンケート調査（産業廃棄物税を活用した取組に対する意見等）

H30.12 産業廃棄物処理業者を中心に産業廃棄物税の使途事業の成果や今後活用できる補助事業に関する説明会を3回（仙台、大崎、仙南）開催し、延べ231名の参加者を得た。

## 《成果（取組結果）》

県は、廃棄物を減らし、持続可能な循環型社会をつくるため、その指針として、平成18年3月に第1期の宮城県循環型社会形成推進計画（以下「循環計画」という。）を策定し、産業廃棄物税を循環計画の目標達成のために必要な施策に充当してきた結果、廃棄物等の3R（発生抑制（リデュース（Reduce））、再使用（リユース（Reuse））、再生利用（リサイクル（Recycle）））の取組に対する意識が向上し、ごみの分別、一定のリサイクルシステムの構築等によるごみ排出量の減少やリサイクル率の向上などの成果が見られた。

## 《今後の課題》

東日本大震災により生活基盤及び社会基盤の多くが一変したことにより、これまで進展してきていた3Rの取組が大きく後退したことから、循環型社会の実現に向けた取組をさらに進めるため、平成28年3月に第2期の循環計画を策定した。第2期循環計画では新たな課題への対応も含めた取組や施策を示し、行政だけでなく、県民に対する普及啓発事業（3R啓発イベントや3RラジオCMの制作・放送）、事業者に対する支援（3R設備導入に関する補助）、民間団体に対する補助（フードバンク事業の実施団体への補助）、教育機関に対する支援（工業高校での解体端材の有効利用）など、各主体による3Rに関する活動を促進していくための取組に産業廃棄物税を積極的に活用し、今後もこの税の使途に合致する事業に対しては柔軟に税収を充てていくこととしている。

これまでの産業廃棄物税充当事業については、使途事業の分類毎に以下のような効果が得られている。

### （1）事業者支援

環境産業コーディネーターの派遣や3R設備の導入支援補助等により、排出事業者や中間処理業者による産業廃棄物のリサイクル率が向上し、最終処分率が減少した。

### （2）試験研究

県機関・大学等及び事業者が新たな3R技術を開発することで、再生利用される廃棄物が増加した。

### （3）普及啓発・環境教育

県民や事業者の廃棄物の排出抑制に対する意識が向上することで、産業廃棄物全体の排出量が少なくなった。

### （4）適正処理の推進

不法投棄が防止され、事業者による適正処理が徹底されることで、廃棄物の排出が抑制され、かつ再生利用される廃棄物量が増加した。

## 《令和元年度以降の取組》

産業廃棄物税が平成31年度で期限満了となるため、以下の日程で聞き取り調査や意見徴収を行う。

- R1.6 事業者を対象とした聞き取り調査（産業廃棄物税活用方法等）
- R1.7 パブリックコメント実施
- R1.7 産業廃棄物税関係団体への訪問
- R1.10 パブリックコメントの結果公表

## 【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】

### 《取組内容》

- ・民間非営利活動（以下、NPO活動）促進施策に広く県民の意見を反映させるため、公募委員2名を選任し、宮城県民間非営利活動促進委員会を開催した。（継続）
- ・「みやぎNPOプラザ」が運営する情報サイトにより、様々な活動イベントを発信するとともに、復興・被災者支援に取り組むNPO等の効果的な協働事例を冊子等にまとめて発信するほか、活動成果の報告やNPOと多様な主体とがともに集い、交流できる機会を創出することにより、連携の強化、拡大に努めている。（継続）
- ・また、NPOの運営基盤強化を図りながら、NPOと多様な主体との連携を促進するために、「プロボノ」（※）の普及啓発セミナーや1日体験を開催した。（拡充）

※プロボノ：専門知識や技能を活かして参加する社会貢献活動

### 《成果（取組結果）》

- ・促進委員会のほか、活動成果報告会や交流会の開催、情報サイトの運営を通じて、NPO活動の促進施策について広く県民に説明したほか、プロボノの普及啓発セミナー等を開催し、協働の必要性について理解の拡大を図った。
- ・また、各種事業を通じて、復興支援に携わるNPOの活動成果を報告し、多様な主体と情報共有することによって、復興後も、様々な地域で活動の広がりが期待される。

### 《今後の課題》

- ・社会的課題が多様化、複雑化する中で、今後もNPOが果たすべき役割は大きいと捉えているが、本県内のNPOの多くは、依然として運営基盤が脆弱であり、助成金、補助金等が減少する状況において、復興後を見据え、なお一層の自立に向けた取組が求められている。
- ・協働、連携の取組に向けた具体の取組に繋げるため、引き続き担い手の育成や活動の基盤づくりが課題となっている。

### 《令和元年度以降の取組》

- ・NPO活動を促進する中核機能拠点「みやぎNPOプラザ」による県内各地の中間支援施設に対する活動支援や情報共有を通じて、多様な主体との連携を強化する。

- ・「プロボノ」の制度の普及や人材育成に取り組み、引き続きみやぎ版のプロボノ構築を通じてNPOの基盤強化に努める。
- ・復興支援に携わるNPOの活動成果の情報発信や交流機会の創出にさらに努め、NPOに対する理解醸成を図り、県民や企業など様々な主体からの積極的な支援や協働の取り組みに繋げる。

**【担当：経済商工観光部 富県宮城推進室】**

**《取組内容》**

「みやぎ発展税」の単年度及び累積の活用実績や成果等については、例年、出納整理期間終了直後の6月県議会定例会で報告するとともに、これに合わせて県のホームページに掲載し、県民等への周知を図っている。(継続)

また、県内の主要な経済団体等で構成する「富県宮城推進会議」において、活用実績や成果等の説明を行うとともに、それらを踏まえた今後の活用施策について意見交換等を行っている。(継続)

加えて、経済団体等に対し、調整や要請を行い、当該団体等が発行する刊行物や開催する集会等において、実績や成果等を掲載・説明する機会をいただき、事業者への更なる周知に取り組んでいる。(新規)

**《成果（取組結果）》**

前年度の単年度実績や成果等について、議会での報告及び県のホームページへの掲載を例年と同時期に速やかに行った。

また、「富県宮城推進会議」において、活用実績や成果等の説明を行うとともに、今後の活用施策について意見交換等を行ったほか、平成30年度からは、「富県宮城推進会議」の構成団体が発行する刊行物やメールマガジンに実績や成果等を掲載いただく機会を調整し、これまでの事業成果について広く周知するよう努めた。

**《今後の課題》**

平成30年度から活用事業として新たな取組等が増えていることから、取組の実績や成果等をより分かりやすく伝えることができるよう工夫をしていく必要がある。

**《令和元年度以降の取組》**

平成30年度に引き続き、経済団体等が発行する刊行物や開催する集会等において、主に事業者向けに実績や成果等を掲載・説明する機会をいただけるよう調整や要請を行う。また、成果等について、少しでも分かりやすい内容となるよう、毎年度、改善に向けた検討を重ねる。

**事項名：(10) 東日本大震災からの復旧・復興について**

**意見の内容**

東日本大震災に係る復旧・復興については、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（再生期：平成26年度～29年度）【平成29年度版】」に基づく復旧・復興事業の進捗に伴い、インフラ施設の整備などのハード事業から被災者の生活支援や心のケア、地域コミュニティの再構築などソフト事業の比重が高まっており、それぞれの被災地の状況に応じたきめ細やかな対応について留意する必要がある。

平成30年3月末における震災からの復旧・復興事業のうち、ハード面の事業の進捗状況については、公共土木施設では、被災箇所2,297箇所のうち約99%に着手しており、そのうち約91%が完成している。また、災害公営住宅では、整備計画戸数15,823戸のうち約99%に着手しており、そのうち約97%が完成している状況であり、全体としては概ね順調に進んでいる。また、農地や園芸、畜舎等の農業施設、漁港等の復旧事業についても、90%以上の着手率であり、概ね順調に進んでいる。

しかし、一部の事業において、復興を担う人材不足のほか、事業間調整や合意形成の長期化、入札不調などの要因により、事業の進捗に遅れが生じ、多額の繰越額及び不用額が発生している状況であり、改めて、各事業の進捗状況を精査し、部局間、市町等関係機関と課題を共有し、残り2年半となった計画期間内での事業完了に向けて、鋭意取り組まれない。

未だ多くの被災者が仮設住宅での生活を余儀なくされており、一日も早く安心して生活できる恒久的な住宅への円滑な移行に向けた支援を進めていく必要がある。また、災害公営住宅等へ新たに入居された被災者の心身の健康維持についても、引き続ききめ細やかに対応していく必要があるほか、震災によるPTSDや不登校など心の問題が顕在化しつつある現状を踏まえ、教育・医療・福祉の連携による子どもから大人までの切れ目のない継続的な支援が必要である。医療施設や社会福祉施設等については、復旧が着実に進展しているものの、医師や看護職員が不足し、また介護職員の確保に支障が生じている事例が見られるほか、水産加工業における労働力不足や、水産加工品の販路回復などでも課題が見られ、これら課題への対応も一層強化されたい。

平成30年度からの「発展期」にあたる3年間は、復興の最終段階である。これまでの「復旧期」「再生期」において、全力を注いで進めてきた取組の成果を基に、創造的復興の総仕上げを行う重要な時期である。引き続き、戦略的に取組を進め、被災市町のまちづくりなどへの支援、地域産業の再生、雇用の確保、さらには人口減少の問題に対しても、復興後の状況を見据えながら、適確に対応されたい。

東日本大震災発生から7年が経過し、一層の被災地への関心の低下や震災の記憶の風化が懸念されるが、復興事業は全国民の負担により実施されているものであることを踏まえ、引き続き真摯に復旧・復興に取り組む被災地の姿に加え、災害が全国各地で頻発する状況下において、大震災の教訓が効果的、具体的に生かされる情報の発信及び支援に努められたい。また、県民及び職員の記憶の風化も懸念されることから、災害等発生時に命を守り迅速に対応できる体制が常に維持されるよう取り組まれるとともに、“復興五輪”としての東京オリ



ピック・パラリンピック開催を2020年に控え、国内外から本県を訪れる人々に、復興した本県の姿を見てもらえるよう努められたい。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能問題については、損害賠償請求や風評被害対策も含めて、きめ細かな対応を行うとともに、積極的な情報提供により、県民の安全・安心と信頼の確保に努められたい。

## 対 応 の 状 況

### 【担当：総務部 危機対策課】

#### 《取組内容》

東日本大震災の概要、応急・復旧対応、教訓を後世に記録として残すとともに、今後の防災対策に反映させるため、平成27年3月に記録誌「東日本大震災－宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証－」を発行し、都道府県、全国市町村、全国消防本部、自衛隊、海保、都道府県警察、国機関、指定公共機関等に広く配布している。(継続)

また、同記録誌を活用し、パネルを作成し、パネル展の開催や関係機関へのパネルの貸出を行うほか、出前講座や全国で開催されるフォーラム等に積極的に参加し、情報発信を行っている。(継続)

なお、同記録誌で取りまとめた13分野46の教訓を踏まえた、県、市町村、消防本部等の防災対策の取組状況についても、毎年とりまとめの上、県防災会議に報告するなど、情報発信を行っている。(継続)

新任職員及び任期付職員に対し、災害発生時における本県の対応や防災・減災についての研修を行っている。(継続)

関係機関と連携した防災訓練を実施し、大規模災害発生時に市町村が行う防災活動を支援している。(継続)

市町村を対象とした関係機関との連携によるワークショップ形式の研修を開催し、適切な避難勧告等の発令や避難所開設などの住民避難に関する意識啓蒙を行っている。(新規)

#### 《成果（取組結果）》

記録誌を活用したパネル展を、関係機関と連携しながら開催した。また、県内外の団体等へのパネルの貸出、出前講座の実施や防災推進国民大会や震災対策技術展など外部機関実施のフォーラム等へ積極的に参加し、情報発信を行った。

新任職員等については、延べ5回・約350名に対し研修を実施した。

防災訓練については、「みやぎ県民防災の日」総合防災訓練及び「宮城県9.1総合防災訓練」を実施したほか、「みちのくALERT2018」に参加し、約270の関係機関との連携を図った。

ワークショップについては、東北地方整備局、仙台管区気象台及び東北大学災害科学国際研究所と連携を図り、市町村防災担当職員約50名に対し研修を実施した。記録誌を活用したパネル展を、関係機関と連携しながら開催した。

#### 《今後の課題》

東日本大震災の経験から得られた教訓については、今後も引き続き情報発信を行っていくとともに、併せて、各教訓を踏まえた県内各市町村及び各防災関係機関の防災対策の取組状況の把握と情報発信についても継続していく必要がある。

新任職員等については、継続した研修実施が必要である。

防災訓練及びワークショップについては、防災を取り巻く環境が変化し続けていることから、常時適切に内容を修正していく必要がある。

#### 《令和元年度以降の取組》

東日本大震災で得られた教訓について、引き続き、パネル展や出前講座等を通じて積極的に情報発信を行っていくこととともに、令和元年度に開催予定の防災フォーラムにおいても、広く情報発信に努める。また、県、市町村、消防本部等の防災対策の取組状況について、随時更新し、情報発信を行うことにより風化防止に努める。

新任職員研修等、防災訓練及びワークショップともに、内容を充実させながら継続実施していくことにより、防災対応力の維持向上を図って行く。

### 【担当：震災復興・企画部 オリンピック・パラリンピック大会推進課】

#### 《取組内容》

＜都市ボランティア＞

○サッカー競技の開催に伴い、本県で募集する「都市ボランティア」について、東日本大震災の記憶や復旧・復興に関する情報の提供を行う専門ボランティアの配置を定めるボランティア実施計画の策定等に向けて、関係団体等との協議を実施した。(継続)

＜聖火リレー＞

○オリンピックの象徴とも言える聖火リレーについて、本県は令和2年6月20日から22日の3日間行われることが決定し、具体的なルートを検討するため、「東京2020オリンピック聖火リレー宮城県実行委員会」を設置し、関係団体等との協議を実施した。(新規)

＜気運醸成＞

○組織委員会主催「被災地復興支援連絡協議会」や復興庁主催「復興五輪連絡調整会議」など五輪関係機関による会議等を通じ、本県の復興状況の効果的なPRなどの取組等につ

いて、東京2020大会が復興五輪の意義に沿った大会となるよう協力を要請した。(継続)

#### 《成果（取組結果）》

##### <都市ボランティア>

○宮城県の玄関口である仙台空港と仙台駅に、東日本大震災の記憶や復旧・復興に関する情報の提供を行う「東日本大震災語り部ボランティア」を配置することを定めた「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ボランティア実施計画」を策定し、公表した。(平成30年11月16日)

##### <聖火リレー>

○被災地の現状や、復興五輪への感謝と復興した姿を世界に発信する機会となるよう、津波被害の大きかった県内沿岸部をルート選定の中心とすることを決定した。

##### <気運醸成>

○世界各国の記者が被災地を訪れる「被災地メディアツアー」(東京都主催：平成30年9月7日～9日)や被災地の子ども達がオリンピックと交流する「オリンピックデーフェスタ」(JOC主催)など被災地からの情報発信等を行う事業が実施された。

#### 《今後の課題》

またとない機会であるオリンピックへの県民の積極的な参画や気運醸成に向け、積極的な広報活動を展開し、周知を図っていく必要がある。

#### 《令和元年度以降の取組》

##### <都市ボランティア>

○平成31年4月から募集を開始する本県の「都市ボランティア」に、東日本大震災の記憶や復旧・復興に関する情報の提供を行う「東日本大震災語り部ボランティア」の職種区分を設けるほか、全職種のボランティアが受講する共通研修において、東日本大震災の記憶や復旧・復興に関する基礎知識の習得に向けた内容を盛り込むこととしている。

##### <聖火リレー>

○県内沿岸部をルートの中心に、具体的なルートを決める。

○本県における聖火リレーランナーの公募計画を策定し、募集を行う。

##### <気運醸成>

○令和2年度に組織委員会主催による復興をテーマとした大規模な文化イベントの開催や、アーティスト・出場選手・被災地の生徒による復興モニュメントの制作が計画されるなど、復興五輪を体現するイベントが様々計画されていることから、復興五輪の意義に沿った内容となるよう協力して実施していく。

#### 【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】

#### 《取組内容》

・被災市町や国と力を合わせて復旧・復興に向けた施策に最優先で取り組むとともに、宮城の将来ビジョンに掲げる将来像の実現や震災復興の総仕上げ、人口減少社会の到来を見据えた地域経済の活性化などに向けて重点的に取り組む「政策課題」を設定し、部局横断で検討を行うとともに、その結果を宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生推進事業として、「発展期」の実施計画に盛り込んだ。(継続)

#### 《成果（取組結果）》

・被災市町や国とともに復旧・復興に全力で取り組んだ結果、県内の主要な道路や橋梁、病院、学校といった公共インフラの整備や災害に強いまちづくりに向けた取組については、概ね順調に進捗している状況にある。

・また、人口減少に歯止めをかけるための地方創生の取組についても、地域経済基盤の強化や若い世代の結婚・子育て支援の充実に向けた施策に、引き続き全庁で取り組み、企業集積による雇用の創出や交流人口の拡大につなげることができた。

#### 《今後の課題》

・大規模な嵩上げを行っている地区や離半島部など、地域によって復興の進捗に差が生じていることから、残り2年を切った復興計画期間内の復旧・復興事業の完遂を目指して、引き続き関係機関と連携を密にしながら、今後もさらに事業を推進していく。

・公共インフラの整備や復興まちづくりなどが進展する一方で、被災された方々の心のケアや災害公営住宅への転居に伴う新たな地域コミュニティの形成、失われた販路の回復などソフト面の課題への対応強化や中長期的な対応が必要となっていることから、引き続き、こうしたソフト面の課題解決に向け、国や市町村はもちろん、NPOや関係団体等とも連携を図りながら、一人ひとりに寄り添った支援を続けなければならないと考えている。

#### 《令和元年度以降の取組》

・県としては、必要なハード事業を完成に向けてさらに進めながら、被災された方々に対するきめ細かな支援に取り組み、一日も早く復興が成し遂げられるよう、引き続き全力を尽くすとともに、復興計画後を見据えた地域経済の活性化、未来を担う子どもたちに対する支援、首都圏一極集中の是正に向けた移住や起業支援等の地方創生の施策に積極的に取り組んでいく。

**【担当：震災復興・企画部 震災復興推進課】**

《取組内容》

- ・中長期的な支援への理解を得ることが必要となっていることから、震災の記憶の風化防止と風評払拭のため、被災地域内外に向け、被災地の現状や復興の進捗等の復興関連情報を「宮城は「現在（いま）」も「現実（いま）」に立ち向かう。」のコンセプトのもと、広報紙、冊子、ポスター等の発行やポータルサイト・SNS等電子媒体などの活用により広く発信し、積極的な広報展開を図るとともに、県庁18階の県政広報展示室内に常設した「東日本大震災復興情報コーナー」での情報発信を行っている。（継続）
- ・震災の記憶の風化防止のため、本県と青森県、岩手県、福島県の被災4県が連携し、東京都との共催で東京都内において復興フォーラムを開催した。（継続）

《成果（取組結果）》

- ・復興状況の「現在（いま）」を伝えるため、広報紙「NOW I S.」（毎月1回、20,000部）を平成29年度より5,000部増刷して発行し、各都道府県、県内市町村、関係団体等約280箇所への配布やメールマガジンにより約1,200箇所へ配信した。また、ポスター（4つのデザイン各B1・B2・B3サイズ、計52,000枚）を作成し、県内外自治体や関係団体に配布したほか、包括連携協定締結企業や都営地下鉄、阿武隈急行、仙台空港アクセス鉄道、太平洋フェリーなどに加え、平成30年度は新たにJR仙台駅で掲出を行った。更に、県内の復興関連情報を集約し、Facebookなど各種SNSの活用や「みやぎ復興情報ポータルサイト」の開設・運営により発信し、広く復興に向けた取組の周知を図ることができた。

なお、親日外国人の間で有名なイギリス出身・仙台在住の人気YouTuberによる被災地の状況を記録した取材動画を「みやぎ復興情報ポータルサイト」に継続して掲載し、県内外はもとより国外へ配信しており、結果、再生回数は約63万回となり、被災地の状況を広めることができた。

- ・平成31年2月10日に「東日本大震災風化防止イベント 復興応援・復興フォーラム2019 in 東京」を開催し、首都圏での風化防止を図った。

《今後の課題》

- ・震災から8年が経過し、震災の記憶の風化がさらに進むことが懸念されていることから、継続的に復興の進捗状況や中長期的な視点での支援の必要性等を電子媒体、国や県外自治体等と協力・連携しながら、復興イベントなど様々な機会を活用して、幅広い情報発信を行っていく必要がある。

《令和元年度以降の取組》

- ・今後とも、各種広報媒体、特に電子媒体を活用し、復興の進捗状況や被災地の現状等に関する幅広い情報発信に努める。また「東日本大震災復興情報コーナー」については、情報等の更新を行い、復興の進捗状況や県内各地の復興の取組について来庁者に情報提供を行う。
- ・首都圏での復興フォーラムも開催を継続する。

**【担当：環境生活部 原子力安全対策課】**

《取組内容》

**1 測定・公表**

- きめ細かな放射線・放射能の測定（継続）

「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を毎年度策定し、総合的・計画的に放射線・放射能の測定を実施している。

- ・放射線の測定

生活環境を中心に、モニタリングポスト等（76か所）による常時監視、携帯型放射線測定器等による随時測定、学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等の測定（H29 1,397か所、H30 1,399か所）など、空間放射線率の測定を幅広く行い、放射性物質の広域的な分布状況と経時的な変化の把握に努めている。

- ・放射能の測定

「食べ物・飲み物」から「産業活動に伴う環境や物」まで、広範囲にわたって放射性物質濃度の測定を実施している。「食べ物・飲み物」については、水道水の測定のほか、生産・流通・消費の各段階における食品検査を実施している。また、住民から持ち込まれた自然採取の山菜やきのこ、自家栽培野菜については、市町村が測定できるよう、測定機器の配備と技術研修を実施している。

- 県民及び国内外への正しい情報の発信（継続）

放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」において、情報を一元化し、正確な情報をわかりやすく発信している。また、県民を対象としたセミナー等の開催、みやぎ出前講座への講師派遣、電話相談窓口の開設、各種広報誌への掲載、パンフレットの配布等を通じ、放射線・放射能等の理解の促進に努めている。

**2 除染**

- 市町村への支援（継続）

- ・指定市町の除染対策への支援

汚染状況重点調査地域に指定されている8市町では、除染実施計画に基づく除染を進め、平成29年3月までに除染が完了したが、除染後の対策を支援するため、県が国

との調整、説明会・協議会等への同席などの支援を行いながら、市町と一体となって除染後の取組を推進する。

特に、除染は完了したものの、未だに存置する除去土壌や除染廃棄物の処理について、関係市町と連携を密にし、処理の推進をバックアップする。

### 3 賠償

#### ○民間事業者等の損害賠償請求の支援（継続）

原発事故に係る損害賠償については、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく原子力損害賠償制度が設けられており、原子力事業者が無過失・無限の賠償責任を負うものとされている。

県としては、農林水産業や商工業等の出荷制限や風評被害によるいわゆる営業損害について、民間事業者等の損害賠償請求が円滑に進むよう仙台弁護士会や原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）と連携し、説明会や個別無料相談会を開催するなどして、民間事業者等の損害賠償請求を支援している。

#### ・説明会・個別無料相談会の開催

目的：東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等のうち、「中間指針に明示がないため損害賠償請求が認められなかった」、「東京電力の個別事情への対応が不十分である」などとする者が円滑に損害賠償請求を行うことができるよう、仙台弁護士会及び原子力損害賠償紛争解決センターと連携して説明会及び個別無料相談会を開催し、損害賠償請求への支援を行う。

内容：損害賠償請求説明会 損害賠償請求に係る制度についての説明（県職員）

個別無料相談会 弁護士による個別無料相談

### 《成果（取組結果）》

#### 1 測定・公表

#### ○徹底した放射線・放射能の測定（原子力安全対策課関係分）

#### ・放射線の測定

県、市町村及び国等の関係機関により、モニタリングポスト、携帯型測定器、航空機モニタリング、走行サーベイ等によるきめ細やかな測定が行われ、県内の生活環境には問題ないことを確認している。

#### ・放射能の測定

食品（消費段階）については、市町村が主体となり住民持込測定を行い、結果を住民に伝えたほか、一般環境（降下物や大気浮遊じんなど）の測定を行い、問題がないことを確認している。

#### ○県民及び国内外への正しい情報の発信（原子力安全対策課関係分）

県民の不安解消等のため、「放射能情報サイトみやぎ」、「放射線・放射能に関するセミナー」、「みやぎ出前講座」、放射線・放射能に関する相談窓口、各種広報誌・パンフレット等により放射能等に関する情報提供を行い、理解の促進を図った。

#### 2 除染

#### ○除染の進捗状況（平成31年3月末現在）

・8市町全てで除染実施計画に基づく除染が完了した。

| 施設の種類     |               | 予定数      | 除染完了           | 残り  |
|-----------|---------------|----------|----------------|-----|
| 子どもの生活環境  | 学校・保育園<br>公園等 | 95施設     | 95施設（100%）     | 0施設 |
| 公共施設      |               | 153施設    | 153施設（100%）    | 0施設 |
| 住宅        |               | 434施設    | 434施設（100%）    | 0施設 |
|           |               | 10,240戸  | 10,240戸（100%）  | 0戸  |
| 道路（主に通学路） |               | 465,301m | 465,301m（100%） | 0m  |

#### 3 賠償

#### ○民間事業者等の損害賠償請求の支援

#### ・個別無料相談会の開催

実施時期 平成30年10月

参加者等 4回開催（県内3圏域、3市）、延べ7名が参加

成果の概要 参加した東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者のアンケートで、「損害賠償に係る制度や事務手続き等の理解が進んだ」、「賠償請求を検討したい」などの評価を得た。

## 《今後の課題》

### 1 測定・公表

- 徹底した放射線・放射能の測定

除染の実施、放射性物質の物理的減衰等により県内の空間放射線量率は低下してきており、また、農林水産物の放射性物質濃度の基準値超過の割合も年毎に減少しているものの、きのこや山菜などの林産物、イノシシやツキノワグマなどの野生鳥獣では依然として、基準値を超過しており、出荷制限が継続している。

(平成31年3月28日現在の出荷制限品目14品目。内訳：林産物7、水産物4、野生鳥獣3)

- 県民や国内外への正しい情報の発信

電話相談窓口の相談件数は年々減少しており、県民の不安は概ね収束傾向にあると考えられるが、いまだに不安を抱く県民もいる。

### 2 除染

- 除染に伴い生じた除去土壌について、処分基準が未だに定められていない。

### 3 賠償

- 民間事業者等の損害賠償請求の支援

民間事業者等が十分な賠償を迅速に受けることができるよう、引き続き個別無料相談会の実施が必要である。

東京電力との直接交渉が進まない請求者に対する、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介制度等の積極的な紹介が必要である。

## 《令和元年度以降の取組》

### 1 測定・公表

- きめ細かな放射線・放射能の測定

今後も県民目線に立ったきめ細かな測定を継続する。

- 県民や国内外への正しい情報の発信

正確で分かりやすい情報発信により、放射能等に対する理解の促進を図る。

### 2 除染

- 除染は平成29年3月で完了したが、除去土壌等の処分が課題となっていることから、引き続き8市町を支援していく。

- 国に対し、除去土壌の処分基準を定める省令の早期提示を求めるとともに、処分が支障なく行われるよう、国が主体的に責任を持って対応するよう要望していく。

### 3 賠償

- 民間事業者等の損害賠償請求の支援

今後も民間事業者等の損害賠償請求が円滑に進むよう仙台弁護士会等の協力を得て個別無料相談会等を開催するとともに、必要に応じて原子力損害賠償紛争解決センター等の紹介を行うなど、民間事業者等の損害賠償請求をきめ細やかに支援していく。

## 【担当：保健福祉部 震災援護室】

### 《取組内容》

応急仮設住宅入居者については、関係市町と連携し、恒久的住宅への移行支援に取り組むとともに、再建に課題を抱える方に対しては、県が設置する被災者転居支援センター（仙台市、石巻市）の支援員による戸別訪問等を実施している。（継続）

### 《成果（取組結果）》

平成29年度末の応急仮設住宅の入居戸数は3,136戸であったが、応急仮設住宅の入居者の個々の実情に応じた細やかな支援に取り組んだ結果、平成31年4月末現在の入居戸数は154戸となっており、着実に入居者の再建に繋がっている。

### 《今後の課題》

応急仮設住宅の供与終了を迎える入居者に対して、円滑に恒久住宅への移行が行われるよう、よりきめ細かな支援が必要となっている。

### 《令和元年度以降の取組》

令和元年度以降も特定延長による応急仮設住宅の供与が続くことから、関係市町との連携を図っていくとともに、転居支援センターにおける取組を継続しながら、入居者一人ひとりの実情に応じた支援を行っていく。

## 【担当：保健福祉部 医療人材対策室】

### 《取組内容》

- ・政策的医師配置関係事業等（継続）

- ・看護職員確保対策事業等（継続）

《成果（取組結果）》

- ・医師については、政策的医師配置関係事業を引き続き実施することで、県内自治体病院等への政策的医師配置は、前年度比6名増の102名となった。
- ・看護職員については、看護職員確保対策事業等を実施し、被災沿岸部の職員確保に向け、新人看護職員の教育環境整備等に取り組み、石巻市の病院に勤務する全看護職員数が、震災前と比較し、石巻では117.6%となった。

《今後の課題》

- ・医師・看護職員ともに、被災沿岸部を含む各医療圏の医師数は増加しているものの、未だ求人に満たない状況にある。

《令和元年度以降の取組》

- ・医師については引き続き政策的医師配置関係事業を実施するほか、東北医科薬科大学の卒業医師輩出を見据えた取組を実施する。
- ・看護職員については「県内就業・定着促進」、「離職防止」、「復職支援」を3本柱とした看護職員確保対策に引き続き取り組む。

【担当：保健福祉部 長寿社会政策課】

《取組内容》

介護人材の確保は喫緊かつ重要な課題であることから、平成26年度に、県内の行政機関や介護関係団体等で構成する宮城県介護人材確保協議会を設立し、「多様な人材の参入促進」、「職員の資質向上」、「労働環境・処遇の改善」を三つの柱として、様々な取組を実施している。

特に沿岸被災市町における介護職員の確保に向け、新規採用職員に対する家賃補助や就労支援金の補助を行っているほか、震災後、介護人材の確保が非常に困難になっている気仙沼圏域において、介護事業所の業務改善に向けた啓発セミナーの開催や、介護事業所の業務改善を支援することにより介護職員の離職防止を図っている。【継続】

《成果（取組結果）》

介護人材の確保に向けた具体的な取組結果として、動画・冊子による若年層等へのPRのほか、中高年齢者等への就労支援、EPA等外国人の介護福祉士国家資格取得に向けた支援、介護職員同士の交流を促す合同入職式や交流会の開催、経営者を対象としたシンポジウム等の開催、介護職員の負担軽減のためのロボット等介護機器の導入支援などを行っている。

また、平成30年度は、これらの取組に加え、労働環境・処遇の改善を目的に、ロボット等介護機器の導入効果を実感できるモデル事業や、次世代の介護事業経営者の育成などの新たな取組を積極的に進めている。

《今後の課題》

本県の2025年における介護職員の不足人数（需給ギャップ）は、約4千7百人と見込まれ、将来も見据えた介護人材の確保対策が重要な課題となっていることから、介護人材の確保・養成・定着に向け、より実効性の高い事業手法を検討し、実施していく必要がある。

《令和元年度以降の取組》

引き続き新たな手法を取り入れながら、介護人材の確保・養成・定着に向けた取組を実施していくとともに、国に対しても必要に応じて実効性のある施策の充実を要望していく。

【担当：保健福祉部 健康推進課】

《取組内容》

- ・災害公営住宅入居者健康調査事業（継続）

《成果（取組結果）》

災害公営住宅等への入居に伴う様々な健康問題の発生が懸念されることから、入居者等の健康状況を把握し、要フォロー者を必要な健康支援事業に結びつける。調査後は調査票及びデータを市町に送付し、市町が行う要確認者の状況確認及び健康支援を関係機関と連携して支援した。

【取組状況】

- ・9市町1万141世帯を対象に市町と共同で調査を実施し、5千813世帯（回収率57.3%）、1万96人から回答を得た。
- ・調査結果を市町に送付し、市町においては、要確認者の状況確認及び健康支援を関係機関と連携して行った。

《今後の課題》

災害公営住宅においては、転居後の住環境変化、高齢化の進行やコミュニティづくりなどの新たな健康問題が発生していることから、引き続き健康調査を行い、市町及び庁内関係課室と連携した地域の実情に応じた支援へ結びつける必要がある。

《令和元年度以降の取組》

令和2年度まで市町と共同で調査を実施する予定である。

**【担当：保健福祉部 子ども・家庭支援課】**

**《取組内容》**

平成28・29年度に引き続き平成30年度においても、子どもから大人までの切れ目のない支援を行うため、大人と子ども双方の心のケアに精通した専門家が配置され、被災地の関係機関とのネットワークが確立されており、各地域に設置された活動拠点から支援要請に柔軟に手厚く対応できる機関である「みやぎ心のケアセンター」に子どもの心のケアに関する事業を委託した。(継続)

**《成果（取組結果）》**

みやぎ心のケアセンターにおいて、子どもやその保護者からの相談対応のほか、教育機関との連携として、市町村、幼稚園、小中学校等に児童精神科医等の専門職を派遣し、コンサルテーション等を行うほか、心のケアに関する研修会を実施した。

○平成30年4月～平成31年3月までの実績

- ・相談事業 述べ330件
- ・専門家派遣事業 309回
- ・研修事業 40回

**《今後の課題》**

平成30年度から宮城県震災復興計画の発展期に入っており、将来的に地域での支援が可能になるよう、支援者支援の充実を図る必要がある。

**《令和元年度以降の取組》**

引き続き、子どもから大人まで切れ目のない支援が継続できるよう、みやぎ心のケアセンターに事業を委託し、教育機関との連携を強化するとともに、当該センターと子ども総合センターが地域の支援者の能力向上を目的とした研修等を実施していく。

**【担当：保健福祉部 精神保健推進室】**

**《取組内容》**

- みやぎ心のケアセンターの運営（継続）
- 仙台市が行う被災者の心のケア事業に対する補助（継続）
- 東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置（継続）
- 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施（継続）
- 県精神保健福祉センターにおけるひきこもり及び自死に関する相談支援等（継続）
- 保健所のアルコール等の専門相談（継続）○みやぎ心のケアセンターの運営（継続）

**《成果（取組結果）》**

○みやぎ心のケアセンターの運営

専門職による住民支援（平成30年度：対面相談4,418件、電話相談1,941件）、メンタルヘルス講演会・サロン活動等による普及啓発、自治体職員等の支援者を対象とした研修会の開催等、保健所、市町村、関係機関・団体等との連携を図り、被災者等に対するきめ細やかな各種支援を実施した。

○仙台市が行う被災者の心のケア支援事業に対する補助

訪問活動の強化や各区役所における「こころの相談」（平成30年度：対面相談2,049件、電話相談1,647件）等を実施した。

○東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置

平成23年10月設置。人材育成と調査研究を「みやぎ心のケアセンター」と連動して実施した。

○精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実地

精神科医療機関等2団体に委託し実施した。（平成30年度：訪問1,257件、電話相談820件、個別支援会議1,963件、関係機関調整128件）

○県精神保健福祉センター内に平成27年6月から「宮城県自死予防情報センター」を開設するとともに、平成27年8月に「宮城県ひきこもり地域支援センター南支所」を開設し、自死及びひきこもりに関する相談支援体制を確保している。

保健所においてもアルコールやひきこもりに関する専門相談を実施した。

**《今後の課題》**

災害公営住宅への移転等が進み、被災者の生活再建が本格化する中で、被災者間の復興状況の格差の広がりや災害公営住宅等への入居者による生活環境の変化の影響等により、支援を必要とする被災者の数は以前高止まりのまま深刻化・複雑化していることから、住民への支援や対応困難な事例に関わる支援者への専門的助言などが必要である。

しかし、沿岸地域では、もともと心のケアを担う専門職員が不足していたことに加え市町でも震災後に採用された保健師等が増加していることから、人材の育成も必要である。

《令和元年度以降の取組》  
震災による心の問題は長期にわたることから、引き続き心のケアセンターを中心として保健所や市町村、関係機関・団体とより一層の連携を図り、切れ目のない支援を継続していく。

また、震災復興計画後の令和3年度以降においても継続した心のケアが必要であり、長期的かつ安定的な事業の実施が可能となるよう、確実な財源措置を国に要望していくとともに、令和3年度以降の体制を踏まえ、心のケアセンターや市町・保健所・精神保健福祉センター等とともに、被災者の心のケア対策の在り方や将来的な地域精神保健福祉への移行の検討を行う。

【担当：経済商工観光部 産業立地推進課】

《取組内容》

市町村との連携による合同企業訪問等を実施した。(継続)

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金や東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画「民間投資促進特区（ものづくり産業版）」など、各種優遇制度を活用したものづくり産業の集積を図った。(継続)

《成果（取組結果）》

企業立地のためのインセンティブ（企業立地奨励金制度など）の説明や事業用地の提案等をワンストップ対応で行ってきた。

民間投資促進特区については、平成30年度末までに759社、994件の指定を行い、その投資見込額は約8,560億円に上っている。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、第8次公募までに222件、961億円の採択を受けた。

《今後の課題》

I o T 革命や自動車のE V化の潮流がある中、半導体関連産業は需要増大に対応している。このため、高度電子機械産業や自動車関連産業を中心に、引き続き戦略的な企業誘致活動を展開し、本県立地環境の優位性等を積極的にP Rしていく必要がある。

《令和元年度以降の取組》

産業再生支援については、市町村との連携が不可欠であることから、今後とも同様の取組みを継続していく。

【担当：経済商工観光部 雇用対策課】

《取組内容》

国からの交付金を受けて造成した「緊急雇用創出事業臨時特例基金」により、産業政策と一体となって安定的な雇用を創出するために事業主に助成金を支給する「事業復興型雇用創出事業」(継続)を県及び7市町で実施しており、300人の雇用創出を図ることとしている。

《成果（取組結果）》

沿岸部において復興まちづくりに時間を要し、グループ補助金等を活用した事業所の整備・再開が遅れていることや、雇用のミスマッチにより雇入れが進まないことが影響し、207人の雇用創出となった。

《今後の課題》

本事業は国の制度変更（沿岸市町限定、中小企業限定）もあり、量的に雇用を創出することから、復興が遅れている地区で質的に最も困難に直面している中小事業者に寄り添って支援していくことが課題となってきている。

《令和元年度以降の取組》

今後は沿岸部の復興まちづくりの進捗状況や、対象産業政策であるグループ補助金等の執行状況を踏まえながら、効果的な広報や申請支援を行うとともに、国に対して、事業の実施期間延長や支給対象の拡大、弾力的な運用を求めていくこととしている。

【担当：経済商工観光部 観光課】

《取組内容》

○平成29年度から旅行に関心を持ってもらうムーブメントによりターゲット層へ訴求する新たな観光キャンペーンを展開した。夏は涼しく涼を感じる仙台・宮城の観光素材を多数訴求し、冬のキャンペーンでは、エルダー層をメインターゲットとして、温泉を中心に冬の仙台・宮城の魅力を訴求した。

○被災地を訪れる（訪れたい）人々への対応を行う「みやぎ観光復興支援センター」及び「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」を設置・運営し、本県でしか体験できない防災・減災を目的とした研修旅行やボランティアツアー、教育旅行などの希望に対して情報提供するとともに、被災地の受入先とのマッチングをワンストップで行っている。センターの職員は被災地をフィールドワークし、常に最新の情報を把握している。(継続)



○福島第一原子力発電所事故による風評被害の損害賠償については、東北電力株式会社から提示された内容に対して観光事業者から批判や不満の声があったことから、賠償地域の追加、指針の見直しや賠償請求に当たり観光事業者に負担を強いることがないよう政府要望を継続的に行ってきた。(継続) ○再生期間である平成 27 年から始めた夏の仙台・宮城観光キャンペーンを実施したほか、航空会社と連携した観光キャンペーンにより本県への観光客割合が低い中部以西からの誘客を促進する取組に努め、宮城の観光の安全・安心の情報発信を継続的に行ってきた。(継続)

#### 《成果（取組結果）》

- 平成29年の観光客入込数は6,230万人と震災前の平成22年の6,129万人を超え過去最高を記録した一方、沿岸部の観光客入込数の回復は8割程度に留まっており、沿岸部の観光復興は引き続き力を入れていく必要がある。
- 「みやぎ観光復興支援センター」は平成23年度から平成30年度までに累計で1,286団体45,547人、「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」は平成25年度から平成30年度までに348団体24,562人のマッチング実績を上げた。平成27年度からは両センターの運営体制を一本化しており、平成30年度はボランティアツアー11団体150人、教育旅行96団体3,966人のマッチングを行った。初回マッチング以降は、訪問希望者と受入先との直接調整が増加していることもあり、新規のマッチング件数は横ばいとなっている。
- 東京電力ホールディングス株式会社は、中間指針や独自の賠償基準に合致しない損害への賠償には未だ消極的である。

#### 《今後の課題》

- 「第4期観光戦略プラン」に掲げる2020年の目標値を達成するには、観光客入込数の低い2月、6月、11月を底上げするため、新たな通年観光キャンペーンを実施していく必要がある。
- 震災遺構の保存の問題など、時間の経過とともに被災地の状況も変化してきており、復興状況の情報を的確に収集・発信していくことが求められる。また、ボランティアツアーや教育旅行のマッチング件数が落ちてきた一方で、教育旅行に関してはニーズの内容が細分化・高度化し、よりきめ細かな対応が求められてきている。
- 震災から8年が経過した現在も、観光事業者から東京電力に対する賠償請求が続いているほか、風評が長期化する懸念があり、適切に実態を把握する必要がある。

#### 《令和元年度以降の取組》

- 観光客層の拡大を進めるため、これまでのターゲット層を包括する形で「親子3世代・ファミリー層」をターゲットとし、国民的に人気のあるキャラクターとタイアップした通年観光キャンペーンを実施する。
- 令和元年度の事業規模は、現状を維持しつつ、上記課題に対応するため、情報収集・発信能力の維持と教育旅行ニーズへの対応の充実を図り、両センターの一体運営による効果を最大限に引き出す。
- 風評被害に係る観光業への影響は長期間に渡って現れることが見込まれるため、公正・適正な賠償について、国が東京電力ホールディングスに対して強い指導を行うよう引き続き要望していく。

#### 【担当：経済商工観光部 アジアプロモーション課】

#### 《取組内容》

- 外国人観光客の回復に向けては、中国、韓国、台湾、香港を重点市場とし、旅行博への出展などを実施しているほか、宮城の観光の安全・安心の情報発信を継続的に行ってきた。特に、台湾は最重点市場として教育旅行の誘致に取り組み、復興ツーリズムとして、沿岸部を中心に誘客を図っているところである。(継続)
- 更には、台湾の台北、中国の北京及び上海に現地サポートデスクを設置し、海外の旅行会社への営業力強化、情報発信の質的充実と量的拡大を図ってきた。(継続)
- 訪日外国人観光客はインターネットからの情報取得が主流となっていることから、各重点市場に向けてSNSを活用して宮城の観光地のほか、食に関する情報も発信するなど、風評の払拭に努めた。(継続)
- 外務省が海外で実施する「地域の魅力海外発信事業」と連携し、中国北京及び上海において、宮城の観光をPRするとともに、食の安全安心についても情報発信を行った。(継続)
- 風評の影響が根強い国・地域のうち、香港については、現地で個人旅行客向けの観光セミナーを開催するなど情報発信の強化を行い、韓国については、現地の大規模な旅行博覧会において観光PRを行うとともに、テレビ番組を活用した旅行商品の造成に取り組んだ。(継続)

#### 《成果（取組結果）》

- 平成30年の外国人延べ宿泊者数は38.4万人泊（従業者数9人以下の施設を含む）と、震災前の15.9万人（従業者数10人以上の施設のみ）と比較し241%と増加したものの、一部の国・地域では根強い風評もあり、全国的な伸び率である340%と比較すると、未だ厳しい状況が続いている。

#### 《今後の課題》

- 風評の影響は根強く、特に韓国と香港からの宿泊者はそれぞれ、震災前の69%、53%となっており、回復が著しく遅れていることから、正確で的確な情報を粘り強く発信するほか、東北が一体となって外国人観光客の回復に取り組む必要がある。

《令和元年度以降の取組》

- 最重点市場である台湾については、インセンティブツアーや教育旅行の誘致に引き続き取り組むとともに、現地サポートデスクやSNSによる情報発信を強力に実施し、更なる誘客を図ることとしている。また、仙台空港を核とした外国人誘客にも積極的に取り組むとともに、その他の重点市場である中国、韓国、香港についても、現地における継続的な情報発信に取り組む。
- また、東北観光復興対策交付金を活用した情報発信や旅行商品造成に取り組むほか、東北が一体となった観光誘客を推進するため、東北観光推進機構や東北各県と緊密に連携し、東北の観光復興に向けて積極的に事業を展開していく。
- デジタル媒体による情報入手が広がっていることから、多言語によるインバウンドウェブサイトの制作やウェブ広告など、デジタルマーケティングの考え方によるプロモーションを推進していく。

【担当：農政部 農政総務課、水産林政部 水産林政総務課】

《取組内容》

円滑な事業の執行のため、①復旧・復興のロードマップに掲載した事業の進行管理、②マンパワー不足を補うための工事監督等の外部委託を行う。(継続)

《成果（取組結果）》

農地、治山、漁港各分野において、事業箇所毎の課題把握やその解決に向けた会議・検討会を定期的に行ったほか、事業費全体に占める契約率や執行率の管理に努めた。また、マンパワー不足への対応として、工事積算や監督業務を外部委託したほか、市町や関係機関等との事業調整についても必要の都度行った。この結果、平成29年度末の繰越額は842億円と前年度より226億円縮減された。

《今後の課題》

令和2年度までの事業完了に向け、課題を抱える事業箇所もあることから、市町等とも情報を共有化し、その解決に向けて組んでいく必要がある。また、他自治体からの派遣職員が減少傾向にある中、工事監督等の外部委託も積極的に活用し、事業推進体制を強化していく必要がある。

《令和元年度以降の取組》

引き続き、事業の進行管理により個別事業箇所の課題把握と解決に努め、マンパワー不足に対しては工事監督等の外部委託を活用することにより、事業の円滑化を図る。

【担当：農林水産部 食産業振興課】

《取組内容》

県産農林水産物の放射性物質検査を継続するとともに、迅速でわかりやすい情報提供と、イベントや各種媒体を活用したPR活動を実施し、県産品の信頼回復と消費拡大に努めた。(継続)

主な事業については、以下のとおり。

【「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業】

○交通施設や交通機関、主婦向け雑誌等でのPR、各種イベントの開催・出展によるPR等を通じて、宮城県産品の信頼回復と消費拡大を図った。

【県産農林水産物等イメージアップ推進事業】

○県産農林水産物等が被災前の状況に回復するまでの間、関係団体が実施するメディアの活用等の事業に補助することにより、PR活動等を支援した。

《成果（取組結果）》

【「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業】

○各種広報媒体やイベントを通じた県産品のPRを行い、県産品のイメージアップを図った。

■交通拠点を活用した情報発信

- ・仙台空港旅客ターミナルビル等へのバナー掲出
- ・JR仙台駅へのLEDサインボード及びJ-ADビジョン掲出
- ・首都圏主要4駅（JR東京・品川・池袋・横浜の各駅）等での駅貼りポスター掲出
- ・伊丹空港でのポスター掲出 他

■情報誌を活用した情報発信

- ・主婦層をターゲットとした生活情報誌（オレンジページ）にイメージ向上記事を掲載した。

■「食」の担い手創出

- ・県内の生産者、食品加工業者、飲食業者等を紹介していくことで、「食材王国みやぎ」のイメージ浸透を図った。

■グルメサイトを活用した情報発信

- ・「クックパッド」等内に宮城県特集ページ開設
- 県産食材を使用した飲食店フェア等の開催
  - ・首都圏、関西圏で各1ヵ月程度開催
- 東京アンテナショップを活用した風評払拭イベントの開催
  - ・宮城ふるさとプラザにおいて、県産品や生産者の紹介及び消費者好感度商品を選ぶコンテストなどの風評払拭イベントを実施
- 県外物産展を活用した消費体験の促進
  - ・県外物産展開催地（横浜・東京・名古屋・広島・千葉）において、県産品イメージ向上広告を掲出し、県産品の購入意欲を高めた。
- SNSを活用した情報発信
  - ・インスタグラムを活用し、県産食材を使用した料理等の写真投稿による情報発信を実施

《今後の課題》

消費者庁のアンケートによれば、風評被害は収束しておらず、今後も継続的に事業を展開していく必要がある。

《令和元年度以降の取組》

引き続き、放射性物質検査を実施し、その結果を情報提供するとともに、県産品の魅力をより効果的に伝えられる広報手法等を検討していく。

【担当：農林水産部 農業振興課】

《取組内容》

被災地域農業復興総合支援事業（東日本大震災復興交付金）の事務手続きについて、関係市町や地方振興事務所と連携して進めたほか、復興庁や関係市町、事業担当課との調整を行い、執行残を農地整備事業等他の事業に活用するなど、交付金の有効活用に努めた。（継続）

《成果（取組結果）》

関係機関の担当者レベルによる一層の情報共有が図られ、事務の迅速化とともに、執行残の活用により事業を円滑に実施することが出来た。

《今後の課題》

今後は計画変更や実績確認、流用・返還等の事業の完了に関する事務の比重が増えてくることから、関係市町等とはより一層連携・協力して取り組んでいく必要がある。

《令和元年度以降の取組》

本事業の計画変更や円滑な事業実施を引き続き支援するほか、事業完了に向けた手続きの支援・指導を行う。

【担当：農林水産部 みやぎ米推進課・園芸振興室】

《取組内容》

東日本大震災からの農業再生力の回復を図るために、国庫事業である東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、共同利用施設の復旧や営農再開に必要な農業機械、生産資材の導入を支援した。併せて、農業生産の復旧や再興に取り組む農業者の負担軽減を目的とした助成を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

畜産物共同利用施設の復旧整備の他、農地の生産性回復に向けた取組や放射性物質吸収抑制対策等営農再開に必要な取組を支援し、農業生産力の回復を図った。

- |                                  |     |       |           |
|----------------------------------|-----|-------|-----------|
| ①推進事業：放射性物質吸収抑制対策、農地生産性回復に向けた取組等 | 13件 | 国庫交付額 | 56,024千円  |
| ②整備事業：鳥獣被害防止施設、畜産物共同利用施設等        | 3件  | 国庫交付額 | 350,349千円 |

《今後の課題》

本県の農業生産力を早期に回復するためには、共同利用施設の復旧をはじめ、営農再開に必要な農業機械や生産資材の導入等を計画的に進めることが必要であり、今後も農地の復旧による作付が順次再開される地域があることから、引き続き事業継続されることが望まれる。

国に対して、本交付金は農業者組織や農協などが速やかに農業生産の復旧等を図るために不可欠なものであることから、事業の継続と十分な予算措置を確実に講ずるよう要望していく。

《令和元年度以降の取組》

引き続き、農業生産力の回復を図るために、国庫事業である東日本大震災農業生産対策交付金を活用し、営農再開に必要な農業機械や生産資材の導入等を支援する。併せて、農業生産の復旧や再興に取り組む農業者の負担軽減を目的とした助成を行っていく。

【担当：農林水産部 畜産課】

《取組内容》

○畜産生産基盤の再生・発展に向けた取り組み（継続）

- (1) 市町村・関係団体等と連携し疲弊した畜産生産基盤の再生・発展のため、必要な家畜等の導入に対し支援を行い、畜産生産基盤の回復を図っている。
- (2) 県内の生産基盤の強化・肉用牛の復興と経営の規模拡大を推進するため「好平茂」号等の本県基幹種雄牛産子の優良雌子牛の県内保留に対して支援を実施している。
- (3) 畜産生産基盤の強化のため、畜産クラスター協議会が実施する中心的な経営体が行う施設整備等に対して支援を実施している。

- ※ 関連事業：(1) 東日本大震災農業生産対策事業(継続)  
(2) みやぎの子牛生産基盤復興支援事業(継続)  
(3) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）(継続)

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応（継続）

本県畜産物の安全・安心を確保するために、畜産物等の放射性物質の検査、粗飼料生産基盤(牧草地)の除染作業への支援及び放射性物質で汚染された粗飼料等が処分されるまでの間の一時保管等への支援を実施している。

また、畜産関連損害賠償が円滑に進むように、JAグループ 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会に対して、各種資料等を提供している。

- ※ 関連事業：給与自粛牧草等処理円滑化事業、放射性物質影響調査事業、肉用牛出荷円滑化推進事業

《成果（取組結果）》

- 畜産生産基盤の再生・発展に向けた取り組み
  - ・家畜及び受精卵の導入 家畜導入243頭、受精卵導入195個
  - ・畜産クラスター事業 畜舎等整備20棟（取組主体2）など
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応
  - ・放射性物質検査状況 肉用牛（牛肉 25,706頭、生体5,772頭）  
(H31.3.31現在) 原乳（5集乳施設 60検体）  
粗飼料等（牧草 345検体）
  - ・汚染稲わら一時保管施設等管理 49施設
  - ・畜産関係損害賠償支払状況 請求額：304.3億円、支払総額：301.9億円(支払率99.2%)  
(H31.3.31現在)

《今後の課題》

- 畜産生産基盤の再生・発展に向けた取り組み  
畜産生産基盤を継続的に維持するための担い手の育成を進めることが急務である。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応  
東電事故に対する畜産関連の損害賠償請求については、平成26年度までは賠償金の支払いが遅延していたが、平成26年度後半から支払い率が向上し、現在は、大きな課題はない状況であることから、今後も引き続き支援を実施していく。  
牧草地の除染については、対応がほぼ終了している状況であるが、今後は、除染後の牧草地の適切な肥培管理等の維持管理に努め、牧草への放射性セシウムの移行を最小限とする対応への指導を実施していく。

《令和元年度以降の取組》

- 畜産生産基盤の復旧・復興に向けた取り組み  
畜産経営体が行う施設整備や家畜導入などに対する支援を継続していく。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応  
畜産物の安全・安心確保のための取組に対し支援を継続していく。

【担当：農林水産部 農村振興課】

《取組内容》

- ・復興・再生を図るため、地盤沈下等の被害を受けた津波被災地域とその周辺地域の一体的な整備に向けて農地、農業用施設の総合的な整備、維持管理掛かり増し経費の低減対策として太陽光発電施設の導入及び用排水機場等の遠隔監視・操作集中管理システムを整備するための事業計画をとりまとめた。(継続)
- ・津波被災土地改良区については、農地や農業用施設等の復旧・復興が進み、水路や排水機場などの管理財産が造成されてきているものの、復旧・復興事業の推進に尽力しているほか、今後、膨大な面積の換地業務が控えていることなどから施設関係の管理計画の作成までには至っていないため、これらに対応した施設管理計画の作成支援を行い被災土地改良区の業務運営体制の再構築に努めた。(新規)

《成果（取組結果）》

- ・計画した全ての地区が採択され工事着手されている。
- ・平成30年度は、津波被災土地改良区12土地改良区のうち6土地改良区115施設の施設管理計画作成の支援を行った。

《今後の課題》

- ・津波被災土地改良区12土地改良区のうち残り6土地改良区111施設について、施設管理計画作成支援を行い津波被災土地改良区の業務運営体制の再構築を図る。

《令和元年度以降の取組》

- ・津波被災土地改良区の残り6土地改良区111施設の施設管理計画作成支援。

【担当：農林水産部 農村整備課・農地復興推進室】

《取組内容》

東日本大震災により被災した農地・農業用施設、農地海岸保全施設等について復旧工事を行い、早期営農再開を図る。特に被害が甚大な地区については、復興交付金を活用した農地の再編整備や排水機場等の整備を行い、地域農業の復興を図る（継続）。

《成果（取組結果）》

東日本大震災の津波では、約14,300haの農地が浸水し、そのうち農地の復旧や除塩対策を必要とする面積は、約13,000haとなっている。農地の復旧や除塩対策については、平成31年3月末現在で、ほぼ目標どおりの12,990ha(約100%)に着手し、そのうち12,875ha(約99%)で作付けが可能となり営農再開が図られた。また、排水機場の復旧については、復旧対象施設47施設の全てに着手し、44施設(約94%)で完成したほか、農地海岸においても計画どおりの事業進捗が図られた。

復興交付金を活用した農地整備事業等については、平成31年3月末現在で、受益面積約5,245haの全ての区画整理工事に着手し、農家に引き渡した面積は、4,876ha(約93%)となっており、事業の進捗が図られている。

また、「新たな標準区画(2ha)」として整備方針を策定、実施し、より効率的かつ持続的な農業の展開を目指すなど、各種取組を推進してきた。土地利用の整序化では、換地の手法を活用して非農用地エリアを確定することにより、市町の土地利用計画の策定が図られた。

《今後の課題》

復旧・復興を確実に進めるためには、地区ごとの詳細な工程管理と適正な予算管理による遂行が必要である。

東日本大震災後、新たな農地整備事業等の実施地区における土地利用の整序化については、市町の復興まちづくり計画を踏まえた土地利用計画作成の推進について、関係機関と連携を図りながら支援する必要がある。

《令和元年度以降の取組》

復興・創生期間の最終年度である平成32年度に向けて、農地・農業用施設等の復旧・復興ロードマップに基づき、引き続き、災害復旧事業や復興交付金を活用した農地整備事業の推進を図る。また、今後も基盤整備を契機とした競争力のある経営体の育成や土地利用の整序化による市町の復興まちづくりの実現に取り組んでいく。

【担当：農林水産部 林業振興課】

《取組内容》

①本格的な利用時期を迎えた森林資源を有効活用し、林業・木材産業の成長産業化を推進するため、木材の生産・加工・流通体制の整備や、間伐など森林施業の集約化に向けた支援を行い、県産材の安定供給や流通拡大を図った。(継続)

②県産材を使用した住宅建設に支援したほか、CLT(直交集成板)等を活用した新たな木材需要拡大の取組や、木質バイオマスの利用拡大に向けた支援を行い、県産材の利用拡大を図った。(継続)

③福島第一原子力発電所事故に伴い出荷制限措置が継続されている「原木しいたけ(露地栽培)」や「たけのこ」の制限解除に向け、栽培管理方法の技術的支援を行ったほか、安全な原木確保への支援を行った。(継続)

《成果（取組結果）》

①木材の生産加工流通体制の基盤整備として、素材生産を行う高性能林業機械(4台)、製材機等の木材加工施設(2施設)の整備が行われ、県産材の供給体制の強化が図られた。

②県産材を使用した住宅の新築支援(538棟)や、民間施設の内外装木質化(3件)、木製品配備(6件)への支援を通じて県産材製品の普及が図られた。また、宮城県CLT等普及推進協議会による勉強会等(48回)や県産CLTを使用したモデル施工(2棟)への支援のほか、木質バイオマスの利用推進に向けた未利用間伐材等の調達支援(6事業体、4,342m<sup>3</sup>)、木質バイオマスストーブの導入(2事業体、2基)等を通じて、県内における新たな木材需要の創出が図られた。

③原木しいたけ(露地栽培)については、16市町村の生産者のうち、県の栽培管理基準に基づき生産・管理された生産者44名の出荷制限が解除されたほか、たけのこについては、白石市及び大崎市の全域、栗原市及び丸森町の一部の地区の出荷制限が解除された。(H31.4.30現在)

《今後の課題》

- ①森林・林業の持続的な発展のため、これまで経営管理が不十分であった森林についても、適切な経営管理を行っていく必要があるが、所有者の経営意欲の低下、担い手不足といった課題がある。
- ②林業・木材産業の成長産業化を実現するためには、施業の集約化等により木材生産の低コスト化をさらに進めるとともに、木材需要に応じた効率的な原木供給システムを構築し、素材生産量の拡大を図る必要があるが、所有者や境界が不明な森林も見られることから、所有者の特定と境界の明確化が課題となっている。
- ③県産CLTの普及や製造コストの縮減、未利用材の木質バイオマス利用の拡大などを通じて県産木材の需要を創出し、素材生産量の拡大と森林所有者へ利益還元を図っていく必要がある。
- ④原木しいたけの出荷制限解除の要件となる「栽培管理」の取組をさらに普及するとともに、引き続き安全な原木等の調達を進める必要がある。

**《令和元年度以降の取組》**

- ①適切な森林資源の管理を目的として、所有者に代わって市町村が森林の経営管理を行う「新たな森林経営管理制度」が円滑に運用されるよう、制度の主体となる市町村への支援や担い手の育成等を実施していく。
- ②木材の生産・加工・流通のための施設等の整備や森林施業の集約化に向けた支援を継続するとともに、多様化する需要者ニーズに応じた丸太を的確に供給できる新たな流通システム構築を支援する。また、森林経営管理制度を推進するための基礎資料となる森林情報の精度向上を図る。
- ③県産材の利用拡大を図るため、県産材を使用した住宅整備等への支援を継続するほか、CLT活用建築の普及に向け、老朽化した林業技術総合センターのCLTを活用した木造施設への更新、宮城県CLT等普及推進協議会が実施する技術者育成や技術開発に対する支援、CLT活用建築のコスト低減に取り組む民間事業者等に対する支援を実施する。また、木質バイオマスの利用促進を図るため、中小規模のバイオマス熱電供給施設等を県内にバランス良く配置するほか、未利用間伐材などの安定供給を支援する。
- ④出荷前の放射性物質検査を徹底し、安全・安心な特用林産物の供給に努めるとともに、栽培管理の取組を推進する。また、生産者が生産再開から販売まで安心して経営再開等に取り組めるよう、県外からの原木等の購入支援に加え、非破壊検査機を活用した検査体制の整備を行い、県内産原木の供給再開に取り組む。

**【担当：農林水産部 水産業振興課】**

**《取組内容》**

- 水産加工業の労働力不足に関する取組  
従業員宿舍の整備に対する支援、就業先として認知度向上を図るための職場見学会の開催

**《成果（取組結果）》**

- 水産加工業の労働力不足に関する取組（平成30年度）
  - ・従業員宿舍の修繕・整備に対する補助：交付決定18事業者、交付決定額256,010千円、入居定員226人
  - ・高校生、保護者等を対象とした職場見学会の開催：3地区（塩釜、石巻、気仙沼）で開催、事業費1,300千円

**《今後の課題》**

- 水産加工施設等は復旧しつつあるが、従業員不足により生産能力の向上が課題となっていることから、引き続き労働力確保の支援が必要である。

**《令和元年度以降の取組》**

- 沿岸市町、水産加工組合等関係機関と連携し、引き続き労働力確保に対する支援を行う。

**【担当：土木部 土木総務課】**

**《取組内容》**

- 事業進行管理による復旧・復興事業の着実な事業執行（継続）

**《成果（取組結果）》**

事業進行管理委員会や幹事会、用地部会及び重点進行管理部会を開催し、各課室及び地方機関との連携を強化しながら、用地取得や工事執行時期の目標を明確にした執行計画を策定した。

また、事業執行に当たっては、予算全体の執行管理とともに、事業ごとの工事進捗状況の可視化と情報共有化、事業進捗に向けた課題把握と迅速な対応の実施など、きめ細やかな進行管理を行った。

結果、平成30年度末の明許繰越額は約842億円と前年度（約1,244億円）より約402億円縮減された。

**《今後の課題》**

復旧・復興事業の完了に向けて、工事工程も考慮した用地取得の進捗管理及び用地隘路箇所土地収用裁決スケジュールの進捗管理に取り組むとともに、契約率による進行管理や事業箇所ごとの工事進捗状況管理など、引き続き、きめ細かな進行管理を行う必要がある。

**《令和元年度以降の取組》**

復旧・復興事業の着実な完了に向け、事業箇所ごとの課題把握とその解消を図っていくなどの重点的な進行管理に取り組むとともに、マンパワー不足に対して、発注者支援などの外部委託を可能な限り活用していく。

**【担当：土木部 都市計画課】**

《取組内容》

市町と共同で復興整備計画を作成する。(継続)

《成果（取組結果）》

14市町と復興整備計画を協議するための復興整備協議会を開催し、合計456の復興整備事業に関する復興整備計画を公表している。(H31.4.2公表分まで)

《今後の課題》

事業段階に応じて、農地転用許可や開発許可等の追加の特例を得るために復興整備計画の変更が必要となる。

《令和元年度以降の取組》

令和元年度においても、復興整備協議会は年5回程度、関連する都市計画審議会も年5回程度開催することとする。

**【担当：土木部 復興まちづくり推進室】**

《取組内容》

被災市町が行う復興まちづくりの課題などに対し、技術的な指導や支援を行うとともに、市町職員を対象とした復興まちづくり事業勉強会を実施するなど、課題の解決に向けた情報提供と技術的な支援を行った。(継続)

また、被災者が復興に関する情報を身近に感じることができるよう、復興まちづくりパネル展の開催や出前講座の実施などにより、積極的な復興状況の情報発信に努めた。(継続)

《成果（取組結果）》

- ・復興庁が行う復興交付金事業計画策定支援のための被災市町へのヒアリングに同席し、市町への助言及び各種調整を図った。
- ・被災市町の課題解決に向けて情報共有を図るため、被災市町を訪問してヒアリングを行ったほか、復興まちづくり事業勉強会を4月、8月及び12月に県庁において開催し、事業完了手続きや事業完了後を見据えた持続可能なまちづくりの先進的な取組などの情報を提供した。
- ・移転元地の利活用や新たな造成地に産業・商業を誘導するため、復興まちづくりの整備状況や誘致対象地区を紹介するパンフレットを作成し、東京及び名古屋で開催された企業立地セミナーで各企業へ配布した。
- ・県内各地、東京都及び新潟県などにおいて、被災市町と連携した「復興まちづくりパネル展」を県内外で計8回開催したほか、東北工業大学、静岡県土地区画整理組合連合会や愛知県豊川商工会議所などにおいて、出前講座を計6回実施することにより、復興状況などの情報発信を行った。

《今後の課題》

震災から8年が経過し、復興まちづくり事業の概成、宅地や災害公営住宅の引き渡しが進んでいるものの、まちづくりの中心となる産業用地や商業用地などへの企業誘致やまちの賑わいの創出が課題となっている。

また、引き続き復興予算の確保、人的支援などの継続のほか、復興まちづくり事業の完遂に向けて生じる各種手続きに対する支援が課題となっている。

《令和元年度以降の取組》

引き続き、市町の復興まちづくり支援を継続するとともに、震災の風化防止や震災教訓を次の大災害に生かすため、復興まちづくり事業の取組を検証し、積極的に全国に発信するような情報提供に努める。

**【担当：教育庁 義務教育課】**

《取組内容》

- スクールカウンセラーの派遣・配置 (継続)
  - ・県内全公立中学校（仙台市を除く）にスクールカウンセラーを配置、全市町村（仙台市を除く）に広域カウンセラーを配置し、域内小学校に派遣
  - ・教育事務所専門カウンセラーの配置 (継続)
- 心のケアに係る研修会等の実施 (継続)
  - ・心のケアに係る研修会、ケア宮城と共催した教職員等を対象とした研修会
- 心のケアに係る外部人材の活用 (継続)
- 学校教育活動復旧支援員の配置 (継続)
- 要望する市町村へスクールソーシャルワーカーの配置 (拡充)
- 「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」及び「児童生徒の心のサポート班」の充実・拡充 (拡充)

- 補助事業「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」の実施（継続・拡充）
- 不登校問題等の実態や施策について、保健福祉部との間で諸会議等での情報共有（継続）

《成果（取組結果）》

- 県内全公立中学校（仙台市を除く136校）及び義務教育学校（後期課程）（1校）にスクールカウンセラーを配置（年間41回程度）、全市町村（仙台市を除く）に、広域カウンセラーを配置し、域内小学校（全250校）及び義務教育学校（前期課程）（1校）に派遣（年間26回程度）した。また、市町村教育委員会や学校の要望に応じて、緊急派遣や追加派遣をした。
- 各教育事務所に2～4名の専門カウンセラーを配置し、年間70回の相談日において管内学校への巡回等も含めて児童生徒の状況を把握するとともに、教員・保護者等への相談を実施し、校内の教育相談体制の充実を図った。
- 心のケアに係る研修会等の実施（10回）
- 被災した児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言等様々な課題に対応するため、市町村に対し学校の教育活動を支援する支援員（16名）を配置した。（石巻市、塩竈市、大崎市、大河原町、女川町、七ヶ浜町）
- 全市町村に延べ68名のスクールソーシャルワーカーを配置し、支援を行い、学校を外から支える体制の充実を図った。
- 教育庁内の「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」の情報共有を一層図るとともに、3年目を迎えた東部教育事務所内の「児童生徒の心のサポート班」の活動を更に充実させた。また、大河原教育事務所内に「児童生徒の心のサポート班」を増設し、児童生徒や保護者への対応と併せて教職員への助言や学校の課題を解決するための相談窓口と訪問機能を持った、学校を外から支える組織体制を構築し、保健福祉担当部局等の関係機関との連携を強化しながら取り組んだ。
- 東日本大震災に起因する心の問題や不登校、いじめなど、学校生活に困難を抱える児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備に対する補助事業「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を19市町に対して実施した。（白石市、大河原町、塩竈市、七ヶ浜町、美里町、石巻市、気仙沼市、南三陸町（28年度設置）、多賀城市、松島町、利府町、女川町、登米市（29年度設置）、角田市、柴田町、富谷市、加美町、涌谷町、東松島市（30年度設置））設置市町の不登校児童生徒の再登校率は、県の平均を10ポイント以上上回るなど、成果が見られた。
- 不登校の課題等の実態や施策について、子どもの心のケア対策会議や青少年の健全な育成に関する諸会議等において、保健福祉部との情報共有を行った。

《今後の課題》

- 震災から8年が経過したものの、今後も児童生徒の学習状況や生活状況等を見守っていく必要があることから、長期的な視点に立ち、発達の段階に応じた取組を継続して行っていくとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のほかに、保健福祉担当部局等の関係機関との緊密な連携による取組の一層の充実が必要となっている。
- 学校や市町村からのニーズは依然として高いことから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの有資格者の確保が課題である。

《令和元年度以降の取組》

- これまでの取組を継続し、被災地における児童生徒の心のケアや教職員等をサポートするため、「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」及び「児童生徒の心のサポート班」の機能の充実を図り、保健福祉担当部局等の関係機関との連携を強化して取り組み、学校を外から支える体制を一層充実させる。また、児童生徒にとって魅力のある「行きたくなる学校」づくりを推進し、児童生徒のいじめ・不登校等生徒指導上の諸課題に対する未然防止や早期発見につながる取組を促進する。
- 「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」の実施市町村の拡充及び支援継続を図り、当該事業を活用し、様々な課題により学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援の取組を支援していく。

事項名：（11） 共生社会の形成の推進について

意見の内容

本県においては、これまで、男女共同参画社会の形成に向け「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」（平成29年度～32年度）に基づき、審議会等委員における女性の登用及び県における女性管理職の育成・登用等を進めてきた。また、特定事業主行動計画を策定しワーク・ライフ・バランスを推進してきたほか、障害を理由とする差別の撤廃、多文化共生社会の形成などに取り組み、共生社会の形成を推進してきたところである。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは、本県においてもサッカー競技の開催が予定されており、さまざまな国・地域から多くの方々が来県する。そのオリンピック憲章の根本原則において「このオリンピック憲章の定める権利及び自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的又はその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自、その他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」と規定されており、あらゆる差別を撤廃した対応が求められる。今後、このオリンピック・パラリンピックも契機として、人種や国籍、性別や年齢、障害等の有無を問わずに、誰もが住みよい共生社会の形成に向け、一層努力願うとともに、具体



的な施策の実施にあたっては、多様性に十分配慮されたい。

## 対 応 の 状 況

### 【担当：総務部 人事課，行政経営推進課】

#### 《取組内容》

- ・県では、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく特定事業主行動計画を策定し、これまでの働き方を見直して仕事と家庭生活の両立を目指すとともに、一層の女性活躍の促進に向けた環境作りに取り組んでいる。（継続）
- ・より柔軟な勤務時間の設定を可能とする新たな時差勤務制度を実施することとし、現行の平常勤務（A勤務）・時差勤務（B勤務）に加えて、5つのパターン（時差1～5）の勤務時間を設定して、平成31年1月から試行を開始した。（新規）
- ・サテライトオフィス勤務制度を平成30年4月から本格施行し、地方機関の職員が所属外で執務できる環境を整備することで、移動時間の削減による時間の有効活用など生産性の向上を図った。（新規）

#### 《成果（取組結果）》

- ・平成30年度における管理職の女性割合は8.7%、係長級以上に占める女性の割合は23.4%とそれぞれ過去最高となっている。（教育・警察除く各任命権者の合計）
- ・男性職員の育児休業取得率について、平成29年度は14.5%となっている。（特定事業主行動計画上の目標は15%）
- ・「女性職員のキャリア支援セミナー」について、階層別研修に組み替えて研修の位置づけを明確化するとともに、内容の充実強化を図り、女性活躍の必要性の理解促進及びキャリア形成意欲の向上を図った。（受講者数53人）
- ・新たな時差勤務について、平成31年3月は106名の職員（本庁47名、地方59名）が制度を利用している。
- ・サテライトオフィス勤務は、毎月一定の利用実績があり、利用職員からも時間の有効活用に繋がるとの意見が聞かれている。

#### 《今後の課題》

- ・女性職員の職域拡大・人財育成等により、一層の活躍を目指すとともに、育児や介護を含む家庭生活における男性職員の参画を拡大させる必要がある。
- ・子育てや介護など様々な事情を抱える職員が増える中、県民サービスを低下させないため、それぞれの職員が持てる力を十分に発揮できる環境を整える必要がある。
- ・時差勤務については、今後の運用状況を見ながら職員アンケートを実施し、制度の検証を行い、適宜実施内容の見直しを検討していく。
- ・職員のワーク・ライフ・バランスの向上に向けては、時間外勤務のさらなる適正化が必要である。
- ・業務の生産性向上とともに、時間や場所にとらわれない働きやすい環境整備を進めていく必要がある。

#### 《令和元年度以降の取組》

- ・特定事業主行動計画の取組を着実に実施するとともに、副知事を委員長とする「宮城県特定事業主行動計画策定・推進委員会」において進行管理や現行制度の改善を図りながら、目標達成に向けて取り組んでいく。また、県の取組状況については、県ホームページに掲載するなど、一般事業主への波及に繋がるよう努めていく。
- ・「女性職員のキャリア支援セミナー」について、今年度の成果を踏まえた一層の内容の改善を図る。
- ・働き方改革推進法の施行に合わせて客観的なデータによる在庁時間の把握や、時間外勤務等取扱要綱等の見直しにより時間外勤務の適正管理を一層徹底していく。
- ・サテライトオフィス勤務制度は引き続き継続することとするほか、モバイルワーク等の導入の可能性についても検討を行っていく。

### 【担当：保健福祉部 障害福祉課】

#### 《取組内容》

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」（仮称）の制定の検討を開始した。（新規）

#### 《成果（取組結果）》

平成30年12月27日に開催した「宮城県障害者施策推進協議会」において審議された条例の制定方針（案）及び骨子（案）について、平成31年2月5日から11日にかけて県内7地域でタウンミーティングを実施し、延べ374人の県民から多様な意見を伺った。

#### 《今後の課題》

障害当事者から条例の制定過程への関与を求める意見等が出されている。

#### 《令和元年度以降の取組》

条例の制定にあたっては、多くの当事者の方から意見を伺うことが重要と考えており、出された意見への対応の検討と合わせ、今後も丁寧な意見集約に努め、素案の作成等、条例の制定を進めていく。

**【担当：震災復興・企画部 オリンピック・パラリンピック大会推進課】**

**《取組内容》**

＜都市ボランティア＞

○サッカー競技の開催に伴い、本県で募集する「都市ボランティア」について、多様な方々に参加していただくため、応募条件等を定めたボランティア実施計画の策定に向けて、関係団体等との協議を実施した。(継続)

**《成果（取組結果）》**

○募集に当たっては、年齢（下限は有り）、性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、多様な方々を対象として募集することを定めた「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ボランティア実施計画」を策定し、公表した。(平成30年11月16日)

**《今後の課題》**

またとない機会であるオリンピックへの県民の積極的な参画に向け、積極的な広報活動を展開し、周知を図っていく必要がある。

**《令和元年度以降の取組》**

＜都市ボランティア＞

○平成31年4月から募集を開始する本県の「都市ボランティア」については、年齢（下限有り）、性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、多様な方々を対象として募集を行うほか、募集後に実施する共通研修において、ダイバーシティや共生社会に関する理解についても盛り込むこととしている。

＜聖火リレー＞

○本県が選出する聖火リレーランナーの公募に当たっては、東京2020大会におけるダイバーシティの理念を反映し、年齢（下限要検討）、性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、多様な方々を対象として募集を行うこととしている。

＜競技会場＞

○アクセシビリティガイドラインに基づいた男女共用多目的トイレを組織委員会が仮施設として設置することとなっている。

**【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】**

**《取組内容》**

- ・宮城県男女共同参画施策推進本部会議を平成30年8月に開催し、本部長（知事）から、女性委員の更なる登用推進について、各部長がリーダーシップを発揮し取り組むよう指示した。(継続)
- ・男女共同参画施策推進本部幹事会及び各部長官課長会議を平成30年7月に開催し、審議会等への女性委員の登用状況の進捗状況等を議題とし、環境生活部長から各部長に對し、目標達成に向けた更なる努力を依頼した。(継続)
- ・「県の審議会等への女性委員登用推進に関する主管課担当者会議」を平成30年6月に開催し、庁内における登用推進が着実に図られるよう情報共有を図った。(継続)
- ・「宮城県女性人材リスト」について、既登録者への登録継続確認や、市町村・大学・女性関係団体等から推薦のあった方の登録を行うなど、リスト更新作業を実施した。(継続)
- ・男女共同参画推進のためシンポジウム等を実施し普及啓発を行った。(継続)
- ・また、女性活躍の流れを加速し、各界各層における自発的な取組を促進するための大きなステップとして、フォーラム「WIT2018宮城」を平成30年10月に開催し、魅力ある「働き方」と「女性活躍」のムーブメントを県内外に広く発信した。(新規)
- ・「男女共同参画社会基本法に基づく計画」について、県で市町村用の計画素案を作成し、市町村課長会議や担当者会議の場で周知するとともに、未策定の市町村に直接出向いて計画策定について働きかけを行った。(継続)
- ・「みやぎ男女共同参画相談室」において、男女共同参画に関する諸問題やLGBT（性的マイノリティ）についての相談対応を実施した。(継続)
- ・「女性のチカラを活かす企業」認証制度では、認証企業の公表や取組事例の紹介をホームページで行ったほか、各種会議・イベント等で制度説明を行うなど、積極的に制度周知を行った。(継続)
- ・また、認証企業の取組の定着と更なる促進を図るための新たなメリットとして、出納局契約課と連携して、県の物品及び役務の調達における「女性活躍推進事業者からの優先調達制度」を創設（平成30年9月から登録事務開始、平成31年4月施行）し、制度の周知に努めた。(新規)

**《成果（取組結果）》**

・「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」（計画期間 H29～R2。「女性活躍推進法」で地方公共団体において策定を努力義務としている「推進計画」としても位置付け。）に基づき、令和2年度までの目標値の達成に向け、各種施策を展開し、計画初年度（平成29年度）の進捗状況及び施策の実施状況を取りまとめ、平成30年9月議会に報告した。（結果：目標指標12項目のうち1項目で目標達成。（前年度比：上昇6項目、横ばい3項目、一部上昇・下降1項目、下降2項目））

- ・女性委員の登用については、様々な機会を通じて計画の着実な実施について周知徹底を図ったことにより、登用の推進について全庁で一層の浸透が図られた。なお、登用率については38.0%（平成30年4月1日現在：前年比0.9%増）である。（平成31年4月1日現在の状況は調査中）
- ・「女性のチカラを活かす企業」認証制度では、積極的な制度の周知と「女性活躍推進事業者からの優先調達制度」の創設により、平成31年4月1日現在で41者が女性活躍推進事業者として登録した。

《今後の課題》

- ・宮城県男女共同参画基本計画（第3次）に掲げる新たな目標値である「女性委員の割合45%」を達成するため、委員の推薦を依頼している団体の一層の理解促進や委員候補となる女性人材の発掘を図る必要がある。
- ・「男女共同参画社会基本法に基づく計画」について、未策定の市町村もあり、「女性活躍推進法に基づく推進計画」とともに、その策定を市町村に、より一層促していく必要がある。

《令和元年度以降の取組》

- ・年度当初に「県の審議会等への女性委員登用推進に関する主管課担当者会議」を開催し、女性委員の更なる登用推進について、情報共有を図る。（継続）
- ・女性委員の登用率調査結果も踏まえ「宮城県女性人材リスト」の活用等により計画的に審議会等委員の選任を実施する。（継続）
- ・経済団体や各種団体等とともに設立した「みやぎの女性活躍促進連携会議」参加団体等に対し、審議会等委員の女性の適任者の積極的な推薦と「宮城県女性人材リスト」に登載する女性の推薦を継続して依頼する。（継続）
- ・「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」における目標値「女性委員の割合45%」も含め、全ての目標値の計画期間内での達成に向け、各種施策を総合的に推進していく。（継続）
- ・「WIT2018宮城」開催を契機として、魅力ある「働き方」と「女性活躍」の取組を加速していく。（新規）
- ・「みやぎ男女共同参画相談室」における、男女共同参画に関する諸問題やLGBT（性的マイノリティ）について、県民が気軽に相談できる相談窓口として適切に運営する。（継続）

【担当：経済商工観光部 国際企画課】

《取組内容》

多文化共生社会を推進するため、「意識の壁」解消に向け、シンポジウムの開催（継続）や各種啓発ツールの作成・配布（継続）、有識者会議による意見聴取（継続）、「言葉の壁」の解消に向け、災害時通訳ボランティア整備（継続）や防災ハンドブックの作成（新規）、「生活の壁」の解消に向け、みやぎ外国人相談センターの設置（継続）や多文化共生研修（継続）の開催など各種事業を実施した。

《成果（取組結果）》

3つの壁の解消に向け上記事業を総合的に実施した結果、多文化共生の理念については一定程度浸透したものと考えられるとともに、外国人が地域で安心して生活できるよう、災害時の支援体制整備や、生活全般に対する相談体制整備に寄与したものと評価している。

《今後の課題》

多文化共生社会の推進においては市町村との連携が不可欠であるものの、市町村における外国人住民のサポート体制や施策の進捗は様々であり、今後、更なる連携強化に向け、県として必要な支援を行う必要がある。

また、外国人県民の数は震災以降増加を続けており、平成31年4月に新たな在留資格が創設されることに伴い、今後更なる増加や国籍の多様化が見込まれるなど、外国人県民を取り巻く状況は大きく変化していることから、こうした現状や課題に柔軟かつ的確に対応することが求められている。

《令和元年度以降の取組》

平成31年3月に策定した「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」を基に、従来の取組に加え、国が全国に約100箇所設置することとしている「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の機能を県国際化協会が担い、相談体制の強化を図っていくとともに、外国人技能実習生等と地域との交流推進に向けた取組を県内各地で継続的に進めていく。

## 前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況

### 事項名：(1) 美術品取得基金について

| 意見の内容   |
|---|
| 美術品取得基金において、点数で約700点、金額で約15億3千9百万円美術品を有しているが、その保管や取扱に関する規程は整備されていないことから、引き続き、必要な規程の整備なども含め、県民の貴重な財産である美術品の確実な維持管理を図られたい。  |
| 対応の状況   |
| <p>【担当：教育庁 生涯学習課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○美術館の収集する美術品に加え、東北歴史博物館の収集する資料も基金により取得できるよう、基金条例を改正し、名称を「美術品等取得基金条例」と改める。その上で「美術品等取得基金管理運用規則」を制定し、美術品等の取得や管理等を適正に行う。(新規)</li> </ul> <p>《成果(取組結果)》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成31年2月議会で条例改正案を提出。同年3月の教育委員会定例会に管理運用規則案を提出。いずれも平成31年4月1日から施行済み。</li> </ul> <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特になし</li> </ul> <p>《令和元年度以降の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○条例及び管理運用規則に基づき、基金を有効活用し、美術品等の収集活動を行うとともに、取得済財産の維持管理を適正に行う。</li> </ul> |

### 事項名：(2) 高等学校等育英奨学資金貸付基金について

| 意見の内容   |
|---|
| 高等学校等育英奨学資金貸付基金において、奨学資金貸付金償還金の収入未済額が約2億7千7百万円となり、前年度に比べ約7千2百万円増加しており、各種対策を講じているものの、増加傾向に歯止めがかからず、貸付に支障が生じることが危惧される。ついては、より一層の収納促進を図るとともに、私立学校の協力も得て、貸付時の本人及び保証人への条件説明等を徹底し、保証人等に対する速やかな督促の実施など、収入未済の発生抑制に積極的に取り組まれたい。  |
| 対応の状況   |
| <p>【担当：教育庁 高校教育課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○償還方法については原則口座振替としているが、残高不足や口座を解約した場合など償還期日に口座振替できない場合に、振込用紙同封の督促状を送付し納付を促した。(継続)</li> <li>○未納状態が継続している者には、年2回、未納額総額を明記した納付催告書を送付し納付を促した。さらに、6か月以上の滞納者に対しては、その連帯保証人宛に催告文書を送付し納付を促した。(継続)</li> <li>○平日昼間に電話が繋がらない者に対しては、朝夕に電話による督促を行ったほか、訪問による督促を行った。(継続)</li> <li>○滞納者が納付したい時にタイミングを逃さず受領できるよう、就学支援チームの職員全員を現金取扱員に指定した。(継続)</li> <li>○償還口座について、借受者口座と連帯保証人口座のいずれかを選択できることとした。(継続)</li> <li>○住所の異動を届けずに転居した者など、所在不明な滞納者に対しては、住民基本台帳ネットワークシステムや戸籍の公用請求等により転居先を調査し、速やかに督促を行った。(継続)</li> <li>○償還方法について、借受者が償還しやすいよう、月賦償還、半年賦償還、年賦償還、月賦と半年賦償還の併用償還の4種類の方法を選択可能としている。なお、納付相談等により、一時的に償還困難な状況が判明した滞納者に対しては、その滞納額をさらに分割して納付することを可能としている。(継続)</li> <li>○生活保護、失業中、育児休業等で無給・減給など、経済的困窮等により償還が困難な借受者に対しては、償還の猶予申請を案内し、新たな収入未済の発生抑制に努めた。(継続)</li> <li>○高等学校校長会や高等学校教育関係所管事務説明会など、県内高校の管理職等が参集する会議において、収入未済が増加している状況を説明し、申請時の面談や決定時の交付式の場では、償還金が新たな奨学資金の貸付原資になっていること、その償還が滞ると制度の運用に支障を来すことから就労後は滞りなく償還することを、奨学生に対して丁寧に説明するよう依頼した。(継続)</li> </ul> |

- 債権回収会社（サービサー）へ業務委託を行い、回収困難案件の回収に取り組んだ。（新規）
- 収入未済縮減に向けた取組を確実に推進するため、「高等学校等育英奨学資金収入未済縮減に向けた取組方針」（以下「取組方針」という。）を策定した。（新規）
- 私立高校など、収入未済の割合が高い高校を訪問等し、現状の認識や、償還の重要性を理解し奨学生としての自覚を持たせる指導を行うよう協力を要請した。（新規）

#### 《成果（取組結果）》

- 過年度の収入未済のうち、55,878,577円を回収し、収入未済の縮減に努めた。

#### 《今後の課題》

- 当該貸付金は、国の特殊法人等整理合理化計画により旧日本育英会から移管され、平成17年度から県事業として貸付を開始した事業であり、最初の大学卒業生が発生した平成24年度から償還対象者が増加し、それに併せて収入未済も大幅に増加している。
- 貸付金の償還は、10年程度の長期間で行われているが、償還対象者のうち、例年約2割強の方が未納になっているのが現状である。
- この割合を減少させるため、貸付時においては、「貸付を受ける（返済を要する）」という自覚を強く持つこと、償還が新たな貸付金の原資になることなど、制度の趣旨を丁寧に説明していく必要がある。
- また、貸付後においては、債権管理を徹底するとともに、滞納案件に対しては取組方針に基づき、初期段階で速やかに督促状や電話等で納付を促し、滞納を長期化させない対応を確実に行う必要がある。
- さらに、近年、償還対象者及び連帯保証人が自己破産する案件が増加していることから、その対応を整理する必要がある。

#### 《令和元年度以降の取組》

- 取組方針に基づき、滞納者や連帯保証人に対して、督促状の送付、電話による督促、納付催告書の送付などの対応を行うとともに、訪問督促については、滞納者のほか、連帯保証人に対しても積極的に行っていく。（拡充）
- 債権回収会社（サービサー）への業務委託による回収を拡充していく。（拡充）





